

平成26年第7回

香美市議会定例会会議録

平成26年10月 1日 開 会
平成26年10月20日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 6 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 6 年 1 0 月 1 日 水曜日

平成26年第7回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年10月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月1日水曜日（会期第1日） 午前 9時04分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

代表監査委員 三木象二 農業委員会事務局長 久保和昭
監査委員事務局長 和田隆

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松美公 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 野口恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 77号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 78号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 79号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 80号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 81号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 82号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 83号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 86号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 88号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 89号 香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成26年10月1日(水) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長の報告
 - (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について
 - 報告第10号 平成25年度香美市健全化判断比率の報告について
 - 報告第11号 平成25年度香美市資金不足比率の報告について
 - (2) 行政の報告及び提案理由の説明
- 日程第4 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9	議案第	70号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第	71号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第	72号	平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第	73号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第	74号	平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第	75号	平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第	76号	平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）
日程第16	議案第	77号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第	78号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第	79号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第	80号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
日程第20	議案第	81号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
日程第21	議案第	82号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	83号	香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	84号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	85号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	86号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	87号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第27	議案第	88号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第28	議案第	89号	香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について

会議録署名議員

3 番、利根健二君、4 番、山崎眞幹君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時04分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから平成26年第7回香美市議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

まず、平成26年第7回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いていますが、朝晩は秋の気配を感じるようになりました。

8月は毎日のように雨が降り、天気の良い日は2日ぐらいしかなかったと思います。

そして、台風12号、11号による甚大な被害、特に広島県広島市安佐区の土石流による災害で、一瞬のうちに住宅、建物への被害、そして多くの人命が奪われました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈りし、一日も早い復旧復興ができますことを願います。

また、高知県でも場所によっては今まで経験をしたことのない大雨に見舞われ、農作物、河川などに被害が出ました。本市でも避難勧告が出され、避難された方も大勢いて、避難所で心配して過ごした方もおいでだと思います。

また、林道、作業道、農道、農業用水路等の崩壊、埋まり、山腹崩壊、河川の護岸流失と多くの箇所で見受けられましたが、人的被害がなかったことは何よりでございます。農業用水路、生活道、水道水については、職員の迅速な対応によって短時間で仮復旧ができました。これからも何事においても迅速な対応を願うものでございます。

さて、本議会定例会は、議会議員選挙改選後初めての定例会であります。議員各位には慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いし、円滑な議事運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて3番、利根健二君、4番、山崎眞幹君の両君を指名します。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、9月26日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成26年第7回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月26日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおりでございます。本日から10月20日までの20日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任

することとなりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第84号は、本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目から会期6日目までは、休日及び議案精査のために休会としました。

会期7日目から会期9日目までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第76号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目から会期13日目までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期14日目は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期15日目は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期16日目から会期19日目までは、休日及び議案審査整理のため休会としました。

会期20日目の最終日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会への付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、午前10時までと決定しました。一般質問の通告であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、陳情、発議については、提出案件がなく、決議案が2点、意見書案が3件提出されております。

2件の決議案については、特別委員会の設置に関するもので、最終日に追加案件として提案することになりました。

また、3件の意見書案についても、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりであります。議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から10月20日までの20日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月20日までの20日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定による報告第 1 0 号及び第 1 1 号の報告がありました。また、監査委員から、平成 2 5 年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成 2 5 年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成 2 5 年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、平成 2 5 年度財政健全化判断比率の審査意見並びに平成 2 5 年度資金不足比率の審査意見が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第 4、議案第 6 5 号、平成 2 5 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 8、議案第 8 9 号、香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定についてまで、以上 2 5 件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第 6 5 号から議案第 8 9 号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、平成 2 6 年第 7 回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして、各地域でのご活躍に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところでございます。

まず、8 月 1 日から 1 0 日に発生をしました台風 1 2 号及び 1 1 号の被害報告についてでございます。

広島での土砂災害を初め 8 月に各地を襲った台風 1 2 号、1 1 号は、前線の影響により大きな被害をもたらしたわけでございます。本市におきましても、台風 1 2 号の影響で降り始めからの総雨量が香北町川ノ内で 1, 7 6 3 ミリを記録し、1 時間最大雨量は香北町佐敷で 7 8 ミリを記録する豪雨となりました。

8 月 2 日には、台風 1 2 号により大雨のため土砂災害発生の危険が高まったため、香北町全域に避難勧告を発令し、3 日には繁藤地区等に避難準備情報を発令いたしました。

災害対策本部を立ち上げ、市内 1 8 カ所の避難所を開設しまして対応に当たり、6 0 名の市民の皆さんが避難をされました。

また、8 月 8 日には台風 1 1 号により香美市全域に避難準備情報を発令し、9 日には香美市全域に避難勧告を発令し、市内 1 6 カ所の避難所を開設し、9 0 名の市民の皆さんが避難をされております。

今回の豪雨被害では幸いにも人的被害はございませんでしたけれども、道路、河川、住家の浸水被害など、市内全域で甚大な被害を受けることとなりました。

道路の関係では、国道で崩落 4 件、道路冠水 1 件の被害が発生し、県道で崩落が 7 件、陥没 1 件の被害が発生しております。市道での崩落は 3 5 件、路側決壊が 7 0 件、路面損傷が 2 8 件、道路冠水が 3 件、倒木 2 件の被害が発生し、林道で山どめ決壊が 4 件、

路側決壊12件の被害が発生をいたしております。

河川では、護岸崩壊84件の被害が発生しております。

住家では、床上浸水2件、床下浸水13件、その他16件の被害が発生しております。

農業関係では、農地44件、農道31件、水路12件、ビニールハウス93件、被害面積が5.56ヘクタールという被害が発生しておるところでございます。

また、停電は、物部町頓定、舞川、仙頭で128戸の停電があり、その他として、地すべりが1件発生しております。

今回の被害総額につきましては、一般会計約5億3,079万円、簡易水道会計約3,083万円の被害となっておるところでございます。

このたび、市民生活及び営農活動に支障がないよう、早急な復旧対策に努めてまいりたいとこのように考えております。今後とも台風の到来や秋雨前線の活発化が予想されますことから、気象情報等には十分に注意をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、次に、諸般の報告及び提案理由の説明を申し上げます。お手元のほうにお配りをしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、各課からの行政報告を行います。

まず初めに、総務課でございます。

香美市議会議員選挙についてでございますが、9月7日に香美市議会議員選挙が執行され、20の議席が決まりました。投票者数1万3,357人、そして、投票率57.95%という結果となっております。

管財課でございますが、市営住宅についてでございます。

市営住宅百石団地の入居者が8月末をもって全て転居しました。今後、老朽住宅の取り壊しに向け事業を推進します。

市営住宅中央1号、2号団地入居者の駐車場不足解消及び路上駐車根絶のため、駐車場を整備いたしております。

まちづくり推進課からでございます。

姉妹都市交流についてでございますが、8月1日から3日に姉妹都市の北海道積丹町から、第46回土佐山田まつりに参加するため、積丹町役場職員が香美市を訪問されております。あいにくの雨で祭りは中止となりましたが、積丹町職員は香美市を視察するなど交流を深めております。

また、9月6日から7日には、姉妹都市の福井県あわら市で開催されました第14回あわら北潟湖畔観月の夕べへ参加をいたしております。今回も香美市物産展を出店し、地場製品の販売、あわら市民の皆さんとの交流を図ったところでございます。

次に、防災対策課でございます。

1、台風の対応でございます。8月2日から10日にかけて高知県に襲来した台風12号、11号の接近に伴い、災害時職員初動マニュアルの動員計画及び避難対策等の基

準に基づき、香美市災害対策本部の設置や避難勧告等の発令を行い、避難所の開設・運営等に職員を配備するなどの対策を行っております。

また、市民の方に対して、避難準備情報、避難勧告を発令するとともに、避難所の開設場所とあわせて、緊急速報メールや災害情報に特化したホームページにより情報提供を行うなど、初めての取り組みを実施しております。

なお、避難所数及び避難者数の詳細は表に示しておりますので、ご参照ください。

2といたしまして、県下一斉の避難訓練についてでございますが、8月31日に県下一斉の避難訓練が行われ、香美市では自主防災組織による初期消火や炊き出しなどの訓練に63組織2,407名が参加をいたしております。

次に、建設課でございます。

1、都市計画についてでございます。

旭町・宝町・黒土の各街区公園改修工事は、現在工事はほぼ完了し、供用開始に向けた準備をいたしております。

また、都市計画道路新町西町線につきましては、関係機関との協議も整い、関係者等への説明を行い、本年度計画分の用地等買収を計画しておるところでございます。

2、地籍調査についてでございます。

本年度の調査地区は物部町大栃・柳瀬の各一部、香北町川ノ内・横谷の各一部、土佐山田町西又の一部を予定しており、現地立会等作業を進めております。

3、県営工事についてでございます。

国道195号及び大栃橋かけかえ工事について、支所を初め地域等との連絡を密にし、事業のスムーズな進捗を心がけて作業を進めておるところでございます。

次に、産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業についてでございます。

四国森林管理局、高知県が主催する自衛隊と協働の三嶺シカ捕獲事業は、11月16日に実施する予定でございます。猟友会、山岳会の皆様を初め、多くの方々にご参加をいただく予定となっております。

2、香美市三大祭りについてでございますが、今年も川上様夏祭りとお物部湖湖水祭りが盛大に開催され、たくさんの方々にお越しをいただきました。しかしながら、8月2日に予定をしておりました土佐山田まつりは、台風12号の接近により残念ながら中止となりました。

各祭りの実行委員会や多くの市民ボランティアの方々に感謝をするところでございます。

次に、上下水道課でございます。

1、簡易水道事業について、平成25年度の繰越工事で実施していたほきやま簡易水道区域拡張工事は7月末で完成しました。また、8月に発注した平成26年度ほきやま簡易水道区域拡張工事は、来年3月の完成に向けて現在施工中でございます。

2、公共下水道事業についてでございます。

平成26年度公共下水道談義所污水管幹線管渠築造工事（その1）及び平成26年度公共下水道談義所污水管幹線管渠築造工事（その2）を発注し、それぞれの工事とも早期完成に向けて現在施工中でございます。

次に、中央公民館でございます。

第9回香美市市民大学についてでございますが、第9回香美市市民大学が8月31日から9月28日までの4日間、各会場で開催をされました。

聴講者の数等につきましては、表のほうに掲げてございますのでご参照ください。

次に、学校給食センターでございます。

香美市立土佐山田学校給食センター建設工事についてでございますが、繰越事業としていた香美市立土佐山田学校給食センター建設工事は、7月25日に完成、落成式典を8月21日に挙行し、2学期より土佐山田町内の小中学校への給食を配送いたしておるところでございます。

次に、消防課でございます。

平成26年1月1日から8月31日までの火災、救急及び救助出動件数についてでございますが、昨年同期と比較しまして火災件数では17件、救急出動は34件、救助出動は5件の増となっております。詳細につきましては、表に掲げてございますのでご参照ください。

2、香美市消防団の活動についてでございますが、9月21日に物部川緑地公園で合同訓練を行い、各方面隊から10分団が出演して放水技術を競い合いました。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本定例会に提出をいたしております議案の提案説明を申し上げます

報告第10号は、平成25年度香美市健全化判断比率の報告でございます。

報告第11号は、平成25年度香美市資金不足比率の報告です。

次に、議案第65号は、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

議案第66号は、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

議案第67号は、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

第68号は、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

議案第69号は、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

議案第70号は、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定でございます。

議案第 7 1 号は、平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定でございます。

議案第 7 2 号は、平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定でございます。

議案第 7 3 号は、平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

議案第 7 4 号は、平成 2 5 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定でございます。

議案第 7 5 号は、平成 2 5 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

議案第 7 6 号は、平成 2 6 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）であり、本案は繰越額の確定による前年度繰越金の追加、8 月の台風災害に係る林業施設災害復旧費の追加、公共土木施設災害復旧費の追加、農地農業施設災害復旧費の追加、宝町グラウンド用地購入費の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第 7 7 号は、平成 2 6 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

議案第 7 8 号は、平成 2 6 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

議案第 7 9 号は、平成 2 6 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

議案第 8 0 号は、平成 2 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）でございます。

議案第 8 1 号は、平成 2 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）でございます。

議案第 8 2 号は、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 8 3 号は、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 8 4 号は、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 8 5 号は、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 8 6 号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 8 7 号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定でございます。

議案第 8 8 号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定でございます。

議案第 8 9 号は、香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定です。

以上、報告2件、議案25件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） これでする市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第10号及び第11号について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第65号から第75号までの各案件は、平成25年度の香美市一般会計各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第65号から議案第75号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成25年度財政健全化判断比率及び平成25年度資金不足比率の審査意見についての説明を求めます。

代表監査委員、三木象二君。

○代表監査委員（三木象二君） おはようございます。代表監査委員の三木です。よろしくお願いをいたします。

平成25年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書をごらん願います。

市長より、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成25年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しましたので、その概要について説明させていただきます。

1枚めくってください。今回は目次を掲載しておりますので、この目次の順序により進めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。1ページでございます。

平成25年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、平成25年度香美市各会計歳入歳出決算。2、審査の期間、平成26年8月7日から9月10日のうち6日間。3、審査の手続、（1）各会計に関する会計処理は、関係法令等の規定に従い適正に行われているか、また、決算書及び政令で定める書類等も、適正に調製されているかを確認した。（形式審査）（2）予算の計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されたかを確認するとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察・検討した。（実質審査）（3）審査においては、各会計歳入歳出決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取その他必要と認める監査手続を実施した。なお、証拠書類については、例月現金出納検査において精査しております。

第2、審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に従い作成されており、それらの計数は帳簿・証書類と照合した結果、正確であると認められた。また、決算の内容についてはおおむね適正であり、分析においても特筆すべきことはなかった。なお、詳細は後述のとおりであります。

2 ページをごらんください。

審査結果の詳細につきましては、事前に資料を見ていただいていると思いますので、時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

1、決算の総括、(1) 決算規模、一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりであります。下表をごらんいただきたいと思います。詳細説明は3 ページで行いますので、よろしく願いをいたします。

次に、3 ページをごらん願います。

(2) 決算収支、25年度総計決算における歳入総額は242億6,900万円、歳出総額は231億6,300万円、実質収支は7億5,600万円で、24年度繰越金を控除した単年度収支は5億1,200万円の黒字となっています。25年度実質収支が24年度と比較して大幅に黒字が増加したのは、歳入の減少額が1,900万円に対して、歳出の減少額は4億2,800万円であったことによります。下表のとおりでございます。

次に、(3) 市債の状況でございますが、25年度末残高は、24年度末残高と比較して13億3,200万円減少しております。これは25年度の発行額が11億300万円と減少し、償還額が増加したためであります。

次に、4 ページでございます。

2、一般会計、(1) 決算収支の状況、25年度の決算状況は、歳入総額155億7,518万7,000円、歳出総額145億2,116万8,000円で実質収支は7億2,515万8,000円の黒字となり、うち3億6,257万9,000円を地方自治法233条の2、ただし書きの規定により財政調整基金へ積み立てることとなります。

(2) 歳入、ア、歳入の構成につきましては、自主財源では財産収入が1億8,838万2,000円と大幅に減少し、その他の収入は増加しています。依存財源は、県支出金が減少し、地方交付税・国庫支出金が微増しております。下表のとおりでございます。

次に、5 ページをごらん願います。

イ、科目(款)別歳入決算状況でございます。歳入予算の科目別決算状況は以下のとおりでございます。合計額では、予算現額が176億2,748万7,000円、調定額が161億8,242万1,000円、収入済額が155億7,518万7,000円、収入未済額が5億9,617万6,000円、不納欠損額が1,105万8,000円となっております。内訳については見ておいていただきたいと思います。

次のページ、6 ページ、ウ、款別歳入増減表、25年度決算から24年度決算を差し引いたものです。25年度歳入は、先ほど述べましたとおり155億7,518万7,000円で、24年度と比較して8,101万2,000円微減しております。これは、地方交付税・国庫支出金が微増したものの、県支出金・財産収入・市債が減少したことによります。また、不納欠損額が24年度に比べ4,387万5,000円減少しております。

す。

次に、7ページをごらん願います。

収入実績、市税でございます。市税の徴収率は微増傾向にあります。また、他市町村と比較したとき、23年度の県内他市町村の徴収率平均は92.5%、24年度は93.1%、当市の市税徴収に係る取り組みは他市町村よりもおこなっていましたが、25年度は徴収率平均（徴収率速報値94%）との差が1%程度となっております。下の表で徴収率の25年度の欄は、当市は93%となっております。しかし、平均値には近づいたものの、税の公平性を確保するためには、徴収率の向上に向けて今後努力していく必要があると考えられます。

次に、たばこ税、現年課税分でございます。24年度と比較して1,590万円増加しております。これは、地方たばこ税のうち、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する地方税法改正によるものであります。

次に、地方交付税から、9ページの県支出金までの説明を省略させていただきますので、詳細はごらんになっていただきたいと思っております。

それでは、10ページの市債でございます。市債、道路新設改良事業債、24年度と比較して、7,230万円大幅に増加しております。これは主に市道新西後入線・秋月丸2号線改良工事によるものであります。下表を参照していただきたいと思っております。

次に、市債、学校給食施設整備事業債でございます。24年度と比較して6,910万円大幅に増加しています。これは、給食センター建設工事費によるものであります。

市債全体で見ますと、6ページの歳入増減表でもありましたけれども、全体では1億250万円の市債発行額が減少しております。

次のページをお願いいたします。11ページで歳出でございます。

ア、歳出の構成、性質別経費の状況、24年度と比較して歳出総額が4億9,122万9,000円減少しております。中でも投資的経費が減少、3億1,030万9,000円減少した。これは小中学校の建物耐震化工事が完了したことにより普通建設事業費が減少したことと、災害復旧事業費のうち農林水産業施設災害復旧費が大幅に減少したことによります。なお、義務的経費・その他の経費については大きな変動はありません。数字は下表を参照願います。

次に、12ページですが、イ、科目（款）別歳出決算状況、詳細につきましては、13ページで説明をさせていただきます。

次に、13ページ、ウ、支出内訳、主なもののみを説明させていただきます。その他は詳細を見ていただきたいと思っております。

総務費、総務管理費、工事請負費でございます。24年度と比較して6,795万1,000円と大幅に増加しております。これは主に基幹集落センター耐震改修工事によるものであります。

次に、総務管理費、負担金、補助及び交付金。24年度と比較して3,821万6,0

00円、大幅に増加しております。これは主に、香美市共聴施設デジタル化支援事業費補助金及び香美市地域活性化総合補助金の増加によるものであります。

以下、説明を省略させていただいて、15ページをお願いします。

道路橋梁費、工事請負費でございます。24年度と比較して、1億4,638万5,000円と大幅に増加しております。これは主に、市道新西後入線・市道秋月丸2号線改良工事によるものであります。

次に、教育費、保健体育費、工事請負費でございます。これは給食センター建設工事費で、25年度支出済額の主たるものは電気・機械設備に係る前払金でありまして、実質的な工事につきましては、26年度に繰り越しております。表のとおりでございます。

以上、一般会計の歳入歳出決算状況を説明させていただきました。

続きまして、特別会計の決算について説明させていただきます。16ページをごらん願います。

3、簡易水道事業特別会計、決算収支の状況、25年度の歳入総額は4億1,721万2,000円、歳出総額は3億9,785万3,000円、実質収支は20万8,000円であります。なお、一般会計からの基準外繰入金8,533万2,000円を除くと、8,512万3,000円の赤字決算となっております。下の表につきましては、見ておいていただきたいと思えます。

次に、17ページ、4、公共下水道事業特別会計でございます。決算収支の状況、25年度の歳入総額は5億1,430万7,000円、歳出総額は5億1,198万8,000円、実質収支は50万円であります。なお、一般会計からの基準外繰入金1,205万1,000円を除くと、1,155万1,000円の赤字決算となっております。

次に、5、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。

決算収支の状況、美良布地区の下水でございますけれども、25年度の歳入総額は2億8,872万3,000円、歳出総額は2億8,860万8,000円、実質収支は11万5,000円でございます。なお、一般会計からの基準外繰入金603万9,000円を除くと、592万4,000円の赤字決算となっております。

次に、19ページ、6の農業集落排水事業特別会計、決算収支の状況でございますが、逆川地区の下水でございますけれども、25年度の歳入総額は2,337万5,000円、歳出総額は2,335万6,000円、実質収支は1万9,000円であります。なお、一般会計からの基準外繰入金1,221万9,000円を除くと、1,220万円の赤字決算となっております。

次に、20ページの7、国民健康保険特別会計に移ります。決算収支の状況、25年度の歳入総額は38億9,552万5,000円、歳出総額は38億8,632万円、実質収支は920万5,000円でございます。なお、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を除くと1億1,079万5,000円の赤字決算となっております。表のほうは見ておいていただきたいと思えます。

次に、8の介護保険特別会計、9の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）及び10の後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者が年々増加をしているものの、例年と同水準の推移をしておりますので、説明を省略をさせていただきます。表についてはご参照をお願いいたします。

次に、25ページをごらん願います。第3、財政構造の弾力性等、主要財務比率の年度別推移は次の表のとおりでございます。

25年度の実質収支比率が、説明で3ないし5%程度が望ましいとされておりますけれども、7%とわずかに超えておりまして、これは外部要因の効果によるものもありますけれども、財政の健全化に今後努力していく必要があると考えられます。

以上、決算審査の総括、むすびといたしまして、合併から8年が経過し、庁舎、保育園、給食センターの建設に続き26年度以降も消防庁舎、各支所等の建てかえ工事が順次進められております。25年度総計決算では、歳入が微減となったものの、歳出において普通建設事業費の大幅な減少、災害復旧費の減少があり、実質収支は7億5,600万円の黒字、24年度の繰越金を控除した単年度収支の額は5億1,200万円の黒字決算となっております。今後の行財政運営に当たっては、香美市振興計画に基づき各施策の緊急性、必要性、重要性等を見きわめた上で、香美市の魅力をPRして、定住人口の増加及び少子高齢化対策など、地域の活性化を図る積極的な施策実施に努められたい。最後に、市民が安全で安心して生活できる活力ある社会の構築に向けた、香美市のさらなる発展を期待してむすびといたします。

次に、平成25年度香美市水道事業会計決算報告書をお願いいたします。20ページの次のページが監査1になっております。

平成25年度香美市水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度香美市水道事業会計の決算審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

審査の概要、審査の対象、平成25年度香美市水道事業会計決算報告書。審査の期日または期間、平成26年8月6日、18日の2日間でございます。審査の場所、香美市役所5階監査委員事務局。4、審査の内容、決算審査に当たっては、決算書類が関係法令にのっとって作成され、水道事業の経営成績、財政状況を適正に示しているか等の形式審査と、経営分析・内容が適正か等の実質審査を行った。また、公営企業の経営の基本原則である企業の経済性と公共の福祉の増進については特に留意をして審査をしました。

審査の結果、1、形式審査。決算書類は関係法令にのっとって作成されており、経営成績や財政状態を適正に示しているものと認められます。

実質審査、以下においてたびたび表記する5項目については、次の略称を用いておりますので、確認しておいていただきたいと思います。要点のみを説明させていただきます。

(1) 年度比較分析、対前年度比較、以下、平成25年度決算と平成24年度決算の比較でございます。Aの比較損益計算書、aの収益でございますが、収益に関しては金額に最も大きな変動があったのは、他会計負担金1,005万4,383円で、これは前年度特別負担金収益の消滅によるものです。前年度特別負担金収益、これは上下水道事業のシステム負担金でございます。

次に、bの費用でございますけれども、費用に関する最も大きな変動は、その他特別損失6,032万2,000円でございます。これは前年度のその他特別損失の消滅によるものです。その他特別損失の消滅というのは、新水源確保に係る調査費を除却したものでございます。

次に、cでございますが、経常利益・純利益・各種指標、全ての数字が改善されております。これは前年度特別委託費、前年度その他特別損失の消滅で費用が大きく減少したことによります。

次のページをめくってください。大きいBの比較貸借対照表でございます。aで資産でございますけれども、資産に関しては、金額に最も大きな変動があったのは構築物1,608万3,691円で、これは主に公共下水道北部分区工事に伴う布設がえに係る委託費、工事費を建設仮勘定から構築物に振りかえたことによります。

次に、cの資本でございますが、資本に関して最も大きな変動があったのは、当年度未処分利益剰余金、プラス4,316万8,013円で、これは主に前年度特別委託費、前年度その他特別損失の消滅により純利益が増加したためであります。

dの各種指標。総資本回転率を除く数値が改善しており、中でも流動比率、当座比率の上昇は著しく、これにより全国の類似団体平均の数値を下回るものはありません。これは主に前年度特別委託費、前年度その他特別損失が消滅したことによります。

次のページで3のむすびでございますけれども、重複する部分がたくさんございますけれども説明をさせていただきます。

むすび、前年度特別負担金収益、前年度特別委託費、前年度その他特別損失の消滅により、ほとんどの指標の各数値は改善され、また、それを除外した場合の経営状況についても、現状においては格別の問題点は見られません。

しかし、今後予定されている上水道と簡易水道の統合により赤字経営となることが予想され、両水道事業ともに施設が老朽化していることによる維持工事費の増大や、有収水量の低下も想定される。さらに香美市の人口は微減傾向にあるため、新たな給水人口の増加は見込めず、各家庭の節水意識の向上により1世帯当たり給水量の大幅な増加も見込めません。

今後は両水道事業の統合による諸問題解決、老朽施設の維持管理、人口に大きく左右されずに安定した収益を確保する手法の立案、その他必要な施策を行いながら経営の改善に努められたいと存じます。

次のページ以降に決算審査に係る参考資料を掲載しておりますので、ごらんになって

いただきたいと思います。

次に、香美市工業用水道事業会計に移ります。

平成25年度香美市工業用水道事業会計決算報告書の12ページの次のページをごらん願います。監査1のページでございます。

平成25年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、以下同様でございますので省略させていただいて、第2、審査の結果、1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているものと認めます。

2、むすびといたしまして、平成16年4月から分譲開始した高知テクノパーク工業団地は、県内外企業を誘致し、新たな産業の育成を図る役割を担っておりますが、工業用水の利用については、平成19年度以降実績がございません。今後は、企業誘致の状況を考慮しながら、工業用水の利活用について方向性を検討していく必要があると思えます。

工業用水については以上です。

次に、お手元の平成25年度財政健全化判断比率の審査意見についてでございます。一枚物でございます。

平成25年度財政健全化判断比率の審査意見について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、平成25年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。裏面をごらんください。

平成25年度財政健全化判断比率の審査意見。

1、審査の対象、平成25年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、以下、健全化判断比率と言います。並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類、算定基礎書類と言います。2、審査の期間は平成26年8月27日。3、審査の概要につきましては、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうか主眼を置いて実施をいたしました。4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっております。健全な経営が行われております。

次に、平成25年度資金不足比率の審査意見について、一枚物のペーパーでございます。お願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度の資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。裏面をごらん願います。

平成25年度資金不足比率の審査意見。

1、審査の対象、平成25年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、算定基礎書類と言います。2、審査の期間は、平成26年

8月27日です。

3、審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかには主眼を置いて実施をしました。4、審査の結果につきましては、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっておりまして、健全な経営が行われていることを示しております。

各事業会計につきましては、下表のとおりでございます。

以上、決算審査意見の説明を終わらせていただきます。お聞き苦しい点もあったと思いますけれども、ご清聴ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をしていただきました。そのご苦勞に対しまして一同にかわり敬意を表します。ありがとうございました。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第84号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

これから、日程第23、議案第84号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） おはようございます。

議案第84号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案第84号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年10月1日提出、香美市長 法光院晶一

香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成19年香美市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「配偶者のない女子又は男子」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者をいう。

附則 この条例は公布の日から施行する。

この条例は平成26年10月1日が施行日となっております。また、提案の理由につきましては、議案細部説明書の14ページにあるとおりでございます。よろしくお願

いたします。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は10月7日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時13分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 6 年 1 0 月 7 日 火曜日

平成26年第7回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年10月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月7日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

農業委員会事務局長 久保 和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美公

議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成26年10月7日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 16番 比与森 光 俊
- ② 9番 爲 近 初 男
- ③ 4番 山 崎 眞 幹
- ④ 3番 利 根 健 二
- ⑤ 12番 山 崎 晃 子
- ⑥ 17番 依 光 美代子
- ⑦ 5番 森 田 雄 介
- ⑧ 7番 村 田 珠 美
- ⑨ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑩ 6番 濱 田 百合子
- ⑪ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑫ 15番 織 田 秀 幸

会議録署名議員

3番、利根健二君、4番、山崎眞幹君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 改めておはようございます。よろしく申し上げます。16番、比与森です。通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行います。

去る9月5日、第2期高知県産業振興計画の物部川流域アクションプランを検討する2014年度の第1回フォローアップ会議が開催されております。その内容の一部が9月7日付高知新聞に掲載されました。関連記事では、現行の24事業に土佐山田えびす商店街を中心とする地域の活性化事業の追加をすることが了承されたとの内容でございました。

土佐山田町東本町1丁目、西本町1丁目・2丁目の商店街店主で20数年前にえびす商店街協同組合を設立しております。協同組合では、空き店舗の増加に伴い加盟組合員数も設立当時の半数ほどにまで減少する中、香美市の中心商店街として、ふらっと中町継続への推進に係る全ての施策の実施、商店街のみんなが親睦を図れる懇親会などの開催、商店街が活性化するためのさまざまな事業への積極的な取り組みなど、8項目の重点事業計画を本年度の通常総会では確認し合いながら取り組んでいます。

県の助成を受けてオープンしていますふらっと中町では、地域のコミュニケーションの場として利活用していますが、商業施設として独立するにはまだまだ力不足のところがございます。来年、平成27年度も同じようにオープンするために、組合員一同苦慮しているところでございます。今後とも継続して運営できるとの願いを込めながら、順次質問いたします。

1点目に、今回、土佐山田えびす商店街を中心とする地域の活性化事業が追加了承されました。その事業名称からも大いに期待もするわけですが、この時期に追加されたその背景にどのような事情があったのか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。

比与森議員の土佐山田えびす商店街を中心とする地域の活性化についてお答えいたします。

商店街の活性化対策につきましては、過去からさまざまな取り組みをしてきておりますが、えびす昭和横丁などのイベントでは一定の成果が上がっておりますけれども、継続的な効果は見えてきておりません。

そんな中、県外から香美市に移住されてこられたデザイナーの方から、商店街の空き

店舗を利用したシェアオフィス、シェアハウスといった、今までとは異なった視点からの地域再生への取り組みが提案をされました。これをもとにえびす商店街の皆様、また商工会の方などと一緒に事業の導入を検討した結果、今回、土佐山田えびす商店街を中心とする地域の活性化として、地域アクションプランに追加採択されたものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ありがとうございます。

そうすると、えびす商店街を中心とするということで、現在の協同組合が加盟してます四国銀行から高知銀行の間に限らず、西へも東へもまだ広がりを持って空き店舗があれば、活用していくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 2点目に移ります。

高知県産業振興計画物部川流域アクションプランでは、えびす商店街の現状課題をどのように捉えて今回の追加となったのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

えびす商店街は、他市の中心商店街と同様に、後継者不足や若者世代の流出に伴いまして地区内の人口が減少し、空き店舗が増加し、空洞化が進んでいるところでございます。

本年8月の調査では、空き店舗は全92店舗のうち32店舗で、34.8%が空き店舗となってきております。ただ、その多くは店舗兼住宅となっております、地域の高齢化と比例して空き家がふえてきているというふうな現状になってきております。

過去に何度か検討をされてきた商店街としての再生、これは現在の経済状況及びモータリゼーションの発達等を考えると、非常に厳しいと言わざるを得ない状況と考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 3点目に移ります。

3点目に、今回追加されました事業は、その事業のとおり地域の活性化が最大目標と推測するわけですが、今後どのような計画でどれだけの期間を要し、その目的達成に向け進められるのか。そして、総事業費もあわせてお聞きいたします。年度別事業費が含まれているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

事業につきましては、まず本年度は地域状況調査から始まっております。商店街の利用状況及び空き店舗の活用方法や、移住者と地域住民とのかかわり方を視野に入れた調査を現在しているところでございます。これにつきましては、市からの発注、まちづくり推進課からの所管の発注事業で、商工会のほうを受託をされております。

この結果を踏まえまして、平成27年度、来年度にかけて空き店舗の活性化対策や情報交流施設、これはふらっと中町等を含みますけれども、その整備等の地域の活性化計画を策定していくという予定で進めております。

本格的な事業推進に当たりましては、えびす商店街協同組合、先ほど比与森議員が言われました、20数年前に設立されましたえびす商店街協同組合が事業主体となります。

県、市を加えて商店街活性化協議会、これ仮称でございますけれども、そのようなものを設立いたしまして計画を練っていくような形にはなろうかと考えますけれども、実は平成28年度以降にこれの結果により事業を展開したいと予定しています。これは国の経済産業省の中小企業庁の地域商業再生事業、コミュニティ機能再生事業につきましては、これは事業主体が商店街組織と民間事業者の連携体と決められております。市町村ではございません。よって、えびす商店街協同組合及び商工会、こちらが主体となって事業を計画し推進していくというふうな事業となっております。

ちなみに上限は5億円、補助率3分の2の事業でございます。総事業費、今後の計画、年度別事業等につきましては、えびす商店街協同組合が主体となって進めていく連携体、そちらによって事業計画を立て、それによって年度別計画も立てていくと、総事業費もちろんそれによって異なってくると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そうすると、情報拠点交流施設の整備計画という部分では、これはもうハード面も含めてという、その取り組みが平成28年度から可能かどうかということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 4点目に移ります。

えびす商店街協同組合では、商店街の核となる施設をとの思いからふらっと中町をオープンさせたわけですが、ふらっと中町に対しどのような見解をお持ちかお聞きします。

ふらっと中町は、その運営のために販売促進、利益追求に尽力をしていますが、小学生児童から高齢者の方まで地域コミュニティの場としての価値も高く、地域の方々から親しまれる場所となっております。また、山田小学校の校外学習の場所として、昨年度、一昨年度は利用されました。

こうした地域コミュニティ施設としての役割を担うふらっと中町をどのように受けとめているのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

ふらっと中町につきましては、地域のコミュニティの場といたしまして、またアンテナショップとして地域に親しまれております。特に地域の高齢者にとっては、生活にかかわる重要な施設として認識されているものと考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 5点目です。

先ほども少し触れたかと思いますが、今回追加了承されました土佐山田えびす商店街を中心とする地域の活性化事業では、ふらっと中町に関連する内容のものはないのでしょうか、お尋ねいたします。先ほどの答弁から推測すると、平成28年度以降は商店街、また商工会等の取り組みによっては関連するというようなふうにも受け取ったわけですが、この辺の答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

地域アクションプランにおきましては、ふらっと中町は現在のコミュニティ施設、アンテナショップとしての位置づけからもう一步踏み込みまして、チャレンジショップとしての価値を加え、人、物、情報の交流拠点として整備を図っていくということが紹介をされておるところでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、事業主体であるえびす商店街協同組合をどのような町にしたいのか、そして、ふらっと中町をどのような施設にしたいのかによって具体化をされていくものと考えております。

今後の展開につきましては、えびす商店街協同組合の本気度にかかっているといっても過言ではないと考えておりますので、携わっておられます比与森議員、よろしくお願ひいたしたいと考えております。

今回のアクションプランの追加によりまして、市はもちろんでございますけれども県もバックアップをしていただける機会が得られたものと捉えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どうもありがとうございました。今後頑張ってもらいたいと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

次の質問事項に移ります。

JR土佐山田駅の北にあります、そのほとんどが墓地として利用されています小高い山ですが、通称子どもころから「はか山」と呼んでいます。このはか山の整備及び修復についてお尋ねいたします。

お彼岸などで墓参りの際、それぞれの墓地所有者が周辺の草刈りなどの清掃をするわけですが、はか山の長い階段は老朽化も進んでおります。この階段、私の記憶では昭和30年前後に忠霊塔が建立された同時期に建設され、既に60年近い歳月がたっているのではないかと思います。

それぞれ、ご家族のお墓までの通路も危険な箇所が多数見受けられます。私の地域にはこのはか山に墓地を有する人も多く、今後市民の方々から補修の相談などを受けることも十分想定できますし、今後の対応にも活用しなければとの思いがありますので、今回質問させていただきます。

まず1点目として、このはか山の管理責任についてお聞きいたします。

はか山は階段やそれぞれの墓地への通路の改修、雑草処理も含め、管理責任は香美市との認識でよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。

はか山の管理者は香美市との認識でよいかというご質問にお答えいたします。

まず、通称はか山について説明いたします。

登記事項要約書によりますと、所在地は土佐山田町字前山で地目は墓地、面積は10,909平方メートル、所有者は山田野地村になっています。この場所は地図混乱地域で地積測量図等は閉鎖されていますので、用地の境界等は不明です。また、継承登記も行われていません。

土佐山田町史によりますと、山田野地村は1644年に山田野地村新町の創立により始まり、1896年には山田野地村町制を施行し、土佐山田町の前進であります山田町になっていますので、この点から所有者は香美市であると考えられます。

はか山は、山田野地村の当時から共同墓地として住民に利用されていたと考えられます。管理についても、土地の利用者が慣習として祖先の墓を管理していたと考えられますので、個々の管理については今までどおり土地の利用者であると考えています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 管理者は香美市ということで、中央についてます長い階段ですけど、これは恐らく行政のほうで階段をつけたのではないかと思います、この階段の管理の修復等は香美市ということで、ちょっと確認させてください。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

③のところでは回答する予定でしたが、もう先そうしたら回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そうしたら、2点目の質問に移ります。

私の近所の高齢のご婦人が、階段下にあります駐車場から階段とは別の登り口からご

自身のお墓にお参りした後、急勾配の下り道で足を滑らし、去る7月のことですが手首を骨折されました。最近まで痛々しいお姿でございました。私も現場を歩きましたが、高齢者でなくても足を滑らせかねない傾斜のきつい通路でございます。こうした場所への手すりの設置は、その通路を利用される方の利用者負担になるのでしょうか。また、各お墓に通じる通路は、個人が改修されたものではないかと思われるような通路も見受けられます。土の上にコンクリートを少し流しているだけにすぎず、土の部分がえぐられ非常に危険な場所もございます。手すりの設置や通路の改修は、必要に応じ墓地所有者や通路利用者がそれぞれの工事を自己負担でしなければならないのか。また、これは自由にしてよいのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

各自の墓地への利便性を向上させる目的、また、墓地周辺の整備を目的とするのであれば、墓地の利用者が行うものと考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そしたら、そのときに不便を感じれば利用者が自由に使い勝手のいいようにしてよいと、それは特に市の許可もなくできるということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 土地の所有者は先ほど説明したとおり香美市でございますので、一度香美市に相談していただいて、こういうふうに直したいという相談はいただきたいとは考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 一応相談をするということですが、それぞれ利用者が自己負担で改修する場合の金額についても、これはもう全く自己負担ということになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。自己負担と考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 3点目に移ります。

はか山には、初めにも述べました長い階段があります。この階段を利用し、ご自身のお墓に行かれる方も少なくありません。墓参りに訪れるご家族の方々の高齢化も進み、階段の手すりの設置を求める高齢者の声がございます。私自身、複数の方々から手すりの設置を求める相談を受けたところでございます。

一度に多数の方が手すりを利用することはほとんどないと思いますので、階段の左右両方の設置でなくてもよいとも思いますが、あの階段への手すり設置についての対応をどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

この階段はコンクリート製で長さが60メートル、幅1.5メートル、段数130段、高低差約1.5メートルの階段です。規模から考慮しますと、山田町もしくは土佐山田町が事業主体となって施工したものと考えられます。

墓参りに来られる多くの方々が利用しており、安全面からも設置することが望ましいと考えています。しかし、通行可能幅が1.5メートルと狭く、仮に階段の中央に手すりを設置した場合、人のすれ違いや物品の運搬に必要な幅等について十分配慮、検討する必要があると考えています。

今後、検討を進めた後、問題がなければ設置に向け事業を推進したいと考えています。以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 手すりの設置ですが、中央でなくても左右でも、階段の幅が狭ければ右側でも左側でもどちらでもよいとも思いますし、今後検討してほしいところですが。それと、その階段もかなり老朽化が進んでますが、その辺の改修も含めて再度お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） この階段は、先ほども説明しましたように山田町もしくは土佐山田町が事業主体となつてつくっていると考えますので、今後、階段の管理については香美市が行いたいと考えています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 初めに聞きました管理責任から、初めて階段等の設置についてはか山の質問をさせていただきましたが、この際けがをされた方がおいでますので、階段の設置も含めて安全対策面でのある一定の1つの規則というか、こういう場合の規則とか、市が管理する以上はここで、手首を折ったのも重傷とは思いますが、それ以上にけがをされる可能性も現状ではあるわけですので、その辺を含めて今後安全対策をお願いしたいところですが、その辺の見解をお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） ①のお答えのとき説明しましたように、この地区は地図混乱地域で赤線等はつきりわかりません。それと、お墓の道と言いましても個人の前を通らせていただいている道等でございます。明確に市のほうが補助金等をつけて改修するというのは、少し今の時点では難しいと考えています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近です。通告に従い一問一答方式で質問いたします。

まず、林業振興について質問いたします。

林業に明るさが見えてきたと思われる中であって、市長が提案されました住宅建設に本市産材を使用することへの補助金制度は市民に十分周知されて実施されるべきと考えますが、その実施手順をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の林業振興についての中で、市産材の補助金の実施についてお答えいたします。

香美市木材住宅支援事業につきましては、現在、検討委員会によりまして交付要綱の案の策定や事業実施に向けた検討をしていただいております。来月には委員会から市長に答申が出される予定でございます。

また、本議会におきましてポスターの製作や印刷に係る補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

12月の広報、また来年の1月広報へのチラシ等を目標にしまして、市民の方には広く周知を図っていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 高知県のこうちの木に住まいづくり助成事業を基本とした条件等によって、木材購入金額の上限を200万円とする事業を3年間するというのですが、県の事業とあわせたときに200万円プラスと100万円という補助事業となるのでしょうか。そのあたりの条件をお願ひしたいと思ひます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 木材住宅支援事業につきましては、こうちの木の住まいづくり助成事業、県事業の上限100万円、こちらのほうの条件にクリアしたもので、香美市産材を使用したものについて上限200万円、合計300万円の補助を行うというものでございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） この事業が十分周知されて、皆さんの希望が募れますように提案をしたいと思ひます。

続いて市長にお伺ひいたします。

この制度は林業振興のために大事な施策でありますし、地域産材への市民の関心も高まり、林業への注目度も上がると考えております。

隣の大豊町においては、高知おおとよ製材との連携や原木市場の開設、バイオマス発電等、林業振興に向けて果敢な取り組みがされています。本市においても林業振興が地方創生の一翼を担うよう積極的に取り組んでほしいと考えますが、市長の見解をお聞き

いたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 爲近議員の林業振興についての質問について、お答えをさせていただきます。

今林業をめぐるまは、新しい工法でかつてないような建物を建てられるというふうな状況になりつつあります。また、エネルギーにつきましても、この林業のことが大きくクローズアップされ今動きつつあるということで、今林業に風が吹こうとしておるわけでございますので、こうした機を捉えてしっかりと市内材を使っていただいて、そして、市内にたくさんの快適な住宅ができ、そこで住まいをしていただけるということは非常に大事なことはないかというふうに思っています。

これは、産業の振興だけでなく家を建てるというときは大変エネルギーを使うわけでありまして。そこに暮らす方の様子によって随分違ってまいります。やがて、建てたときから経過をしていきますと、やはり不自由になられるかと思えます。そして、この家をずっと使っていくためには、やはりバリアフリーなどといったような形のものも検討していかなければならないと思えます。介護をしなければならぬことも想定をしていかなければなりません。住みなれた町に、住みなれた家に長く住んでいただけるような、そういう住宅を考えるということになれば、これは福祉の面でも大変大事なところだというふうに思っています。

また、そして木のぬくもりの、木の香りのする住宅に住んでいただくという文化的な問題もあるかと思えます。この木材の助成事業というのは、単に産業だけにとどまらない課題だというふうに位置づけて進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市長の並々ならぬ強い意志をお伺いいたしました。

県、国との連携によります取り組み、林業振興に向けての取り組みを続けていただきますよう提案をいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

高知おおとよ製材等への木材需要に応えるには、安定した林業後継者の確保が重要であります。高齢化が進む中であって、教師役である熟年層が現役でいる間に若い後継者の育成が重要と考えますが、対応をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

林業の従事者の育成というのは最も必要なことでございます。香美森林、物部森林、両森林組合におきましては、平成21年度からのふるさと雇用再生特別基金事業に続きまして高知県産業振興推進ふるさと雇用事業、また「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等を用いまして、現場技能者の育成を行っております。

ちょっと詳しく申しますと、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業は過去5年間でございますが、平成21年度に5名、両森林組合を足した数字でございます。平成22年度で6名、平成23年度で7名。また、高知県産業振興推進ふるさと雇用事業におきましては、平成24年度で7名、また25年度に3名、合計28名の方が育成をされております。延べ人数でございます。また、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業におきましては、平成23年度で1名、平成25年度で5名の合計6名となっております。また、平成26年度、本年度につきましては、高知県産業振興推進ふるさと雇用事業で3名、また「緑の雇用」現場技能者育成対策事業で5名、合計8名の方を育成するプランを進めておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 先ほども申しましたが、高齢化が進んで引退を考えている労働者がかなりいる中で、一人前になるには5年とか10年とかかかると言う中であって、その人が引退するまでに、いい教師役で教えてもらえるうちに、ぜひ新しい林業後継者の育成というものを早急に行う必要があると考えますので、そのあたりのことをまたよろしく願いして提案をしたいと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

平成25年度の施策の成果説明によりますと、間伐や作業道整備において境界の不明確により施業が進まない場合があるとしています。その対応策をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 境界の不明確の対応策についてお答えいたします。

両森林組合におきましては、高知県森林境界明確化促進事業を実施をしております。昨年度、平成25年度の実績におきましては、香美森林組合管内が272ヘクタール、物部森林組合管内が98ヘクタールとなっております。本年度、平成26年度につきましては、香美森林組合管内が250ヘクタール、物部森林組合管内が50ヘクタールの申請があっております。

また、これとは別途に、平成18年度から境界明確化を目的としました推進員を雇用できる香美市間伐推進事業も実施をしておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 森林所有者の高齢化、そしてまた不在地主がふえるというようなことによりまして、非常に重要な作業道の開設などの施業が進まないというようでは大変困る状況が出てきておるということですが、それについてのお答えをお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

境界の明確化がされますと、作業道は当然その中でつくることができるというふうな関連がございますので、まず境界の明確化をしていく中で境界が明確となり、また、同意を得られた方の土地の中に作業道をつくっていくというのが基本になってこようかと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この境界の不明確化が林業振興を図る上で非常に障害になっているということで、他県においては大学や関係機関と連携して対応策を研究している先進地もあります。本市においても推進協議会等をつくっておられるようですが、その辺のことはどうお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 全ての事業が同じなんですが、まず、地域の同意というのが必要です。例えば地域の同意なく道路等をつくっていくと、途中で中断をしないではいけないというように、たびたび起こっている事例もございます。

まず、地域の中で団地化を現在しておりますので、森林組合のほうではその団地化の中で協議をしながら、まず、当然境界の明確化も含めて森の団地化の中で施業をしていくと。その進め方につきまして、現在、モデル事業以降両森林組合が取り組んでいってくださっているところと考えております。

今後ともそのような形で、森の団地化というのは当然必要になってこようかと思えますし、集約化、また、それによりまして木材の搬出の効率をアップするというのもありますので、そのような団地化による事業の推進の仕方を、またこれからも応援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

次に、災害対策について質問いたします。

8月上旬の豪雨によりまして、香北町西川地区等、大きな被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げ、一日も早く復旧されることを願ひます。

このとき香北町萩野の萩野橋の欄干手すりまで水が来たそうです。記録的な大雨でありましたが、異常気象には今後も備えが必要と考えます。

この橋を利用する住民は多く、この橋が被災するようなことになれば生活上非常に厳しくなり、心配する人によりまして、この橋の橋台の下部が河川に入っている構造になっていると、そのため河川幅が狭くなっている。また、以前は北側に流水スペースがあったと言ひています。何か対応策はありますか、お聞ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。爲近議員の災害対策についてお答えいたします。

萩野橋についてですが、一般県道香北野市線にかかる橋で、管理者であります高知県中央東土木事務所のほうに確認をいたしました。

当橋梁については、県道改良時に用地等諸問題があり、現在未改良となっている箇所でございます。また、流水スペースについてですが、現在利用されていない用水路と考えられます。

今後についてですが、諸問題が解決すれば改修、改良要望を県にしていきたいと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この橋は昭和33年に建設されております。50年を超えております。かけかえも含めて、また検討の継続といいますか、またお願いしたいと思っております。

以上で自分の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、山崎でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、定住支援をめぐってということでございます。くしくもと言いますか5日の日曜日ですが、新報道2001という番組がありまして、たまたまそれを見ました。懐れの田舎暮らしと地方創生というテーマで、その中で四万十町に3年前に越して来られた有機農業に挑戦している方の事例が紹介をされておりました。同じ番組の中でのご紹介なんです、内閣府の調べでは、都内在住の40.7%が移住を希望しているということでございました。

番組の中で紹介されました3つの事例の中の1つがその四万十町の事例でしたので、いわゆる高知県に対する注目度、マスコミ的なものですがけれどもかなり高いものだというふうに思われます。

県内の自治体同士で勝ち負けということはないと思っておりますけれども、本市は調整区域を持つハンデもでございます。本市に移住、定住を希望する人が住みたいと思う所に住め、暮らしたいと思う所で暮らせるよう、定住支援で他の自治体に負けられないようになればなど、なりたいたいという視点を持ちまして質問を行ってまいります。よろしく申し上げます。

定住支援に関しましては、庁内の香美市定住促進対策委員会で取りまとめ検討されました資料をもとに、平成25年4月23日に開催されました議会の定住人口増加促進特別委員会で住宅対策、子育て・医療等、教育対策、産業振興等に分類された香美市定住

促進に係る施策一覧（現行施策と改善点）、そして、香美市定住促進に係る施策の提案（新規）という資料をいただきまして、これは当時の政策企画財政課のほうだったと思いますけれども説明をいただきました。

先ほど同僚議員の質問にありましたえびす商店街のシェアハウス、シェアオフィスの話も、どちらかというとなんか本当に移住、定住に係るものでして、そこに1つ新たな、ほかにはない事業が動きだしているその芽を見ることについては、非常にうれしく思っております。同時に、その説明の際に説明いただきましたフロー図では、いろんな新規提案につきましても、現行提案につきましても各課との調整が整った後には政策調整会議に施策提案されて、それであるものは政策としてなっていくというふうな流れの説明であったというふうに記憶をしております。

前段それなんですけれども、さて、本年4月1日にまちづくり推進課に定住班が組織されて半年が過ぎました。特別委員会で定住支援の説明を受けてほぼ1年半となりますので、まちづくり推進課が所管する定住支援に関連してお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、現在取り組んでいる主な事業と進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 山崎議員の現在取り組みをしている主な事業と進捗状況についてお答えいたします。

1点目として、空き家調査、空き家バンクでございますが、現地調査の強化を行っております。昨年末時点で調査区域の都市計画区域外となっておりますが、空き家物件のリストアップがほぼ終了しております。しかし、所有者情報の把握が難しく調査が進んでおりませんでした。職員の1名増により現地調査を臨時の空き家調査員と2名体制で進めておりまして、具体的には二次調査の聞き取り強化や所有者が特定できない家屋への調査票投函などによる情報収集に努めております。

空き家バンクについてですが、平成26年度に入ってから4軒の登録があり、また5軒の登録準備物件も上がるなど、登録軒数は着実にふえております。

なお、現在までの総登録軒数20軒中、交渉成立3軒で交渉中が1軒となっております。

また、空き家バンクの登録軒数増加と並行して移住相談の件数も増加しており、平成25年度の相談件数36件に対し、平成26年度は半年で24件とおおむね3割増となっております。市や不動産業者による現地案内も多くなっております。

次に、2点目として、香美市定住促進への地域整備に関する調査事業でございます。

現在、商工会への委託事業として香美市定住促進への地域整備に関する調査事業を実施しております。アンケート調査につきましては、無作為に抽出した市内約8,000世帯に調査票を配布し、約3割の回答をいただいております。現在ヒアリング調査なども含めて分析が進められております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 主な事業が空き家バンクと商工会、先ほど佐々木課長のほうから答弁があったことに関連するものだというのは、ちょっと残念な感じがいたします。それはそれとして、2番目に移りたいと思います。

この移住、定住促進については、ある意味ライバルがそこいらじゅうにいるということで、スピード感を持って取り組まなければならない問題ではないかというふうに私自身は認識をしています。

2点目に移ります。

来年度予算に向けた取り組みがもうそろそろ始められているというふうに考えます。平成27年度の予算に反映させる等で、早急に取り組むを始めたいと考えておられる事業等があれば、お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 取り組みを始めたいと考えている事業についてお答えいたします。

取り組みたい事業の1点目としては、都市計画区域内の空き家調査を考えております。現在の空き家調査、空き家バンクの対象地域は都市計画区域外となっています。しかし、空き家は都市計画区域内にも存在し、調査により得られた空き家や廃屋などの情報を有効活用したいと考えております。

次に、2点目としましては、移住、定住促進の受け皿体制づくりでございます。具体的には、NPOや民間団体との協働によりウェブサイトやSNSを活用した情報発信、シティプロモーションの充実、移住者や地域外とのネットワークづくりなど、移住のコーディネーターを担う総合窓口機能の強化、整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そうですね。ぜひ、そのような事業も進めていただきたいというふうに思います。

ちょっと前段にお話をしましたけれども、議会の特別委員会の場で説明をいただいた実は資料がありまして、その中で幾つか取り組んでいる事業とか、取り組んできた事業がそこからも発生するのかなというふうに思っていましたので、まあ確かに定住班が2人体制ということで厳しいものがあるかもしれませんが、ちょっとその施策の中で拾い上げたものでも、その主なものとしてとか、常時やっているからという意味も含めて今お話にならなかったのかもしれませんが、例えばお試し移住体験住宅であるとか、取り組んでいるものについては空き家改修費補助金であるとか、香美市移住促進協議会とか、地域づくり支援員制度とか、集落活動センターというのがその一覧にあったわけです。そして、また新規の事業としては、住宅取得に関連した助成制度という

のは香美市の新しい、香美市の木材を使った事業なんかもそれに入ると思います。公共施設を使った定住支援住宅であるとか、住宅団地、集合住宅の開発・造成とそれに関連した補助・助成制度とか、総合窓口、シティプロモーションは確かに載ってました。公式ホームページ内に専用のホームページの作成とかいろいろあって、結局その協議会の中で協議したけれども話がうまくまとまらなくて、政策調整会議にかけられなかったのかなというふうにも思います。

それはそれとして、3番目に移りたいと思います。

定住支援制度というものは、やはり支援を受けたい側と、現実支援を考える側との間に現実感が違うと思うんです。現実感というのは、私の考えでは優先度、まず何をしてほしいかという優先度だというふうに考えています。そこから来る施策のミスマッチが本当に生じているのではないかなというふうに考えます。そういうことですから、やはり優先してあげるべきは支援を受けたい側の現実感の把握でありますとか、それらへの迅速な対応ではないかこのように考えています。

それで、私自身の経験も含めてお尋ねをするわけですが、実は私自身も幾つかのそういう移住、定住に関するご相談を受けることがあります。そのほとんどは住む家、住宅に関係するものなんです。例えば、ある農業法人の方からは、全国津々浦々から研修も含めて、そこで一定期間住みながら技術を学ぶために来たいんだけど、そういう研修生を受け入れていきたいんだけど、その研修生が住む家がない。そして、ある創作の手仕事をされている方も、それらのお弟子さん希望の方とか、ここでちょっとその手仕事を習得して、この付近で開業というか創業したい。そういう方がいるわけですが、その方についても家がないとこういうふうに相談を受けるわけです。何とかありませんかと。そのときに、例えば私自身はお試し住宅だとか空き家バンクだとかいう話をするんですけれども、それは私たちのニーズに合っていないというふうなお話です。

そして、先ほど佐々木課長の答弁でありましたそのデザイナーの方も実は私も相談を受けた方なんですけれども、私の周りではそうやって既に定住をした方の友人や知り合いの方が来たいと、口コミで移住を希望する場合はたくさんあります。その場合でも、やはりネックは住宅なんです。だから、今すぐに住める場所を最優先、そこを何とかしてくれんろうかというお話ばかりです。

だからやっぱり、今行われている取り組み、確かに空き家バンクについても一定の進行があり、そして、空き家調査ということは、それはそれなりに評価はしますけれどもなかなか今現在のニーズには合わないんじゃないかなという気がします。そして、軒数もとても少ないです。そういうこともありますから、今行われている取り組みが今その地域に越して来たい方のニーズに合っていない、また必要な情報が見つけれないというふうなことでは、やはりそこにはやりたい仕事があって、そこに住みたい人がいるのに、そういうやりたい仕事があって住みたい人がいるという、来たい来たいというまれ

なそういう機会を逃してしまうということになるというふうに考えます。

ですから、その1つの解決策として優先度、今やっていること、それから、やろうとしていることは当然やるべきことであって推進をしていただきたいと思うんですけども、それ以外に、実は既に移住されている定住者の方とか、私が相談を受けるぐらいですから、ほかのいろんな方も相談を受けている方がたくさんいると思うんです。そういう移住についての相談を受けることの多い市民等との情報交換がやはり有効ではないかなというふうに考えるんです。先ほど受け皿体制づくりということで一旦これにつながるのかなというようなご答弁もありましたけれども、情報交換について、その有効性、必要性について、少し見解をお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 既に移住されている方、相談を受けることの多い市民等との情報交換については有効であると考えております。このことは取り組みたいと考えておる事業とも関連してまいります。

現在、窓口や関東、関西で開催される移住相談会、また、お試し体験住宅への入居者、空き家バンクを通じて転入された方などから情報収集に努めておりますが、今後、地域移住サポーター制度の活用などと同時に、新たな受け皿体制の構築により住宅等の情報も含めて、既に移住されている方や相談を受けることの多い市民等との情報交換を進めていくことができるのではないかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 当事者の声を聞くというのは、非常にすごく重要だと思います。

次に移ります。②です。

先ほど紹介しました日曜日の新報道2001という番組ですが、それに出演されていた方のコメントなんですが、今多分、都内でという話です。移住を考えている人は2系統あって1つはリタイア系、定年退職なり何なりして後で自分の終の住み家みたいなところ、セカンドハウスみたいなところ、それから、あとは若い人です。そういう方が多いそうであります。私の知る限りでは、先ほど少し紹介しましたがけれども農業と文化、創作・手仕事関係の方ばかりです。そして、県内から移住を希望する場合には、また少し事情の違った方も少なくないというふうに思われます。

以上のようなことを考えただけでもわかるように、移住を考える人にはやっぱりそれぞれ違った理由がございます。ということは、移住を考える人が本市のどんなところ、住環境であったり自分がやりたい仕事とかいろんなところ、どこにその移住に対する理由を見つけるのかわからない。どこをいいと思って来てくれるか、はかり知ることができないという一面がございますので、そういう点からも、やはり本市のあらゆる情報が俯瞰できる情報ポータル、そして、支援ネットワークの構築を行って、その公開と更新に取り組むということについては移住の促進に有効で、取り組みに向けた優先度も非常

に高いのではないかというふうに考えます。

くしくも、きょうの高知新聞の3面ですか、尾崎知事が国に仕組み提案という記事がございまして、「移住情報一元化発信を」ということです。「全国各地の仕事や暮らしの情報を国が幅広く集めて情報発信することにより、都市部の人材と地方のニーズをより多く結び付けられると強調した。」ということございまして。これは国と県との関係ですから、やはりちょっとダウンサイジングをして、そうやって県レベルの情報があってもなかなか香美市へつながらないと、香美市へバーンとつながったときに香美市のいろんなもの、何と言いますかたくさんの方が一望できるその場所があれば、またこちらへ定住、移住、そういうふうな促進に大変有効ではないかというふうに考えるわけございまして。そういうふうな情報ポータル、ネットワークの必要性というか、優先順位の高いものというふうに私は考えますけれども、それについてのご見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

情報ポータルやネットワークの構築については、山崎議員と同様に有効な手段であると考えております。このことも受け皿体制整備と関連してまいります。

現在、NPO法人に香美市お試し移住体験住宅の管理を委託しており、入居者の面接やフォローをお願いしております。また、香美市の暮らしやイベントなどさまざまな情報がウェブサイトを通じて発信されておりますので、香美市公式ホームページへのリンクもさせていただいております。

嶺北4町村では、れいほく田舎暮らしネットワーク、先ほどお話に出ました四万十町の方面では、いなかパイプというように、先進地ではNPO法人が自治体と連携して移住定住促進を担っております。本市においても熱意あるNPOや民間団体との協働による総合的な情報ポータルとネットワークの構築を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） 大体、私の考えていることとほぼ一緒の答えでしたけれども、いいと思います。ぜひそのように進めていっていただければというふうに思います。

先ほど少し、そのNPOの名称についてはなかったですけども、多分同じだと思います。たびたびのご紹介ですけども、最初の特別委員会の折にいただいた施策一覧の中で香美市移住定住促進協議会という、これは高知県の移住促進事業の補助金50万円を使ってどうしようかという会がありまして、その中でいろいろ情報発信をしていこうということがうたわれています。それは、例えば空き家や土地に関する情報や移住者の声を発信とか、仕事に関する支援だとか、イベント情報、移住者の交流会、移住体験ツアー、インターンシップ、地域体験、自然体験、地域おこしや地域貢献のボランティア活動支援、これをやっていけたらえいかなということこのときも言ってましたけれど

も、実はそれをもう既にある意味ボランティアで担ってる方がいまして、NPOがありまして、そのウェブページはいなかみライフというものですけれども、この中のほぼ大部分のものが今でも情報として上げられていますし、最初にご紹介がありましたフェイスブックとかツイッターとか、ツイッターはなかったかね、フェイスブックもその中に備えてまして、なかなかリアルタイムに情報も更新をしております。やっぱり、そういうところを陰にひなたに応援をしながら、1つの核に育て上げていきたいなど、一緒に育て上げていたらいいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

1、2、3の答弁に対し先進地、紀美野町、安芸高田市の事例を踏まえ問うということですが、和歌山県紀美野町というところには平成25年の2月13日に、広島県の安芸高田市には平成25年8月19日に、総務常任委員会の視察研修でお伺いをしました。

紀美野町では田舎暮らし推進モデル事業、安芸高田市では川根振興協議会について視察研修をさせていただきました。本当にもっとも学ぶべきことの多かった移住定住と地域づくりの先進地でございました。

この視察研修におきましては、現在定住班の班長をされている方も実は同行しております。内容については、さまざまな施策の内容については熟知をされているというふうに思います。逆に熟知しているからこそ、たくさんのやりたいこと、やるべきことがある中で優先順位、どれを先にやろうかというようなことでちょっと焦っている、どうしようということ、そういうこともあるのではないかなというふうにも感じております。

先ほど、その情報ポータルの活用については一定のお話がありました。やはり少し、そのほかに紀美野町で成功しているのはNPO法人、きみの定住を支援する会に担当職員、そして地域おこし協力隊、集落支援委員が結集しまして、さまざまな相談、そしてニーズの掘り起こしなんかを行っているわけです。実はそこが紀美野町に対する移住定住の大きな肝の部分になっているというふうに思います。

ですから、1つそういうふうな会を1回集めて、そういう関係者、移住定住者で、ここは移住してきた方が自分たちがさまざまな課題に直面して、これから移住してくる方に対してもそういうことに対するフォローをしていきたいという気持ちがまずあって、きみの定住を支援する会というものを設立されたようですけれども、私の知っている範囲でも少しそういうことを集まってやってみたいと、話し合いをしてみたいという方もぼつぼついらっしゃると思いますので、できたらそういう会のようなものを一定、献立してみてもどうかというふうにも考えるわけですが、その点について、まずは見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

和歌山県紀美野町ではNPO法人きみの定住を支援する会が、また、広島県安芸高田市は川根振興協議会が、行政と連携して地域振興を行っております。県内の先進地でも同様な取り組みが行われていますことから、本市においてもそういった団体とか地域支援も含めて、移住定住にかかわる一同が会するような協議会の開催も考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

検討しますじゃないですよ、考えていきたい。

（まちづくり推進課長、横山和彦君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） はい。よろしくお願いします。

もう1点、先ほど言いましたけど、私が受ける相談は実は全部住宅の相談です。それで、すぐにはそれが準備できなくとも、先ほど市長の言われました市内材を使って、単にこれがやっぱり産業だけではなくていろんな方面、福祉であるとかということをお聞きをいたしました。それは実に正しいとかすばらしいと思えますので、今一步踏み込んで住宅施策を行っていただけたらなというふうに思います。

その1つの例として、実は川根振興協議会が取り組まれたすごくおもしろい住宅施策がありまして、これはお好み住宅、聞かれたことあるかないかわかりません。その顔だとないですよね。お好み住宅って、これすごいおもしろいんですよ。川根地区は、小学校が廃校になるような状況が実はありまして、小学校の維持と地域の担い手確保のために地域から行政に提案をした制度なんですけれども、地域活動への参加とか義務教育終了までの子どもがいることを条件に一定の土地を構えまして、更地を構えて、その入居者を募集するんです。その入居者にある決まった金額の枠内でどういう家に住みたいのかという設計をしてもらって、それにかかわってもらって、そして月々3万円、その当時、平成二十何年でしたか、総務の常任委員会で行ったのが平成25年でしたか、その当時のお話だったんですが3万円の家賃、月々3万円の家賃で20年間そこに暮らしていただいたら、ほぼ無償で取得をすることができるというふうなすごい施策をやってまして、それで全国から視察がひっきりなし、実は高知市なんかも視察に行っていて、ただ、全国で見てもまだそれと同じような施策まで踏み込んだ自治体が残念ながらないような状況です。ぜひ、香美市もひとつ、今一段と踏み込んだ施策が必要だと考えますけれども、ここはちょっと市長にも一旦ご答弁をいただけたらと思います。新たにやっぱり移住定住をしてきていただいた以上は、その地域も担っていただきたいしということ。地場産の材料も使い、設計もやってもらいというふうな、ちょっとスケールが大きい話なんで市長答弁ということになるとは思いますけれども、そういうものに関して、急に振られてあれだと思えるんですけれども、一定ご見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 移住、定住化のお話の質問についてお答えをしたいと思います。

この私たちの町におきましても、移住、定住についてのアンケート調査を行っております。その中ではやっぱり一番大きいのは住宅、これがあるかどうか、次に、生活の環境はどうかと、これが関心があります。3つ目は、もうおわかりだと思うんですけども職は、仕事はありますか。職場の確保と、これが大きな課題であります。ですから、今、定住化の問題を見ましても、やはりそのところをしっかりと頭の中に入れながら進めていくことが大事。そして、何よりも受ける側と行く側のほうのミスマッチが起こらないようにしていくことが大事だと思います。

情報の段階でもそうです。それで、来て、こんなところへ来るんじゃないかということもあるでしょう。それから、こんな人に来てもらったら困るとこういうこともあると思うんです。今、眞幹議員のほうから会議を早く開いたらどうかというお話がありました。これは大事だと思います。私はこの定住化をしていく上では、総花的にやっていくのではなくて、やはり的を絞らなきゃいけないというふうに思っています。こういう人が来てほしい、こういう人ならうちは受け入れられますよと、こういうことだと思います。例えば農業、農業に関心のある人来てください。農業、ゆずどうですかというふうな形の関心、農業、林業。こういう農業や林業であればそれを迎えられる人、教えてくれる人がいます。農業をしたい人ですから、全くここへ来て誰も干渉するななんていうような人は来ないわけですので、そういう的を絞って、私たちの地域にとって必要な人に来ていただく、そういうことを私たちのほうで情報発信をきちんとしていくことが大事ではないかと思えます。そして、この情報発信をしてく中では、やはり情報の質がよくないといけないと思えます。新しい情報でなければいけないし、情報の量もたくさんでなければいけないと思えます。

ですから、そのあたりをしっかりとやっていく必要がありますけれども、活用できるものは全て活用しながらやっていく必要がありますので、私は今地域支援員さんなんかにおいでいただいて、地域の大変な暮らしの中を支えられたり、関心を持って取り組んでいただいたりしている、こういう方々にフェイスブックを持たせて、そして、毎日の報告をしていただくわけですけど、今ペーパーでこの報告を受けてますけど、これフェイスブックじゃいけないんですかというふうな形にして、国や県が構わないというんだったら私はこれでやって、新しいニュースを流していけばいい。山の中に雨が降ったと、そうすると水道の水が来ないと、行ってみたら半日かかって直しましたよとそういうふうなところ。こんなところを通過して直しに行っているのかと、こんなおばあちゃんが暮らしをしているのかと。そういうことを支えている、そういうことに関心があるよという方があればそういう方を迎えられるような形、我々が必要とする人を迎えていくと。そうして、どうしても成功例をつくり上げること。この成功例をつくって、たくさん成

功例があればいいわけですがけれども、来ていただいた人たちが集まって情報発信をしていただく、これが一番角度が高いと思います。来てみたけどこんな悪いところもあった、こんないいところもあったということも含めて情報発信をしていただいて、あなたみたいな人が来るんだったらこういうところがあるよ、こういうところを私たちは応援、市はこういうことも応援してくれるよ、この町にはこんなおもしろい人がいて応援をしてくれるよというふうな形の情報です。NPOも大事ですがけれども何よりも成功例をつかって、実際に移住した人にそのNPOの中心にすわっていただいて情報発信して、リアルな情報を届けていただくことが真の香美市になるというふうに私は思っております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） どうもありがとうございました。

私、ちょっと反省も含めてあれなんですけど、やっぱり余りたくさんのことを一度に言うとうわからなくなりますよね。いいものをたくさんいただきまして、ありがとうございました。

1つ、来ていただきたい人に的を絞っていくという話です。そして、優先順位で住宅、環境、職場ということですがけれども、私の例では、職場はそこで働きたいけど家がない、環境は最高やけど家がないとそんな話ばかりですので、ぜひよろしくお願いします。

そして、精度の高い情報ということなんですが、それについても、もう既に口コミでそこに暮らしをして、その地域である程度の信頼感を得た人の周りにまた人が広がっている状況の中で今の現状が一定あると思いますので、ぜひ、先ほど市長の言われたようなことも含めて、担当課のほうはまず人の集まる場をつくる。そして、情報ポータル、僕の思いと少し違うかもしれませんが、それもまた話の中で幾つかこう修正もし、お互いに意思疎通していけばいいと思いますので、ぜひそのような取り組みに期待をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、定住に関する質問はこれで終了します。

続きまして、第2次振興基本計画に向けてという点でございます。これも振興基本計画に関連する質問はもうずっとさせていただいてまして、常に企画財政課長が答弁をしていくということでやってきましたけれども、今回は少しだけの登場でちょっと寂しいなと思っているんじゃないかなと、そんなことはないですか、ほっとしてますか。では、行きたいと思います。

本市の第2次振興基本計画の策定に関連し、以下に問うということでございますけれども、第1次振興基本計画の将来都市像であります「進化する自然共生文化都市」ということの実現に向けましては、やはり市民の文化活動を下支えすることのできる文化施設のありようが重要だと、このように考えております。

そこでお尋ねをするわけですがけれども、本市の市立文化施設の有効な利活用、また基本的な方向性に関して検討を重ねているというふうに聞き及んでおります文化施設等検討委員会の、まずは構成メンバーをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。
（午前10時22分 休憩）
（午前10時40分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 4番、山崎議員のご質問にお答えいたします。

文化施設等検討委員会は、学識を有する者として3名、教育関係者といたしまして3名、関係団体の代表者といたしまして5名、市議会の代表といたしまして2名、その他教育委員会が必要と認める者といたしまして2名、計15名の委員の方々に構成をされております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。ちょっとお尋ねします。

学識を有する者3名ということでしたけれども、個人の名前はいいですが、どういう役の方か、それから、関係団体の代表者、どういう関係の方かをお尋ねをします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

学識を有する者といたしまして、高知工科大学から1名、それから、高知県立図書館から1名、高知県立美術館から1名でございます。

それから、教育関係者は香美市教育委員長、そして鏡野中学校校長、そして山田小学校校長でございます。

そして、市議会の代表といたしまして、教育厚生常任委員会委員長、そして同じく副委員長でございます。

そして、関係団体の代表者といたしましては、文化協会から、そして中央公民館運営審議会の委員長さん、そして社会教育委員から委員長さん、そして図書館協議会の副委員長さん、そして美術館運営審議会の委員長さん。

そして、その他といたしましては、香美市の商工会会長さん、そして香美市の連合婦人会会長さんをお願いをしております。

以上の15名となっております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ありがとうございます。

それぞれのメンバーの方で検討を重ねられたと思いますけれども、美術館、図書館、文化ホールについて、それぞれの検討状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現在の美術館の収蔵庫が大変手狭になったことや、物部支所建てかえに伴いまして、支所に保管されています小原義也氏作品を移動させなければならないような必要が発生してまいりました。こういったことから、また、図書館が老朽化しているために美術館と図書館、この2館を懸案事項といたしまして、急がれて検討委員会の中で話がなされております。

美術館の収蔵庫につきましては一定の規模、今の規模から4倍ぐらいが必要というような案も出ておりますが、その中で場所的なものにつきましては、現在の美術館のところに増築なりができないかということと、一定規模のなるべく近い形で整備をしたらどうかというような方向で意見がまとまりつつあります。

図書館につきましては、従来からの書籍の閲覧だけでなく総合的な自習学習の環境を備えた図書館機能や図書館資料の充実を図るために、どの程度の規模が必要になってくるかというようなことを整理しておりまして、場所も含めまして今後検討していくということになっております。

また、文化ホール等につきましては、この2館をある一定答えが出てくるようなことと並行しまして検討していくということになっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ありがとうございます。

そのような検討状況の中で、この平成25年度主要な施策の成果説明書を見させていただきますと、意見を取りまとめ報告ということになっております。

これは、やっぱりある程度当然政策に反映していくわけですがけれども、取りまとめた意見というものは、どのような過程を経て政策化されるのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

検討委員会等で意見を取りまとめて、最終的には市長のほうへ提言をするということになります。それを受けまして教育委員会、そして市長部局の関係部署と協議しながら、最終的に政策化がされていくと、こういうことになろうかと思っております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この中で一応美術館、図書館については、割と皆さん何とか関心があるといったら変な言い方ですけども、協議をされているというふうに思いましたけれども、文化ホールは懸案事項だと私は思っているんですが。ちなみに今般の諸般の報告、提案及び説明の中で、中央公民館で行われました市民大学の結果が載っております。これやっぱり、今話題の講師の方が来るとすごいですよね。「いつやるか、今でしょ」というこの林さんという方が来たときには529人の参加があり、私この20日の日はちょうど急ぎす昭和横丁がありまして行けなかったんですけども、ぜ

ひ聞きたいと思ったんですが行けませんでした。しかし、前は明治天皇の玄孫である竹田恒泰さんが来られたときは行かせていただきまして、そのときも、もうあそこのホールがあふれんばかりのことで、次々椅子を出して構えたような状況でした。529人という、あそこは定員オーバーしてますよね、確実に。だから、かなり工夫も要ったことだと思います。

そんなことも含めると、私自身としては文化ホールというものも非常に重要であると考えますし、何よりも前段お話ししました進化する自然共生文化都市の実現に対しては、下支えの必要性は私自身は大いに感じているわけです。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、今般の議会に提出されました一般会計の決算書に対して、平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書というところで、監査委員の方がむすびで言ったことがすごく、ああ、いいこととか当たりまえのことなんですけど言っていたなと思って、そのことをちょっと紹介しながら次の質問に移りたいと思うんですけども。

今後の行財政運営に当たっては、香美市振興計画に基づき各施策の緊急性、必要性、重要性等を見きわめた上で香美市の魅力をPRして、定住人口の増加及び少子高齢化対策など、地域の活性化を図る積極的な施策実施に努められたいというふうなことがありました。いま一度、済みません。確認をしたいと思うんですけども、次の質問にいくと言いましたが、その前に1点確認をさせてください。

文化ホールについては、またこれ質問が戻るんで議長がだめだと言うかもしれませんが、文化ホールについては、一応美術館、図書館の検討が割と優先で、それに並行しながら、もしいろんな意見があれば検討していくというふうな状況であったということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

当初の第1回目におきましては、この検討委員会の目的とか趣旨とかいうものをご説明いたした中でそういった文化ホールの話も出てまいりましたけど、やはり急いでいる施設があるということで、その問題をまずは解決すべきであるという判断のもとに、今のご質問にお答えしたようなとおりの進行状態でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、次に移りたいと思います。

要は施設のあり方を工科大学との関連において問うということでございます。

実は、私自身は高知工科大学に関連した質問につきましては、前期の議会では平成23年3月議会、平成24年6月議会、平成24年の9月議会、平成24年の12月議会、平成25年の6月議会、平成25年の9月議会、平成25年の12月議会と7回もやっております。いろんな角度から工科大について質問をさせていただきました。

いろいろ言ったんですけれども、何を言いたかったのか言いたいのかということなんですが、要は高知工科大学があるということのすばらしさというか、価値を市民の皆さんの幸せに還元していきましょうよというふうなことが中心でございました。それを政策につなげて行きませんかということだったんです。そのためには、やはりその機会を構えて、私の知る限りでは連携推進協議会というものがそこに1つありましたので、それを中心に随分お話をさせていただいたという記憶がありますけれども、それだけではなくていろんな機会を構え、そして、お互いに垣根を低くして、腹を割って意見を出し合い話し合い、そして、政策につなげて行きましょうと、このような提案をしてまいりました。今回もその流れに沿ったものでございます。大学は社会情勢の変化に対して生き残りをかけまして、文系の学部を導入、そして、運営形態を変え武道館をつくり、国際交流センターをつくり、女子寮の建設、野球場の建設を予定しております。

今回、私提案なんですけれども、その周辺に文化ホール、美術館、図書館等が加われれば、市の知と文化の一大拠点というものが形成されるのではないかと、このように考えております。

来年度、マネジメント学部が永国寺に移ることは、これはマネジメント学部の学生たちの地域に対するこれまでの貢献というものを考えたときには、少しの痛手でございます。せつかく今まで地域と一緒に工科大の存在価値というか存在感をアピールする非常に大きな重要な役目を担っておりましたマネジメント学部の子どもたちが、2年生からは向こうに移ってしまうと。これはかなりの痛手ですけれども、それをやはり補って余りある政策をここで第2次振興計画に向けてどーんと打ち出したらどうかというふうに私自身は思います。

去年、おとしあたりですか知の拠点構想というのが国のほうからもありまして、佐岡小学校の跡地を活用した拠点構想で香美市も手を挙げてましたけれども、採択されませんでした。そのように、国のほうもある意味グローバル化、余り私自身は好きな言葉じゃないんですけれども、グローバル化の流れの中でそれぞれにぴかっと光る特徴のある大学形成については、大いにその支援をしていただけないかというふうなことも考えますので、ぜひこの際、美術館、図書館、文化ホール、これらの施設を高知工科大学の周辺に整備すること、これによって第2次振興計画のシンボルプロジェクトの1つに位置づけて、大学とも協議を行ってはどうかと考えるものですが、これはもしかしたら市長に見解を、急に言うとまた大変かもしれませんが、そこはひらめきのところで、何とか第2次振興計画に対する熱い思いみたいなものが表明いただければというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 文化施設の建設について、お答えをしたいと思います。

現在、今お話申し上げましたように検討していただいておりますので、その検討委員会の意見を尊重するというのが市長の立場であろうかというふうに思っ

おります。

議員の言われるように、集中して文教地区を形成するというのも1つの考え方かもしれませんが、私はやっぱり、何よりも市民の皆さんに利用していただく施設であるんだというところからしっかり考えてまいりたいと思いますし、現在あります施設の位置を変えるということになれば、その周辺への影響というものもございますので、そのあたりは慎重に判断をしてまいりたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのような方向性が本当に正しいというふうに私自身も思っています。ただ、その話し合いの場といいますかそういう場で、振興計画の策定に当たりましてはあと2年間ですか猶予期間もございます。それで、これが市長に提言されて関係部署での協議ということになると思いますけれども、やはり、政策の過程で幾つかの市民の方の声も拾っていく、パブリックコメントもするというふうな、もしかしたらこの場合はアンケートをとると、今までの手法で行けばそういうことにもなると思いますが、ぜひ想像の中でのすばらしい絵も含めまして、何とか工科大の周辺に一大拠点をとるところも頭の隅っこに入れていただいて、お話し合いいただければなというふうに思います。

それでは、次に移っていきたいと思います。

やなせたかし記念館の話です。第2次振興基本計画では、やなせたかし記念館のあるまちづくりについては一定配慮がなされるというふうなことをお聞きしたと思いますけれども、それはそれとして楽しみに私自身は待っているわけで思っているわけですが、これまで一貫いたしまして質問を行ってまいりました件に関連してお尋ねをしたいと思います。

9月1日から交付が始められました事業ですから、いろいろとお尋ねするのはまだ早いかというふうな気も若干いたします。しかし、この件につきましては、私自身のスタートは平成23年の3月議会、ご当地ナンバープレートにアンパンマンのキャラをという提案から始まりまして、アンパンマンがだめだということになりまして、やなせうさぎをと言ったら、やなせうさぎもだめだということになりまして、やなせさんのつくった13キャラのうちの投票でというそういう経過もありますので、これは無関心ではいられません。投票総数2,273票、龍河洞のリュウくんが643票、ゆずぼうや448票、さくらてんし303票だったということでございますけれども、この3種類ある香美市のキャラナンバープレートのそれぞれの交付状況と、それを交付しながら何か所感のようなものがあれば、それに対してお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 山崎眞幹議員の香美市キャラクターナンバープレートの交付状況につき、それぞれの数と所感を問うという質問にお答えします。

9月1日から交付が開始された50cc以下の原動機付自転車の香美市イメージキャラクターを取り入れたナンバープレート、キャラナンバープレート、実際のところ、正式には絵柄標識と言いますが、その交付状況について説明します。

10月3日時点でのキャラ総選挙1位の龍河洞リュウくん25台、2位のゆずぼうや22台、3位のさくらてんし20台の合計67台となっております。67台中、新規登録は16台、交換登録は51台で、50cc以下の原動機付自転車の登録台数に対する割合は約2.7%となっております。

また、この間でキャラナンバープレート以外の従来の標識を新規登録したという台数は19台となっております。交付に向けて協議をお願いしてきた方々や、新たにナンバープレートを交付予定している市の担当職員からは高評価を得ています。私もよくできたと思っています。

他市町村の交付1カ月の状況については把握しておりませんが、評判がよかった割には交付台数自体はそれほど伸びてないのかなと思っています。

このことについては、ポスターやホームページ、広報香美での広報だけでなく、高知新聞、読売新聞での記事にて取り上げていただいたことなんかでナンバープレートの交付の周知を図ってきたところですが、交換を煩わしく感じられるというふうな方がおいでだと思います。それから、キャラクターナンバーをつけることが恥ずかしいというふうにも思う方もおいでだと思います。そのことが要因で今の状況になっているんじゃないかと思っています。

期限を限定して交付する形態はとっておりませんので、今後も広報を行っていきます。また、現在つけていただいている方のロコミやキャラクターナンバープレートをつけた車両が走ることによる宣伝効果についても期待をしております。1台でも多くのキャラクターナンバープレートの車両が走り、市のPRの一助となればと思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） もうほぼ網羅した答えを1回でいただきましたので、なかなか再質問があれですけども、ひょっと交換に来る方とか新規登録される方の中で、例えば工科大学生ですよ、年齢層でいうとどんな感じなんですか。それをちょっとお聞きをしたいと思うんですけど。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 申しわけないですが、全員の方を把握しているわけでもありませんし、業者の方が交換というか登録においでる場合もありますので、どういう状況かというのはちょっとわかりにくいんですが、工科大生の中では従来のナンバーの白ナンバーといいますか、そちらのほうが多いんじゃないんだろうかと思っています。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まあ、くしくも課長が言われたようによくできたと、いろん

な意味がこもっていたと思います。引き続き先ほど説明されたようなPRをしながら、ぜひ、これは前段でも言いましたけれども、やなせたかし記念館のある町という中での1つのキャラナンバープレート、絵柄標識がありますよということもその全体計画の中に入っていくのではないかなというふうにも思いますので、引き続きその広報については努力をいただきますよう希望をしたいと思います。

それでは、次に移ります。いよいよ課長、登場しますけれども。

県道に面した掲揚ポールのところにカリヨン時計、これカリヨン時計を言ったときは3億円かかるよとか言われまして、維持費もかかるしできんとか言われた経過があるがですけれども。でも、カリヨン時計は最大ここの希望で、あの場所には何かやなせ先生に関連したモニュメント、時計、時を知らせるような時計があるのが私は優先順位が高いのじゃないかなというふうに思うんです。それをずっと思い続けているわけですが、今回の質問はカリヨン時計とまでいかななくてもというところをしんしゃくしながら、ご見解をとりあえずお尋ねをしてみたいと、このように思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員の質問にお答えします。

掲揚ポールの近くにやなせ先生に関する何らかのモニュメント等の設置について見解をとのことでございますが、現在、掲揚ポール横につきましては、市民憲章碑の設置場所の第一候補として関連課を含めて検討しております。

そして、この市民憲章碑については、やなせたかしさんからいただいた13体のキャラを取り入れ、アンパンマン、ばいきんまん像と一体となったものにしてはどうかということを検討しております。また、設置時期については、合併10周年に合わせて平成27年度末から平成28年度中に設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、この間までというかこれまでの議会で説明されてきた300万円でしたか、あの市民憲章の予算がありましたけど、それは一旦考え直しをして、もうワンランクアップをしてやなせさんのキャラをちりばめた市民憲章の碑を10周年に向けてあそこへやりたいということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 市民憲章碑につきましては、当初は平成26年度中に設置してはどうかということも検討しておりましたが、平成28年3月1日に合併10周年を迎えるというようなこともございましたので、それと合わせてその記念碑をつくったほうが設置効果も高まるというふうに考えましたので、時期をずらして設置するというふうなことを考えております。

また、その碑については、このキャラをふんだんに入れ、アンパンマンやばいきんまんの像も一緒に一体となったようなものにして設置したらどうかというふうなことを現

在のところは考えているということでございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 決して悪いとは言いません。いいなというようなイメージも浮かんできました。それもいいとは思いますが、やはりそうですね、平成28年ですか、じゃあ、もう少し私にも考える時間をいただきまして、そういうことで何かそういうふうなものを置いて、やなせさんについても少し顕彰をしていこうという動き、そして、これは確認ですけれども、やなせたかし記念館のあるまちづくりについては、平成28年、第2次振興計画の中に1つ盛り込んでいくという方向であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 第2次振興計画の策定につきましては、第1次振興計画とは違わせて、まちづくり委員会というものを設置するという事になっておりますので、そのまちづくり委員会を中心にまず検討をしていただくということを考えておりました、そういった中でやなせたかし記念館といったようなことも検討をしていただけるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まちづくり委員会という話が出たんでちょっと言いたくなりましたけど通告しておりませんので、これはまたこの次の機会にということで、はい。どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。公有財産の処分をめぐってというところでございます。

公有財産はやはり市民の財産でもあります。国民の税金を使っていろいろなもの、私たちの歳費もそうですけれども、このものが運用されております。その中で、やはりその処分においてもある意味機会均等に加えて最大限に市民を利する、その売却益でもいいし、その不用になったものをもう1回市民が再利用して、利活用するという事でも構わないわけですけれども、そういう視点を常に持つということが公の使命ではないかというふうに考えております。そのことを踏まえまして幾つかお尋ねをしたいと思うわけですが、まず1点目です。

今議会に提案されました補正予算書で、旧給食センターの調理器等の物品売り払い収入として37万円ということが予定計上されております。旧の給食センターの中、僕も見たことございませんけれども、ちょっと用があって近くに行ったときに、外に昔銭湯なんかでよくあったような体重がはかれるような計器とか、そんなものが雨ざらしになってたりしたのをちょっと見かけたんですけれども、かなりの設備、備品等があったと思うんですね。その中で37万円というのは、いかに中古品というかセコハンであったとしても、ちょっと額が少ないんじゃないかなというふうに感じたものですからお尋

ねするわけですがけれども、この37万円の根拠、売り払う予定の内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

旧土佐山田学校給食センターの物品売り払い収入といたしまして計上されております37万円分の内訳でございますが、これは旧センターの設備の一部、全自動炊飯のラインに関するものが大半でございます。工場規模での運用を前提とした大型のもので、一般への転用、運用が不可能なものであったため、3者の業者と設備の処分について協議した結果、1社のみ有償での廃棄処分ではなく買い取り条件として提示していただきました。

内訳は、計量装置付米庫2万円、前処理用制御装置2万5,000円、自動式電動水圧洗米器5万円、小型充填機5万円、ライスフレンド5万円、自動反転ほぐし機5万円、ローラーコンベア2万5,000円、ライスフレンド用炊飯器5万円、野菜切り機5万円、以上でございます。

次に、今後売り払う予定の内容についてですが、今現在給食センター設備の中で売り払い可能なものをできる限りリストアップする作業を行っております。給食センター設備でございますので、内容としては大型のシンク、流し台です。台車、作業台、冷蔵庫等が中心になると思われれます。なべ釜等の調理器具は、大型の上施設と一体化したものが多いため一般への転用が難しいものがございますが、設備を無駄にせず処分費用を抑えるためにも、できる限り多くの物品を対象として選定していく考えでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、今炊飯ラインに関するもの以外については、まだ可能なものがあるかどうかということでリストアップをしてるという状況ですので、そこで売り払い料金がふえるという可能性もあるわけですね、今のご答弁ではね。ということは、次の質問②に行くわけですがけれども、確かに大きな給食センターですので規模が大きいものがあります。それはそれとして、調理道具とか食器類はさまざまな営業形態の店舗でありますとか集会所、きょうの質問の中で言いますと、例えばふらっと中町で使えるようなものとか、等々でいろんな欲しい物があるのではないかと。つまり市民や地域活動団体等への呼びかけ、またそれらを対象としたオークション等の検討はされたのかというお尋ねですが、リストアップをしてこれからやるとなれば、そういうことも検討することは可能ではないかなというふうに思うわけですが、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。市民や地域団体への呼びかけ、オークション等の検討についてお答えします。

まだ作業が準備段階であるため、市民や団体への呼びかけは行っておりません。さきにお答えしました売り払い物品のリストアップ作業が終わり、その他の準備が全て完了した後に随時広報、ホームページ等で市民や自主防災組織、地域活動団体へ呼びかけていく考えであります。

インターネットオークション等につきましては協議中でございます。通常の払い下げよりも価格面で有利な処分ができる可能性があります。参加対象が多くなり市民や地域を優先させるという、目標とそぐわなくなる可能性もございます。

したがって、オークションについては、手段として可能かどうか、目標として適当かどうか含め、選択肢の1つとして慎重に考慮しているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そうやってリストアップして、市民団体等への周知もこれからしていきたいと。一方であれ解体をする予定をしちゅうがやないですか。その期限、たしか予算書に出ちよったかな、今ちよっと手元にないので売り払いだけ見たんですが、たしか解体費用も出ちよったような気がします。それとの期間的な問題ですよ。それについては、大丈夫なのかどうなのかということも1点、お聞きをしたいんですが。

○議長（石川彰宏君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

解体作業につきましては、今定例議会に補正予算で計上いたしまして、11月ごろから入札をいたしまして、解体作業を年度内に終了する予定で段取りをしております。

旧給食センター内の食器等につきましては、今年の夏前に土佐山田町内の小中学校に打診をしまして、使用しなくなった食器類等を学校行事や学習活動で使いたい学校がありましたら申し出てくださいということで、たくさん学校から申し出がありまして、茶わんとかお盆、箸、スプーン、いろいろ要望に応えるようにいたしました。

その中で大体食器類が1,500ぐらいあるんですが、大体3分の1ぐらいを各小中学校へ配付しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったですね、使い道があつて。

そうですね。11月中に入札をし年度内に解体ということで、時間的なものがあるわけですから、その中で最終的に誰も引き取り手がいないというようなものについては、その解体の時期と一緒に処理をしていただくというようなことになると思いますが。その時点での費用とかいうものに関連して、できるだけ皆さん方に有用に使っていただける、関係者というか市民の方も含めていろんな必要性があると思いますので、ぜひリストアップ作業を急いでいただいて取りかかっていたいただきたいと思います、その施策を進めていただきたいと思いますというように思います。

それでは、2番目に移ります。同じように、今度新築される香北、物部支所に関連しても、当用のない不用の公有財産がたくさん出ると思うんですよね。これらの処分については、前回のここの庁舎をやったときには、それこそオークションみたいな市民対象のもやりましたけれども、これまでの経験等を生かした処分計画等が望まれています、その処分計画等について今検討していることと、何かこういうふうにやりたいというような予定がありましたら、お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 新庁舎移転に伴う不用物品の処分について、行った事例に基づき回答させていただきます。

不用品の処分方法につきましては、次のとおりルール化しています。

1、市役所内部での再利用を図る。2、市の補助金支給対象事業者から事務用品の支給の要望があった場合は、補助金のかわりに不用物品を現物支給する。3、国県の補助金受給団体及び公益法人等は、市の補助金団体に準じた取り扱いをする。4、市民に売却する。5、市民に売却後、残った物品はリサイクル業者、もしくはリユース業者に売却するという手順で対応いたしました。

しかしながら問題点もあります。まず、多数の不用品を長期間保管する場所があるかどうか。また、市民に還元もしくは売却する場合、物品を運搬する手段のない市民への対応をどのように考えるのか。また、この業務に対応する職員がいるかどうかなど、このような問題が全て解決できれば、十分還元もしくは売却は可能だと考えます。

ちなみに新庁舎移転に伴う不用品の処分の際には、さくら保育園という保管場所がありました。また、運搬には議員有志の皆様による配送ボランティアという形でのご協力をいただいたおかげによりまして、無事不用品の売却を成功させることができました。改めてこの場をおかりしましてお礼を申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 一応ルール化されているということでお聞きをいたしました。

先ほどの食器類の話にありましたけど、このルールの中で4番目ですよ、市民に売却というところがありますが、売却というのはあくまでも有償という意味だというふうに思います。で、有償の後無償という、その段階は何かあるんでしょうかね。ちょっと、言いたいこと。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

一応市民に売却することを前提としますが、その後廃品等をリサイクル業者、リユース業者に売却する予定なんです、もし仮にその廃品の中で必要という物があれば、還元ということも考えられると思います。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 保管場所があればということになると思いますけども、これは何月何日にもう廃棄しますと、要る方、何か要る物がある方は取りに来てみたいな、そんなイメージじゃないですよ、違うんですよ。

（管財課長、柳本隆司君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） まあ、さっきの移住定住の話じゃないですけど、人によって欲しい物いっぱい違うんですよ。だから、できるだけたくさんの方がそこにある物を見れることが、まずスタートやと思うんですよ。

そう思いますので、ぜひこのルールは一定守りつつも、できるだけたくさんの方がスタートする前に見れる、ごみでもある人にとってはお宝なんで、ぜひそういう施策もまた考えていただけたらなというふうに思いますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） また今後検討したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 以上で私の質問を全て終了いたします。

○議長（石川彰宏君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブ、利根健二でございます。通告に従いまして一問一答方式で順次質問をまいります。

初めてプロジェクターを使ってということで、なかなかしゃべりのほうに気が向くのかどうなのか、自分で非常に心配しながらの質問となってまいります。

今、映っておりますが（スクリーンを示しながら説明）、防災マップに書かれております山田の中心区域の浸水地域の過去の実績でございます。平成21年、香美市防災マップ土佐山田地区（洪水災害版）を見ると、過去の水害の実績が載っています。これはかなり古い実績まで載ってるようで、マップの情報をもとに幾つかの、今回地域で状況を聞いてみますとかなりの箇所で解消してるところもあるようでございます。

しかし、今年は豪雨も数回ありまして、幾つかの地区の方から質問をされたり、自分自身が今回結構歩きましたので直接遭遇することもありました。全体的には国分川水系への雨水排水、あけぼの街道の側溝等、側溝というか下も利用して、その他いろいろ行政の方がだんだんに工夫されながら、改良によりまして浸水地域は着実に減少しているような感がありますけども、まだまだ残っているようでございます。

自分が考えますに、原因としてくぼ地であって大量の雨が降った場合の対応が非常に困難なものから、排水路のサイズが細く、大量の雨が降った場合に排水が追いつかない場所、排水路のコース取りや合流の仕方が変則でサイズ以上に効率が悪いもの、あとスクリーン、ごみをすいているやつ等の形状管理が不適切というか行き届いてなかったものとか、あとその他もあろうかと思えます。実際は、上記の今言いました理由が複合的

に重なりまして起こってるものと思います。全ての場所をこの場所で質問することは控えますが、自分自身が今回遭遇した場所、数カ所について認識と対応をお伺いをしてまいります。

まず、この場所でございます（スクリーンを示しながら説明）。百石町1丁目、ホームセンタータカセ南の3差路付近です。近所の方に伺いますと、もともと若干あったようでございますが、水路か道路の近辺のあそこの工事をしたときにここの浸水が顕著になったということも聞いておりますが、そのあたりもあわせまして、ここの冠水という浸水の原因をどのように捉えているかということと、その対策等ありましたら質問をいたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） 利根議員さんの百石町1丁目、ホームセンタータカセ南3差路の排水の状況の認識と対策についてお答えいたします。

現在の状況を現地確認を簡単ですがさせていただきまして、冠水した原因として考えられる要因につきましては、台風12号、11号の長時間の降雨というのは当然ですが、まず、このエリアについては国道側溝の形状及び商店街から流れてくる側溝の流れが非常に悪いというふうに考えられます。

いずれにつきましても、周辺の状況も少し調査をさせていただいて、改善策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ここも、ちょっとお話をお伺いしますと、なかなか排水の幹線のサイズもどうのこうのというお話もお伺いをしたことがございます。逆勾配というのが、通常は無理とは思いますが従来北部のほうにも実は浸水地域がありまして、その浸水地域の南側があげぼの街道が開通したということで、若干そっちへ上流から流せるんじゃないかと個人的には思ったり、それが逆勾配になって困難かもしれません。その辺の技術的なことも検討をしていただきたいことと、なかなか雨水幹線のほうはちょっと距離が遠ございます。これも広域との調整でかなり難しいことかもしれませんが、上井筋とか中井筋が結構近くに大きな雨水じゃないですけども、流せる余地があるような水路があるんじゃないかという気もしますけども、その辺もあわせて検討をしていただけないか、ちょっと質問いたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えします。

基本的に雨水というものについての排水は、農業用水とはもう別個のものという扱いになってきます。そういうことで、上井筋、農業用水に排水を流すということは基本的にはあり得ないと、原則だめですということです。

それで、方法については、今後また検討をしていかないとはいけないと思いますが、基

本的には農業用水には排水は落とせないというのが大前提というふうに認識をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、北部からの流入についての緩和の方法とかもあろうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。北部からの流れ込みを緩和する方法とかはないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

基本的にJ R土讃本線を境にして、北側について中央雨水、それから南につきましては基本的に戸板島の雨水幹線というふうに考えております。したがって、現在の位置からあげばの街道に引きこむと、流入させるということは困難というふうに認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） このエリアが解消するのはなかなか難しい地域という認識をお伺いをいたしました。自分が今言った2つ以外に何か解消方法が、今後考えていく余地があるものがあればよろしくお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

まず、すぐに考えられるということについてですが、現在田所大学堂さんの西側に戸板島雨水幹線のマンホールの起点、いわゆる頂点のマンホールが位置しております。そこへ導く方法を検討するのが一番早いんじゃないかというふうに思っています。ただ、これにつきましては、国道195号及び市道の管理者との協議も必要になってきますので、それも含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 検討をよろしくお伺いをいたしまして、②のほうへ行きます。

東本町1丁目商店街でございます（スクリーンを示しながら説明）。ここは後の質問でも出てきますが、側溝の木製床版の耐用年数にもかなり影響してくる場所でございます。以前にもここについては、宮地課長の当時かな、一度質問した経緯がございますが、その後今年度もやっぱり同じような大雨のときに大分水が出たようでございますので、その辺の再度の質問になりますが、原因とそれとまた対策についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現在、商店街には北側と南側に東西に向けて商店街の側溝が流れております。現在、

建設課のほうで整備がかなり進みまして、ほぼ完了していると聞いてます。

上下水道課の管理区域につきましては、北側の側溝の香美屋さんのところにグレーチングのますがありますが、そこから雨水幹線のほうに流入をさせています。ただ、今回の冠水の原因としてうちが確認をしている分については、土佐山田駅に入ってます県道のちょうど商店街との交差点、そこで南側の水路なんですけど暗渠に土砂が堆積して、それが原因で冠水したというふうに聞いております。それにつきましては、もう既に県の道路管理者のほうで対応をしたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 南側の雨水路が県道下の幹線につながっていないということでございます。

実は、上から見た感じは構造上雨水ますのところで東西に行くやつと、その下に落ちるような感じで見えて、実はこう大きいですけどかなり切られております。自分が見るに、県道がずっとこう中央が盛ってますのでそこはもう堰になってると、言うたら県道のせいということもあれば、南側もできたらそっちの幹線へ抜くような交渉ができないかということが1点。

もし、それが緊急的には水路が一気にますのところで構造上1回広がるがですね、落ちて。また急に現在では東西に向けて行くんで、そこで渦が起こって水流が非常に悪いというような状況になってるんじゃないかと私は思うがですけども、落とさないんだったらもうダイレクトでいったほうが、水がたまらないんじゃないかという気が私はしておりますが、それについて1点。

あとグレーチングというがは、多分右左90度については基本的には強度をもとにある程度やってると思いますけども、ここは割と東から西向いて大きな水の流れがあるので、あふれた水を吸い込むのにグレーチングの上は結構空間があってまだ吸い込む余地があるけど、手前のグレーチングのへりへ当たって水が盛り上がり、吸い込みが非常に悪い方向になってるんじゃないかという気がいたします。それは、またちょっと1回見ていただいて、また検討の課題に上げていただきたいと思いますけども。まず、南北の雨水の幹線に南側もつなげないかということ、提案がてらの質問をいたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

南側の側溝につきましては、上流側のところで雨水管に接続しているところもありますが、先ほど指摘のありました香美屋さんのちょうど交差点のところについて、どういふふうに雨水管に接続しているのか、もし接続していないということが事実であれば、対策は当然ながら講じていかないとはいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） なかなかあそこは太いすを切って、通常はできるだけ東西が水がかれないように実は流れるようで、あふれたときだけ下へ落とすようなますのように自分は見受けます。それが実際、南北への幹線へつながってないとすると先ほど言ったようなことになりますので、またその現状を確認をしていただいて、それに合う対応をしていただきたいと思います。

続きまして、次の場所へまいります。

ここは、③と④とエリアが近かったんですが、分けて書いたのは、実は原因が微妙に違うんじゃないかということで一応分けて書かせていただいております。

③のほうでの秦山町の庚申堂の前です（スクリーンを示しながら説明）。道路を挟んで南側、ここは周りをJRの軌道や市道に挟まれたくぼ地上のような気がいたしますが、原因と対策があれば、右下の丸いほうの地域でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現状を見させてもらいましてまず考えられることは、過去農地であったところが日々市街化区域のため開発が進んでいるという状況変化もあると思います。それを踏まえて、旧の水路でありますので大雨のときにはあふれると。北のあけぼの街道に雨水管が入っておりますが、それへ流入させる水路というのが旧の農業用水路でありますので、非常に流入がしにくいという状況になっていると考えます。

それで、現在対策として考えられることにつきましては、建設課のほうで計画してまず新町西町線の道路下に下水道の雨水管を中央幹線、あけぼの街道の間に接続する計画をしております。それによりまして上流部の水はそこで幾分は軽減され、利根議員さんのご指摘のあります地域についても、雨水の量については軽減されるのではないかとこのふうを考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） また、新町西町線が抜けた後も一応注視をしていってほしいと思います。ここは割とまたこの西側もちょっと宅地開発化されまして、ほんとにくぼ地がちょっとひどくなって、水がすごい抜けん場所のような気がしますので、折に見て気をつけていただいて、もし改善策があればよろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして④、左上の場所でございます（スクリーンを示しながら説明）。ここは結構水が、水路から水が噴き出すようにあふれている場所でございます。後日ここを見てみますと、この水路は直角に曲がってる箇所がかなりあるように思いますが、どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

このエリアにつきましても、先ほど説明させていただきました③の水系の地域になってきます。したがって、先ほどと回答が重複しますが、新町西町線に埋設する雨水管で対応できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。ここも新町西町線の開通で改善されることを期待いたしております。

実は今までの4カ所を上げさせていただいたのも、自分が直接見たということもあるんですけども、先に述べさせていただいた原因の中で、それぞれタイプの違うやつかなという気がして、その4つを上げらせていただいております。百石町1丁目は雨水の幹線が小さい、東本町の1丁目は管理の問題がちょっとあるんじゃないかとか。あと、この庚申堂はくぼ地、あけぼの街道は水路の設計がちょっと悪い。別々のタイプと自分が思ったやつを実は上げらせていただいております、⑤の質問へつながっていくわけでございます。

先に述べましたように、このエリアは農地から宅地開発されたところでございます。こういったエリアを中心に、現在は水路の目的が変わってきております。以前は農地と対する給水のための水路でありましたので、できるだけ複雑に、できるだけそれぞれの水田なり畑なりが水が通りやすいような形でございました。現在は、どっちかというと、このエリアは農地がなくなりまして、反対に水路というのが雨水がいかにスムーズに流れるかという水路の目的が全く変わってきております。

そういった中でちょっと言いましたら、この水路は（スクリーンを示しながら説明）ここで直角に曲がります。ここで来てもう1回直角に曲がって、この水路がどっちに向いて流れゆうのかよくわからない。ここから暗渠になっていきます。多分、ここ、こういってこう流れる水と、こう流れる水と非常にここが複雑になって、多分ここ以前から浸水地域やったと思いますけども、ここにまた水路が走っているという、非常に農地に適した水路設計がそのままいって、周りがどんどん宅地化されて土地自体に浸透する余地がなくなっただけで、このエリアはそういうことかなと思います。

今後このエリア、既に小規模でございすけども宅地化を、このあたりやったかな工事が入ったりとかしておりますので、今後こういったことが起こらんように、これが行政の力でできるのかどうなのかははっきりわからんがですけども、適切な水路計画が必要だと思います、今後は。少なくとも新規の宅地の造成のときなどはそれに対してどんどん、非常に気を配って指導なり建築許可、開発許可を与えるに当たりましてする必要があるかと思いますが、その辺をお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

確かに利根議員さんのおっしゃられるとおり、市街化区域ですので開発は当然とめる

ことはできないわけで、人口増ということもありますし、ただ旧の水路がそのまま残った状態で開発が進んでいくということについては、非常に懸念をしております。

当然、これは自分以外にも農業を管理する水路の管理組合さん、それと関係課の方も同じ考えだと思いますが、いかに北の雨水幹線に流入させるかというのが一番の課題じゃないかなと。これについては、上下水道課だけでなくして、建設課も含めて全体的な取り組みをしていかないとなかなか難しい問題ではないかというふうに考えてます。

ただ、いずれにしても今できることはやっていくと、通常の維持管理も含めて浸水対策には取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 最後の質問はなかなかすぐにどうのこうのいう質問ではございませんので、気にとめていただいております、そういうふうにやっていただければと思います。

続きまして、水路にあるスクリーン、ごみすき金具が主な理由かなと思いますけど、その管理とか設営についてをお伺いいたします。

浸水については、水路のコースとかサイズ設計以外にも構造物が間接的に関与していることも考えられます。例えばスクリーンの形状が適当でなかったり、それが詰まったりした場合があるかと思えます。本市におきましても、側溝の全部をスクリーンが覆っているもの、上部をスクリーンが覆って下部が素通しのもの、これは人が転落したときの吸い込み防止とか侵入防止のためにつくられてるものと思えます。あと下部をスクリーンで覆って上部が素通しのもの、これはごみを通して水量が上がった時は水だけは通すみたいな感じと思えます。

その形状はまちまちであります、それぞれの目的によって設置されているものであろうかと思えます。それぞれがそれぞれに効果が上がっているか、欠点はないかというのを検証しているのかどうかの確認をいたします。また、管理のしやすいタイプのものがいろいろスクリーンについても出てきておりますので、今後切りかえとかについて、そういうときにはそれも検証しながらやっていけばいいと思えますが、どうでしょうかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 水路に設置しているスクリーンの形状は適切かというご質問にお答えいたします。

ご質問いただいております水路に設置しているスクリーンについてですが、まちづくり推進課で管理しているものは4カ所でございます。4カ所のスクリーンはそれぞれ形状や規模が異なっておりますが、水路の規模に合わせて設けられており、水をせきとめない形状になっております。

形状は適切だと考えておりますが、改善すべき点等がございましたら、随時改善して

いきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） スクリーン、これが商店街の香長中央病院の近くのスクリーンです（スクリーンを示しながら説明）。これ、多分増水時は人でがっとう上げて逃がさんと危ないような状況やと思います。

これが西町の駅のところです。今、これは下部だけで下にごみがたまるやつで、これもやっぱりいざとなったら人で上げる必要がある。

これが自動で上がるやつですね。

これが多分、人の侵入防止とか転落した人が大丈夫なように、後ろの自転車は自分の自転車ですが、余り関係ない。

こういった形で、それぞれスクリーンのいろいろ特許をとってるとかいろいろなやつを見てみますと、やっぱり管理のしやすいタイプ、あと角度によって水がふえたら、水の増水した力でごみをどんどんどん上へ押し出す独特の角度とかもあるようですので、そういったやつも研究をしていただいて、今回基本的にこの質問したのは、増水時に通常のスクリーンが反対に邪魔をして水があふれやせんかということがもとですので、管理のしやすいタイプにどんどんどん勉強していただければと思います。

②へ行きます。

スクリーン等の水路は適切に管理をされているか。以前はその地域の人が目の前で毎日見まして、緊急時の上げ下げを職員とともにしていて、結構大雨が来そうなときとか事前に、定期的じゃなくても上げよっらしいです。

それが、現在は業者に任せておりまして、細かい対応ができてないよというような話も聞きました。また、自動で上がるスクリーンが上がりませんかとか何か上がりませんかとか。あと先ほどのスクリーンではないですが、県道下の暗渠が構造物に詰まるとかいう水路の管理ですが、きめ細かい管理が今以上に今後大雨の回数がふえてきましたら必要かと思いますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 今の写真で見せていただいております分につきましては、まちづくり推進課の管理しているものではないかと思っておりますけれども、先ほど申しました4カ所のスクリーンにつきましては定期的に清掃を行っており、大雨等で増水が見込まれる場合はスクリーン自体の引き上げ、その自動の分と手動の分がございますが、大部分委託しておりまして直営で管理しておるものもございます。

管理方法につきましては、適切であるとは考えておりますが、また随時管理方法なども検討して、改めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、商店街通りの側溝の改修のほうへ移ってまいり

ます。

2012年の6月議会で、木製床版の計画時の耐用年数、経過しての現在の感想とか感触とか、エリアの大規模改修の予定をした経緯がございます。その後も大分傷みが進みまして、ますます危険になっておるようでございます。

相変わらず大雨の後は水路からの水の吹き上げによりまして、木部が外れて穴があいております。これは非常に危険であります。当初計画、設計上は強度に問題なかったようで、当時の宮地課長の答弁でも補修する率が減ったとかいろいろございましたが、経年劣化とか湿気による腐食に対する考え方がちょっと少なかった、この2年間でますますひどくなってるような気がいたします。

これはたしか県の構想によって間伐材のあれで補助金をもろうてやったような、どっちかいうたら実験的に導入した部分もあろうかと思えますが、ある意味前も言いましたけど、木部のとめ方とかいろんな意味では設計ミスの方もあったんじゃないかと私自身は思っておりますが、その安全性を考慮したときに側溝の改修の順番を入れかえて、木製床版のエリアを先にやるべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

ちなみに、ちょっと写真を（スクリーンを示しながら説明）。これが2年前によく自分が行って見て、役場へ・・・。

（サイレンにより中断）

○3番（利根健二君）　　こういう対応をしていただきました。大体浮き上がった木をもとへ戻して上からとめるということですね。それが今はもう追いつかんって、木がないなって腐って、アスファルトで埋めたりとかしております。それで、アスファルトがもう追いつかずに、こういう状況のところもあります。これがもう、今のところ実は間に合わずに前の方が、左側が見えますかね。これね、ここの前の方がここ段ボールで埋めちゃうがです。一見大丈夫なようやけど、ここ踏んだらぐじゃっというってかえって危ない状況が、これが、こういう現状でございます。ほんでもう最終的にこういう抜けたまま管理ができてないと。

これを見るに非常に何とかせんといかんのやないかと、順番通り待ちよったらいかなのがないかと私は思うがですけども、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　利根議員のご質問にお答えいたします。

市道商店街通り、東本町・西本町商店街木製床版については、設置後約20年余りとなり、腐食等による劣化が見受けられるようになっております。

現在、職員や業者による緊急修繕を行っております。今後、予算との関係もありますが、劣化の激しい箇所から随時全面改修も含めて修繕等を検討していきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君）　　3番、利根健二君。

○3番（利根健二君）　　以上で終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険制度に関して、公共施設の備品に関して、災害に関して、永瀬ダムの堆砂問題に関しての4項目について、一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護保険制度に関してお伺いいたします。

本年6月に成立した地域医療・介護総合確保推進法のねらいは、ふえ続ける社会保障費を削減することにあります。そして、病院や介護施設に頼らず自宅で生活が続けられるよう医療や介護を一体的に提供するということですが、私はこのことに不安を覚えます。

私は在宅療養や在宅介護を否定する考えではありません。むしろ在宅を推奨するほうの考え方です。しかし、現在の香美市の体制では、特に山間部の場合、在宅で安心してサービスが受けられる体制とは言い切れない状態です。町部と違い、山間部ではサービスを提供する側のコスト面が優先されがちで、山間地では受けられるサービスが限定されたり、利用料金にも負荷がかかるなどの格差が生まれています。

高齢になっても、障害があっても、誰もが住みなれた地域で、住みなれた自宅で暮らし続けたいとの思いは多くの方の願いです。しかし、この願いの基本には、町に住んでいようと山に住んでいようとひとしく行政サービスが受けられることや、在宅でも安心して医療や介護、福祉サービスが受けられるということがあります。

そのような安心、安全な体制をどのように確立していくか、これは市に課せられた大きな課題だと思います。本市としてこの課題にどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎晃子議員の介護保険制度に関して、在宅で安心してサービスの受けられる体制の取り組みということでお答えいたします。

まず、市民が健康で高齢期を過ごすことが一番大切であります。介護サービスを受けることをできるだけ少なくすることが大切ですので、これまでどおり運動機能の低下予防、また認知症リスクの軽減のための啓発や機会づくりを進めていきたいというふうに思っております。

病気や介護の必要な状態になったとしても、軽度のうちに受診、そして相談ができることがやはり悪化の予防につながりますので、家庭や地域が早く気づくことができるような環境づくりが大切だと思っております。そのために、現在認知症についての地域での勉強会の実施、また支援にかかわる関係機関との連携の強化を行っています。

高齢者自身への活動の支援としましては、未来のはてなを学ぼう、また、かみ笑楽塾などの介護予防講座、そして、ポールウォーキングなどでの運動習慣づくり、パソコン講座、菜園クラブなどの生きがいづくり講座を行っております。今後も新しいつながりや、地域での活動を生み出す機会となるような講座の運営に取り組んでいきたいというふうに思います。

介護保険サービスの提供におきましては、言われますように介護サービスの中山間地域におきましては限定される面もありますが、やはり今ある介護サービスを利用しながら、また、自立支援に向けたケアプランやサービス提供が行えますよう、サービス事業所、医療機関ほか関係機関との連携が進むように努めていきたいというふうに思います。

ご質問に対しまして的を射ないかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今まで取り組んでいることを継続してということだったかと思っておりますけれども、国はもう在宅介護、在宅医療の方向にかじを切って、それでできるだけ施設へ入所とかということではなくって、在宅で介護を受けながらその人らしく生活をしていくってということに関して、この自治体の取り組みがすごく大きなことになってくると思うんです。これは国が自治体のほうへそういったことを投げかけたということになるかと思いますが、この自治体の取り組みですごく格差が出てくるというようなことを感じてますが、本市ではこういうふうについていう、先ほども言われましたけれども、何かもう一歩進んだ取り組みというものはないのかというふうにも思ったりするのですが、その認知症についての勉強会も始められたということですが、医療と介護の連携っていうのもこれ大きな、在宅で生活する上ではどうしても病気になったりします。そのときにすぐ医療機関に相談ができてっていうふうな、そういった連携もすごく大事なことなんですけれども、そういったことへの取り組みっていうのは、どのようになさっているのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 医療の介護の連携ということでございますが、今現在、認知症をメインとしまして認知症支援推進協議会というのを昨年度から立ち上げまして、その中で市内のお医者さん、そして介護支援事業所、また介護事業所の方たちと市内の先生方、また同仁病院の先生方をメインとしまして、講師としまして勉強会を行っております。そんな中でお互いが顔の見える間柄となるようにして、そして、その中からまたお互いが相談しやすい体制というものをつくっていかうということで、昨年から取りかかっているところです。

それと、中央東保健所管内におきましても、健康長寿県構想に基づいた中で香美郡の医師会、そして土佐長岡郡医師会のほうも勉強会等を開催をしております、それに介護事業所のほうが参加をして勉強をするというようなことで、先生とのつながりのほうもだんだんと現在深まっていっておるような状況です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 医療の連携ってというのは取り組み始めたということですので、ぜひそういったことがスムーズに、病気を抱えながらもお家で介護サービスを受けながら安心して在宅介護ができる仕組みをしっかりとつくっていただきたいと思いますが。

もう1点、地域によっていろいろ在宅介護をする上で、山田や香北や物部と違ってちょっと地域によって違いがありますよね。そういうエリアごとにどういった課題があるのか、在宅介護をする上でそれ進めていく上で、どういった課題があるのかというふうな、やっぱりそういう課題の調査とかそういう把握もして、それから、その課題に対してどういったことが取り組んでいけるのかという、そういったことも必要じゃないかと思いますが、そういったことについてはどのようなことになってますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 確かに香美市のほうは面積も広いですので、やはり町部から山間部ということで状況もさまざまであると思っております。

今回の介護保険事業計画の策定に当たりましては、平成25年度に高齢者の調査を行っております。その中で圏域が現在、土佐山田地区と香北、物部地区とに分かれておりますので、それによるアンケート結果での違いの把握というものもしまして、今後の計画に生かしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、ぜひその調査をもとに在宅介護がその地域でできるような取り組みを、その調査をただじゃなくってそれに対する方法、その課題に対してどうしたら解決していけるのかってということも、ぜひ具体的に検討していただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。②です。

医療・介護総合推進法の成立による介護保険制度の見直しで大きく変わるのは、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護の2つのサービスが保険給付では受けられなくなることです。

厚生労働省が示した指針案では、要支援者について食事、排せつなどの身の回りの生活行為は自立しているものが多いので、掃除であれば掃除機からほうきやモップに変えることや、買い物であればかごつき歩行車を活用することによって自立できるとする考え方を示しています。さらに、高齢者が地域で支援を必要とする別の高齢者の支え手に

なっていくなど、現実的ではないと思えるような高齢者が高齢者を支えるという考え方を示しました。

厚生労働省が公的なサービスを自助・自立・住民相互の助け合いに置きかえる方針を示したことから、来年度以降、本市の要支援の方の介護予防サービスはどのように変わっていくのかという点と、あわせて本市の要支援の方々、前にお聞きしたときには480人ぐらいおいでたかと思うんですけれども、その方々がどうなっていくのかをお尋ねいたします。

このことにつきましては、これまでの議会でもお伺いしてきましたが、法案が成立する以前でしたので余り詳細なことがわかりませんでした。今回、指針案も示されましたので、このことに関して具体的な答弁をいただければと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 現在、要支援の方の介護予防サービスにつきましては、予防給付のほうで行われております要支援の方への予防給付としまして、訪問介護、通所介護のほうで、今度の介護保険制度の改正によりまして新しい介護予防、日常生活支援総合事業としまして市町村が実施をしていくことになっております。これにつきましては、介護保険制度のときと財源構成は同じではございますが、市町村が実施ということに変わってきます。

介護予防・生活支援サービス事業として、既存の介護事業所によるサービスの継続、また地域の多様な主体を活用して支援をするということになっておりますが、なかなかサービス主体の確保は大変ではないかというふうに思っております。

これまでも介護予防サービスの提供につきましては、その方の自立支援に向けまして本人さんと話し合いながら行ってきましたので、サービスの利用については余り変わらないとは思っておりますが、やはりサービスを提供していただく事業所さんの確保というものが大切になっております。事業所等との調整が今後必要とはなりますが、細かな基準等がまだ示されておられませんので、詳細については、これからということになってきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） まだ詳しくはわからないということですが、この申請とかそういう段階では今までと同じことでしょうか。これどういうふうに振り分けられていくのか、ちょっとそのあたりもまだわかってないのでしょうか。ちょっとその点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） サービス利用の流れということになるかと思いますが、サービスの利用が介護予防の訪問介護、また通所介護のみの場合につきましては、要支援の認定がなくても簡単なチェックリストでの判定で要支援相当と認められ

れば、サービスの利用が可能ということも聞いております。現在わかっておりますのはそのあたりで、具体的に手続的などところについては、まだちょっと掌握をようしておりません。チェックリストの利用というのは手続の簡素化のために用いるということで、それによりまして要支援レベルということが判断できましたら、そういうサービスの利用が可能ということになるようでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） またこれは詳しく、来年ぐらいにならないとわからないかと思えますけれども、サービスの必要な方が漏れることのないように、要介護認定の申請をしたい方がチェックリストだけでそっちへ振り分けられるっていうようなことになっていきませんので、介護の必要な方がきちっとそのサービスが受けられるっていう、そういう体制というかそういうことは守ってやっていただきたいと思えますが、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） やはり要支援、要介護という判定があるわけですが、やはり介護の方は介護という形で、適切なサービスが受けられるような形にはしていかななくてはならないというふうに思っています。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、③の質問に移ります。

厚生労働省の指針案によりますと、特別養護老人ホームについて、中・重度者を支える施設に重点化するとして、入所できるのは原則として要介護3以上に限定することが示されました。現在、特養ホームの入所待機者は全国で約52万人となっていますが、このうち要介護1・2の約17万人は待機者にもなれなくなります。ただし、市町村の適切な関与のもと、各施設の入所検討委員会で特例的に認めた場合に限っては、特例として入所できるとしています。

この特例入所の要件は、認知症で在宅生活が困難な場合、知的・精神障害で在宅生活が困難な場合、家族による虐待などがある場合、単身や家族が高齢、病弱などで家族の支援が期待できない場合などとなっています。特例入所の判断は施設が行うこととなります。施設側は、特例入所の申し込みがあった場合、速やかに市町村に報告する義務があります。そして、市町村の同意がないと特例入所を認めない仕組みになっています。さらに認知症に関しては、要件の中で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思の疎通の困難さが頻繁に見られる場合などに限定し、認定範囲を厳しく絞り込んでいます。これらのことから、結局は特養ホームへの措置入所の余地を残すというだけであって、救済される人はごく一部の方にとどまるのではないかと考えます。

国は特養ホームに入所できない方々の受け皿として有料老人ホームやサービス付高齢者住宅を勧めています。所得の低い方はこれらを利用することすら不可能です。在宅

サービスも確保されていない状況下でこのようなやり方を進めるのは、不安を一層あおることになります。このままでは必要な介護を受けられない高齢者を多く生み出すことになるかと危惧されますが、市としての見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 特別養護老人ホームの入所につきましては、重度者の介護を担うという考え方でありまして、現在でも入所は要介護3以上の方が、おおよそ中心となっておりますのが現状です。

現在、包括支援センターに入ります相談としましては、食事の確保や服薬管理などの課題から、ひとりでの生活が不安、困難であるという理由で入所を希望される方があります。この方たちは介護度で言いますと、やはり支援から要介護1程度であろうかと思えます。このような方たちにつきましては、サービス付高齢者住宅や有料老人ホームを現在のところ紹介せざるを得ないわけですが、やはり年金では困難だと言われる方も多いのが現状です。特別養護老人ホームなどの介護保険施設と違いまして減額制度がありませんので、低所得者には利用ができないというのは、ご指摘のとおりだというふうに思います。

要介護1・2の認定者につきましては、平成25年の推計が608人でありました。しかしながら、実績は679人ということで推計値を上回っております。また、第6期計画に向けての推計でも平成37年におきましては1,042人と、今後の10年間に於いて軽度の認定者が1.5倍程度になるというふうに見込まれております中ですので、この方たちのサービスにつきましては、大変大きな課題が今後待っているということで、なかなかここにつきましては厳しい問題があるかというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この低所得者の方、また要介護度の低い方たちのサービスですね、こういったことが大変ちょっと不安なところがあるんですけども、私のほうにもよく、お話を聞いてみますと介護度が低いと、でも年金生活でそれほどお金もないということで、そういったひとり暮らしとか、あるいは老老介護であったりとかっていうことで、そういう方たちがどこへ、もう家ではよう見んということでどこか紹介してもらえないだろうかというような相談も結構あります。もうこれは本当に大変大きな課題だと思うんです。

先日ですか、NHKスペシャルでごらんになった方もおいでるかと思えますけれども、「老人漂流社会」ということで番組がつくられてまして、「老後破産」という言葉で語られてたんですけども、身寄りのない高齢者の方が、低い年金生活の中で病気や介護が必要になったときに食費を削って、それから、病院や介護サービスの利用を控えなければ生活が成り立たないという状況が映し出されてました。その方々はもう早く死にたいというふうなことをお話をされてまして、私も非常にこれは大変なことだというふうに思いました。

こうした方々、身寄りのない方なんかもこれからふえていくと思うんですけれども、こうした方々に対してやっぱり在宅で生活ができるうちはいいですけども、できなくなったとき、でも特別養護老人ホームには入れないというような方たちをどうしていくのかということが、非常にこれからの課題だとは思いますが、そういったことへの何か取り組みとか手だてというものが、ちょっと考えてることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 介護が必要になって在宅でおれない方たちがどうするかということになります。先ほども申しましたように大変厳しい問題だというふうに思っております。

2025年に向けての地域包括ケアシステムというものを構築せよということにもなっておりますが、なかなか地域によってそのような包括的なシステムを組めない状況もあるかと思っております。そんな中で、やはり地域に合ったサービス、また体系というものを考えていかななくてはならないというふうに思いますが、住宅等につきましても、今ある市営住宅等の空き部屋等の利活用等も考えていかななくてはならないと思っておりますが、空き部屋が今後出る出ないということにもなるかとは思いますが、やはり計画策定の段階におきましてもそういうことも検討していただきながら、今後計画のほうで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この住宅の問題はたしかそういったことを県のほうも心配されてまして、住宅に関して何か検討するというような新聞もちょっと見たんですけども、また、そういった情報も集めながら、ぜひ誰もが安心して暮らせるような香美市となるように取り組んでいただきたいと思います。

続いて、①、②、③を受けて④の質問をいたします。

地域包括支援センターに関してですけども、地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上や福祉の増進など、包括的・継続的な支援を行う中核機関として位置づけられています。

業務内容は、地域における高齢者の総合相談や支援、権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントなどとなっています。これらの業務を行うために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員という専門職が配置されています。本市は地域包括支援センターを本庁に設置し、山田、香北、物部には地域窓口として職員を配置しています。

今回の介護保険法の改正により要支援の方々が新総合事業の対象となり、より介護予防に重点が置かれるようになりました。また、在宅介護の推進により自宅で医療や介護を受けながら安心した生活が送れるような地域づくりが求められており、今後ますます

地域包括支援センターの果たす役割が重要になってきます。このことから、人員配置や相談、支援などの体制強化をする必要を感じますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 現在、地域包括支援センターにつきましては、4名の職員と11名の非常勤職員、そして、臨時の事務職員1名で運営をしております。

言われましたように、本庁を起点としまして香北、物部それぞれに2名の非常勤職員を配置して、相談、支援機能の確保に努めておりますが、やはり非常勤職員のための配置ということで、その方たちには若干負担も大きくなっておるといふところがあります。

業務としましては、介護予防や認知症支援、そして、地域ケア会議や居宅事業所の管理、権利擁護事業、任意事業など多岐にわたっておりまして、現在、社会福祉協議会にも介護予防事業、認知症支援やあったかふれあいセンター事業など多くの事業を受託していただき、事業の進行に寄与していただいております。

今後におきましても、役割は地域包括ケアシステムの構築に向けまして医療・介護の連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実など、地域包括支援センターの役割はますます大きくなっていきますので、人員配置を含めた体制の強化は重要ではないかというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） これからますます、本当にこの地域包括支援センターの役割というのは大きくなってくると思います。

先ほどいろいろな業務も言われましたけれども、やっぱり在宅介護を進める上でのいろんなサービス、そういうものを調整していく、それから、そのサービスをつくり出していくとかそういったことも担っていくということで、ここがもう大変重要な鍵というふうに私は思っているんですけれども、そういった点でぜひ人員配置も含めた、それから、また役割に関して地域包括支援センターがもっと見える形で取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、今現在、本庁だけに1カ所あるわけなんですけれども、設置基準はたしか中学校区に1カ所ということであったかと思うんですけれども、物部や香北には9時半ごろから4時ごろまでですかね、そういった時間の中で業務をいただいているんですけれども、それぞれの地域に本庁機能のあるような地域包括支援センターを配置する必要があるのではないかと考えますが、その点についての見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 地域包括支援センターにつきましては、おっしゃられますように高齢者人口の3,000人以上6,000人未満ごとに1カ所、そして、6,000人を超えますと2カ所というような計算になるかと思っております。そういう形で2カ所置いてそれぞれの地域で業務に当たればよいとは思いますが、やはり人的なものもございますので、現在、香北、物部につきましては、本庁を拠点として出て行って

もらって、相談、支援の体制をしていっていただくという形をとっておるのが現状です。
以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 現状はわかりましたが、そういった山田に1カ所、それから香北、物部で1カ所というふうな形で配置できればというふうにこちらのほうは考え、それでこの地域のエリアを山田と香北、物部というふうに分けたかと思うんですけども、生活圈域を。そういった点で言うともう1カ所、香北と物部で1カ所というふうに考えます。

それはどうするかというのはここで答えできないかと思いますが、とにかく地域包括支援センターを充実させていただきたいということと、もう1カ所、社会福祉協議会、地域包括支援センターが、なかなか人員配置も難しいとかということになりますと、社会福祉協議会との連携というのはすごく大事になってくると思いますし、それから、民生委員さんとの連携、こういったこともすごく重要になってきてますけれども、そういったところでの取り組みというのはどのようにされていますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 社会福祉協議会との連携ということですが、社会福祉協議会のほうにつきましては①のほうでいろいろお答えしましたが、やはり地域の福祉の支え手ということで、いろんな事業を社会福祉協議会のほうには担っていただいております。現在も高齢者の一次予防事業、また二次予防事業につきましても受けていただいておりますし、それから、権利擁護事業につきましても、法人後見という形もっていただいて後見を受けていただいたりもしております。そんな中で地域の福祉、また介護予防の観点から事業をさまざまに行っていただいておりますのが現状で、こちらからの委託で、専門といいますかそれに当たってくださる職員さんも雇用していただいて、事業をしていただいておりますのが現状です。

また、民生委員さん等につきましては、民生委員さんの定例会等に保健師が出向きまして、いろんなご相談等も受けながらやっていっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 委託業務のことはわかりましたけれども、なぜこの質問をしたかと言いますと、地域で生活されてる方に関して、地域包括だけがこの情報を持っているということではなくって、民生委員さんとか社会福祉協議会の方々と、これは個人情報ということもあろうかと思いますが、そういった情報を共有しながら地域づくりを進めていく必要があるというふうに思っていますので、そういったところでの連携というのは、どういうふうになっているのかなということと質問をさせていただいたんですが、どうしても何か相談があった場合には地域包括だけでは解決できない、地域

の方々の協力がないと解決できないことがありますので、そういったところで十分な連携がとれてるのかなっというふうに感じることもありまして、ちょっと質問をさせていただきます。そのことで何かつけ足すことがありましたら、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 情報の共有ということでございますが、やはり包括支援センターのほうも、高齢者の実態調査等をもとにしまして情報は共有しております。やはり個人情報ということもありますので出せない情報もありますが、可能な限り共有しながらやっていっておるところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

公共施設の備品に関してお伺いいたします。

本市はここ数年の間に、なかよし保育園やあけぼの保育園の新設、本庁舎や給食センターの建てかえ工事などが行われました。また、現在工事が進行しているものでは、消防署や香北支所の建てかえ工事があります。今後の予定では、物部支所の建てかえ工事も行われるようになっていきます。こうした建てかえ工事などに際しては、本体工事に付随して多くの備品の処理が発生することと思います。再利用できる備品は新しくなった施設で有効に使われることと思いますが、新しい施設の構造や用途にそぐわないものなどは不用品ということになって、多くのものが廃棄処分されているのではないのでしょうか。

本庁舎を建てかえたときにも多くの備品が不用品と判断され、譲渡希望の市民の方に低料金で払い下げた経過があります。このとき私もストーブや棚などを購入し、現在も有効に活用させていただいております。この取り組みの趣旨は、市民の方々の税金で購入した備品などについては、不用になったからと容易に廃棄処分するのではなく、まだまだ使用できるものであれば再利用し、市民の方々に還元していくということだったかと思えます。低価格で譲渡する日程を市民に周知して、それでも残ってしまったものについては有料で廃棄処分されたものと思いますが、このような備品などの廃棄にかかる費用はどれぐらいかかっているのでしょうか。本庁舎、消防署、その他の公共施設の取り壊し工事など、それぞれの工事別での処分費用をお聞かせください。

それとあわせて、公共施設の建てかえ時などに発生した備品などで使用可能なものについては、廃棄処分される前にまず市民に還元するということが必要と考えますが、この点についての見解をお聞かせください。このことについては、先ほど同僚議員の質問がありまして詳しく答弁をいただいたところですが、何かつけ加えるとかということがございましたらお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 残ってしまった不用品は有料で廃棄処分されたと認識し

ているが、廃棄費用はどれくらいかかっているかというご質問にお答えいたします。

本庁舎の場合、不用品についてリサイクル業者に依頼しましたが取り扱ってくれませんでしたので、くず鉄業者に無料で処分していただきました。消防庁舎の場合は、産業廃棄物処理委託料として産業廃棄物処理業者に14万7,000円を支払い、処分していただきました。また、不用品の処分につきましては、先ほど山崎眞幹議員の質問の際に回答させていただきましたとおり、ルールに基づいて施行したいと考えておりますので、条件さえ解決すれば市民に還元することができると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

これから行われる工事には、支所庁舎の建てかえがあります。物部は開発センターや付随した倉庫なども取り壊すことが予定されています。この工事にも従来の工事と同じように、引き続き活用される備品もあれば不用品として処分されるものもあるかと思えます。廃棄処分されるものの中には、まだまだ使用できるものも多くあるのではないのでしょうか。これらを仕分けて譲渡希望の市民に還元するためには、少し手間がかかるかもしれませんがその一手間を惜しまず、市民の財産を何らかの方法で市民に還元していくことを考えていただきたいと希望します。このことに関して、支所長の見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） 山崎晃子議員の公共施設の備品に関して、開発センターやその裏の倉庫の備品等についてお答えします。

公共施設の備品の処分計画につきましては、先ほど来、管財課長が申し上げたとおりの処分計画にのっとって処理をしております。開発センター物部やその裏の倉庫の備品に関しましても、市民の方に何らかの形で還元ができるような方向を探りながら進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 市民に還元していただける方法を探っていただけるというご答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

災害に関してお伺いいたします。

今年は梅雨が明けたと思ったら連日の雨で、夏が来ないまま秋になったような気がします。雨の降り方も以前とは違い、バケツをひっくり返したような集中豪雨となり、あっちこっちで災害が発生する状況が見受けられます。年々雨量がふえ異常気象が続く状況を見て、自然災害の脅威、恐ろしさについて認識を新たにしているところです。

8月には台風12号、11号が相次いで上陸し、本市も大雨による床下浸水や崖崩れなど多くの被害が発生しました。また、土佐山田町では竜巻も発生し大きな被害がありました。被災された方々には、この場をお借りいたしまして心からお見舞いを申し上げ

ます。

被災された市民の皆さんから、こういう場合の相談窓口がわかりにくいとの声を多く聞きました。被害に遭われた方々がどこの窓口に行けば適切な対応をしてくれるのかということ、常日ごろから明確にお示ししておく必要があるのではないのでしょうか。また、災害の状況によっては支援内容も異なってくるケースがあることと思います。これらのことも含めて、市民の皆さんの誰もがわかるように、丁寧な説明や情報の提供が重要と考えます。見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎晃子議員ご質問の災害等で被災した場合の相談窓口の対応についてお答えをします。

議員ご質問のとおり、台風、豪雨等により被災された方々に対しまして、市の相談窓口を明確にする必要があるものと考えております。このため、被災した場合の減免制度の相談窓口は、広報香美10月号に掲載しております。しかし、災害等が発生した場合の相談窓口は示しておりませんので、災害内容等で市民の方がわかりやすい相談窓口を次のように明確に示したいと考えております。

まず、香北町、物部町内で発生した災害等につきましては、各支所に相談していただきます。土佐山田町内の国道、県道、市道、河川の災害及び崩土による住家の災害につきましては建設課、農道、水路、農業用施設、林道、山林の災害につきましては産業振興課、水道、下水道の災害につきましては上下水道課、その他の災害につきましては、防災対策課に相談をいただきたいと考えております。

なお、こうした相談窓口の情報は、広報やホームページ等を通して市民の皆様へ情報提供を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 相談窓口を明確にさせていただけるということで、市民の方がわかるように広報やホームページでということでしたけれども、何かこう、広報に載っていますから必要ないと言われればそうかもしれませんが、保存できるような方法で何かあったらいいのかなというふうにも思うわけですが、また支援内容がそれぞれ違ってくると思うんですけども、そうしたものを図式化したものとか、そういったことも検討をされたらどうかなというふうに感じましたけれども、その点のご見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

まずは広報とかホームページで一旦載せてちょっと状況を見まして、それでもわかりにくいというようなお声がありましたら、その他の方法について、また検討をしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

今回の台風は、12号、11号と相次いで上陸したため、長引く豪雨に山腹の崩壊や河川の決壊などを心配し、不安な思いをしながら雨が上がるのを待っていたことだと思います。

先日の臨時議会において、避難所の開設に関する質疑がありました。そのときの答弁では、12号で18カ所の避難所を開設し60人が避難され、11号では16カ所の避難所を開設し90人の方々が避難をされたとのことでした。市長、副市長の適切な判断で、人命にかかわるような被害がなかったことは本当によかったと思っています。

自然災害はいつ発生するかわかりません。自分の命を守るため避難をしなければならない状況は、誰にでも起こり得ることだと思います。

避難に関して少し調べてみますと、避難には避難準備、避難勧告、避難指示などに分かれており、市長が災害の状況に応じて避難区域を定めて発令することになっています。

避難準備とは、災害時において要援護者などのように特に避難行動に時間を要する方々が、避難行動を開始しなければならない段階に発令されるもの。避難勧告とは、その地域に住んでいる方に対して避難を拘束するものではありませんが、その勧告を尊重していただくことを期待して避難を促すために発令されるもの。そして、避難指示とは、被害の危険が切迫している場合に発令するもので、勧告よりも拘束力が強く、そこに住んでいる方々に早急に避難するように発令するものとありました。こうした準備や勧告、指示をいつの時点で発令するのか、発令の基準についてお伺いいたします。

また、避難所の開設についてですが、避難勧告を実施した場合、当該地区の近くに避難所を開設し避難者の誘導と受け入れを行うとされていますが、この避難所の開設はどのような手順で行われているのかという点と、市民に避難所設置の情報はどのように伝達されるのかをお聞かせください。また、自主避難の方への対応はどのように行われているのかも、あわせてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準につきましては、今月の10月1日に作成しました香美市避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めております。

まず、避難準備情報につきましては、気象に関する警報が発表され災害の発生が予想される事態まで時間の余裕のある場合に、気象状況等を見きわめながら発令します。次に、避難勧告につきましては、大雨警報に加えて土砂災害警戒情報、または記録的短時間大雨情報が発表された場合に発令します。また、避難指示につきましては、大雨特別警報が発表された場合や、大豊町で発生したような大規模な地すべりが発生した場合に発令します。今後もこの基準をもとに、避難勧告等の発令を行ってまいります。

次に、避難所の開設につきましては、避難準備情報の段階では香美市中央公民館、基

幹集落センター、開発センター物部を開設します。ただし、避難準備情報の段階であっても、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合は、先ほど申しあげました3カ所以外の避難所についても開設します。

避難勧告以降につきましては、気象庁の雨雲に関するデータや台風の進路予測などに基づき、避難準備情報発令時に開設した避難所に加えて、避難対象となる地域周辺の避難所を開設することとしています。なお、市民の方々に対しまして、今回初めての取り組みとしまして避難所の開設情報を緊急速報メール、防災行政無線、市のホームページ等でお知らせしたところでございます。

また、自主避難された方々に対しましては、要望があれば市で備蓄している食料や水、毛布の提供を行います。なお、自主避難の方が避難する避難所の開設、運営につきましては、基本的には自治会や自主防災組織などをお願いすることになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 避難所設置の情報伝達のことですけれども、そうした情報を知らなかったという方もおいでたわけですが、広報車も出されたんじゃないかと思えますけれども知らなかったという方もおいでますが、できるだけそういった方がないような方法でその情報が伝達されたらいいと思えますけれども、その点何か、今回のそれでよかったのか、ちょっとそのあたりをまた反省もされたかと思えますけれどもお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

確かに緊急速報メールとかに対しましては、携帯電話を持ってる方は対応できたと思います。しかし、持ってない方でまた家の中において、ちょっとテレビ等も所持してない方もおられると思いますので、今回は広報車についての広報活動は行いませんでしたけど、今後におきましては状況に応じて、広報車による広報活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 広報車では行わなかったということでしたけれども、たしか防災計画ですか、あの中には広報車で行うというふうなことも書かれてたかと思いますが、行われなかったというのはどういうことか。香北町では無線ですかね、そういったのもあったので、香北町ではそういったのも使ったと思えますけれども。それと緊急通報メール、携帯を持ってる方は対応できたということでしたけれども、ちょっと私もそういった機械というかそういうものに詳しくないのであれですけども、何か設定をせんといかんですよね。何か自分の持ってる携帯のメールにはそういったのは全然入ってはこなかったわけですが、そのあたりちょっと済みません。そういう機械に詳

しくないもんですから、その点再度お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

まず、広報車の広報活動につきましては、これは今回ちょっと余り緊急でしたので、はっきり言うてやることを忘れていたと。そこのくは今後はそのようなことがないように、広報車についても広報活動を行いたいと思います。

それと、携帯電話につきましては、携帯電話の機種によってはメールが入ってこないという機種もあるそうですので、そこらあたりについても、携帯電話をお持ちの方はメールが入ってくるような機種に交換していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） できる限り、あらゆる方法を使って情報を伝達していただけるよう、今回の教訓を生かして次回また取り組んでいただきたいと思います。

それと、自主避難のことですけれども、自主防とか地域に任されているということでしたけれども、ちょっとある方にお聞きをしたら、自主避難をするので連絡をしたら、あしたにしてほしいと言われたと、そういうことがあったということで、次避難を呼びかけたときに、職員さんに迷惑かけるから避難はもうせんというふうに言われたんですけれども。自主避難をする場合の時間ですよ、そういうことが決まっているんでしょうか。そのあたり、ちょっとそのことを聞いて私自身も不安になりましたので、自主避難の対応はどのようにしているのか。この自主避難、もちろん地域の集会所、公会堂にする場合には地区長さんなどにお話をしてということになると思うんですけれども、市が設置する避難所への場合です。その点をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 市の設置する避難所への避難ですか。これにつきましては、もう今回につきましては緊急速報メールや防災行政無線、市のホームページでお知らせしたところがございます。その中におきまして避難準備情報なんかが出されたときには、避難するまでの時間がございますので、そのときにはもう早目に避難していただきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 準備情報が出された時点で恐らく避難所はあけると思うんですね。そのときには、その避難所をあける時間というんですか、避難準備段階じゃなくて、その前に避難をしたいと。例えば、このまま待ちよつたら道がつえて行けんなるだろうとかということが、遠くの方でしたらあると思うんです。早目に避難する場合には避難をしたいということを言ったら、ちゃんとあけてくれてそういう対応がきちっとしていただけるのかっていうことを確認をしたいです。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

避難準備情報の段階では、基本的には先ほども申しましたように香美市中央公民館、基幹集落センター、開発センター物部を開設しております。そこで、手前に入りたいという方がおられた場合には、当然避難していただいております。それと、支所等でこの避難所に早目に避難をしたいという方がおられた場合につきましても、防災対策課に連絡をいただき、避難所を開設する方向で行っておりますので、今後もそのように、手前に避難したい方の受け入れは行いたいと考えております。

それと済みません。広報車での活動につきましては、広報車で回ることとはしていなかったんですけど、総務課のほうで2台車を準備して待機はしておりました。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） わかりました。いろいろ広報車の件とかそういったことが、ちょっと今回、この災害対応に関していろいろそういった反省点というか次に生かすことも出てきたかと思えますけれども、先日ですか、高知新聞に大豊町はタイムラインつていうのを策定を行うというふうなことが書かれてたんですけども、これはそういったことの抜かりのないように防災計画を立てていくものだと思いますけれども、本市は防災計画に基づいて行っていると思いますが、こうしたものも何か必要なんじゃないかなというふうに感じましたが、こういったことも検討してみてもどうかと思います、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

台風の接近が予想される場合の事前対応を細かく示したタイムラインの対応については、私もある一定は必要とは考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の最後の質問に移ります。

永瀬ダムの堆砂問題についてお伺いいたします。

このことについては、さきの6月議会で、たび重なる大雨による土砂が永瀬ダムにたまっていることから、堆積によるダムの崩壊や越流を心配する声があることをお伝えし、対策を急ぐ必要があるのではないかと質問させていただいたところです。その際、担当課長からは、県に問い合わせた結果、水深が現時点で40メートルあるということで、堆積した土砂が流出することはないという趣旨の答弁をいただいております。

その後、私は永瀬ダムの堆砂問題に関して、県の担当者から話を聞く機会がありました。そのときのお話では、57年前に完成したダムの底に、建設当初に算出した100年分の想定量を上回る土砂が堆積している。1,350万立方メートルの予想に対し、2013年度末時点の量は約1,460万立方メートルであるが、ダムの容量全体から

すれば25%程度のため治水には問題ないとのことでした。

堆砂対策として、ダム上流部で土砂の撤去作業を行っていますが、堆砂の進行に追いついていないのが現状のようです。また、しゅんせつは多くの予算が伴うことから、実施していないとのことでした。上流の貯砂ダムも満杯に近い状況になっていることから、県は来年度以降、対策を検討するとのことでした。市長はこの問題をどのように受けとめ認識しておられるでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 山崎晃子議員の永瀬ダムの堆砂問題に関しましてお答えいたします。

県永瀬ダム管理事務所に、前議会に続き再度の確認を行いました。現状においてダムの堆砂は治水への影響がないことです。ただ、上流に山がある限り土砂の流入は今後避けられないため、将来的な影響は懸念される場所です。そのため県では、今年度から改良等有効な堆砂対策の検討を始めたとのことでした。

今後もダム管理事務所を初めとする県との連絡を密とし、この問題の対策等について情報を共有していくとともに、地域の宝であり誇りでもある物部川を守っていくことに取り組んでいきたいと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 改良に取り組んでいくということでしたかね。具体的に何か示されたものがあるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 補助金等の財源問題もあり実施時期等は未定ですが、堆砂ダムのかさ上げ等について検討を現在行っていると聞いています。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 先ほど課長も言われましたように、今の山の状況を考えたら、本当に土砂の流入は今後も続いていくことだと私も思います。このままではいけないというふうに思いますので、このかさ上げももちろん大事でしょうけれども、その土砂を食いとめるということに対しても、やっぱり考えていかにやいかんと思うんです。

それは森林整備とか、それから鹿対策とか、そういった山の保全と一体的な対策を講じていかんと、この土砂の流入はおさまらないというふうに思うわけですが、こうした山の保全ということも含めて県と情報交換をされると言われてましたけれども、そういったことへの取り組みについても、ぜひ声を上げていただきたいということと、それから、これは県営ダムということですが、やはりダムは香美市にあってこれを心配する市民の方がおいでますので、機会あるごとに、またこうしたことの説明もしていただければというふうに考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後とも地域にあるダムですので、環境整備も含めた検討を、私の担当の仕事だけではない幅広くなるかと思いますが、協議して検討していきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 私はこの質問は大変大きな問題でありますし、市でどうのこうのということではなかなかできない、県や国との連携の中でやっていかないかんとやと思いましたので、市長にこのことについての認識をお伺いするというようにしておりましたが、最後に市長のご意見を求めます。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ダム堆砂のご質問に対しましてお答えをしたいと思います。永瀬ダムに堆砂をしておることはもう事実でありまして、その上流部におきまして、この堆砂のために河床が上がっております。河床が上がりますと、どうしても新しい流れというのは上のところを流れていきますので、洗掘など行われまして新たな崩壊が生じるというおそれもあります。

山崎議員が言われるようにダム自体が崩壊のおそれがあるのかないのか、これはまだ私には専門的にはわかりません。その心配はないという見解でございますのでそれを信じたいと思いますが、ただ堆砂をしたものをそのままにしておけばいつかはいっぱいになりますので、いち早くその堆砂したものを活用できるような方向というものを、考えていっていただきたいというふうに思っておりますので、このことにつきましては、私どもの町だけではなくダムを抱える市町村は同じでございますので、所在市町村が一体となって、国に対してもそういう意見を上げてまいりたい、そういうふうに考えておるところでございます。

堆砂の問題は以上でございますけれども、防災の問題につきまして、私のほうから少しだけ追加をしてお答えをしておきたいと思っております。

8月9日の11号台風に対する防災対策本部を立ち上げまして第2回の会議の中で、ただいま課長からも報告がありましたけれども、広報車に総務課2台、上下水道課の車2台を配備をしたということを私のほうで確認をいたしております。この広報車につきましては、降雨によりまして物部川の増水、越流のおそれがあるということで、越流のおそれがある場合には広報車を直ちに回すということで待機をさせてたわけでございます。

なお、さまざまな点でマニュアルの見直しが必要ということで、現在マニュアルの全面的な見直しの指示をいたしております。言われるように、避難所へ駆けつけても避難所があいてなかったらどうなるかということもございまして、そのためには職員がいち早く本部に駆けつける必要がありますし、役割分担をはっきりさせる必要があるということで、これらも文書化だけではなくて、わかりやすい図式にするとかいう形のものを国のほうからもご提案をいただいておりますので、そのように進めていきたいというふう

に思っております。

なお、今後の広報につきましては、消防署におきましても広報にできる限り取り組むということで今検討をしていただいておりますので、そのあたりを含めて、住民へ今できる限りの広報をやっていくということで取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、市民クラブ、依光美代子でございます。一問一答方式で質問をさせていただきます。

3項目のうち最初の1つ目として、前立腺がんの予防について質問をさせていただきます。

近年、前立腺がんの罹患者や死亡者が全国的に増加傾向にあります。前立腺がん罹患者は、1975年には年間2,000人であったが2000年には約2万3,000人と増加し、男性のがん死亡者数の第8位となりました。肺がん、胃がん、肝臓がん、結腸がん、脾臓がん、食道がん、直腸がん、そして、8位の前立腺がんとなっております。そういう状況から近年増加傾向が続いており、肺がんに次ぐ第2位に躍り出るのではないかと予測をされております。2020年には罹患者数は約7万8,000人から8万人以上になると予測をされております。

このがんは人種であったり、そしてまた遺伝性、家族性といって家族に、父親にあつたらその遺伝率が2倍だとか、兄弟、祖父まであれば2倍から6倍の遺伝性があるとも言われております。また、日本で前立腺がんがふえてきたのは、食生活の欧米化などが影響しているのではないかととも言われております。予防にはこれといった対策はなく、早期発見が大切であります。

前立腺がんは高齢者のがんと言われ、罹患者の90%は60歳以上と言われており、早期発見すれば治せる病気であります。早期に発見するには、血液検査による前立腺だけがつくり出すたんぱく質の一種、前立腺特異抗原P S Aの検査があります。本市でも、このP S A検査をがん検診として実施できないかということで質問をいたします。

最初に、我が町の状況を知ることが重要でございます。本市の前立腺がん罹患者数の推移をお聞かせください。合併時の平成18年度から平成20年度の推移をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 依光議員の前立腺がんの予防についてということでお答えいたします。

平成18年度からの罹患者数につきましては、香美市として資料はありませんので県

のほうに問い合わせをしてみました、済みません。平成20年度から平成22年度までのデータとしての数字の把握ができておりませんでした。

これにつきましては、高知県地域がん登録事業として、平成22年にデータベースシステムを導入いたしまして、平成20年から病院、診療所等から情報を上げてもらっているということで、本年度9月発行の「高知県のがん登録」という冊子に載っているデータとなっております。

それによりますと、平成20年度につきましては12名、平成21年度は22名、平成22年度は14名という数字となっております。ご質問のほうで資料請求となっておりますが、3年分の数字となりましたので口頭でご了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 資料がないということで、予想よりは少ない数字が出ております。現実的にこれ押さえれてないのではないかとというようなふうにも感じました。

と言いますのも、身近な方で昨年从前立腺がんになって、結局この検査のことを知らないという方が多いわけです。こういった前立腺がんの検査があるということを知っておれば、その方も早くに検査をしたであろうと思います。この数字は前立腺がんの罹患者数、それとも死亡者数、どちらでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 罹患者数です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らせていただきます。

このがんに関患された方の1人当たり、もし仮に関患したとして年間の治療費はどれぐらい必要となりますか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 香美市全体での前立腺がんにかかります医療費及び1人当たりの医療費は把握ができておりません。ただし、香美市の国保被保険者の前立腺がんの医療費につきましては、平成24年度から平成26年度、今年途中までですが把握ができております。

平成24年度につきましては、外来が約1,854万円、入院が約1,784万9,000円、合計で約3,638万9,000円。それから、平成25年度が外来が約1,506万3,000円、入院が約456万2,000円、合計で約1,962万5,000円。平成26年度は7月診療までとなっておりますが、外来が約540万7,000円、そして入院が約153万5,000円の合計約694万2,000円となっております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 結構な額が出てると思いますが、そうするとこれ金額がわかるということは人数がわかるんじゃないですかね。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） この金額のほうにつきましては、またデータが登録されてるシステムが違いますので、年度とちょっと罹患者数の年度がリンクしておりませんので、済みません。ここのところは人数がちょっとわかりません。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） これを見ると、平成26年度時点で7月までですから、まだこれからどのようになるか変化があるかわかりませんが、この3年間の状況を見ても平成24年度が約3,638万9,000円、平成25年度が四千…、四千ではないですか。

（健康介護支援課長、凡内一秀君、自席から「合計約1,962万5,000円」と発言する）

○17番（依光美代子君） 約1,960万円、少し半分ぐらい下がってきてる状況がありますね、平成26年度が約694万円。きっとこれ検査をする人がふえてきてる。今ちょっと病院に聞き合わせたら、病院のほうでもある一定の年齢が来たら、こういう検査がありますからと言って勧めてくださっている、昨年からそういう声かけをちょっとしてるといふ病院もありました。そういうことが、この数字に出てるんではないかと思いましたが、今数字を聞いて。

そしたら、次の質問に移らさせていただきます。

この前立腺がんを年齢別に見てみますと、45歳以下の男性罹患者は家族性以外、先ほど言いました父親にあるだとか、それから兄弟、祖父にあるということで遺伝性で発症の倍率が高くなるということがありまして、そういうことが関係して発症するのは45歳以下ではまれであるけれど、発症するのはやっぱりそういう方が多いということらしいです。しかし、50歳以降は年を追うごとに増加をしております。そういうこともあり、日本泌尿器学会では2007年現在、50歳以上の男子のうち約230人に1人このがんにかかっているの、ポスターなどでPSA検査を勧めているということでございます。

それで、お手元に資料を配っております。これが県下の状況でございます。県下34市町村の中で22市町村が既に取り入れております。平成21年度には5つの自治体だったと思います。それ以後、やはりこの泌尿器学会からのポスターであったりいろんなところからすると、この前立腺がんの罹患者がふえるということ。多分、高齢化ということもあって罹患者を早く見つけて、早く治療をすることで医療費を抑えられるということで取り入れた市町村が多いように聞いております。

それを見ていただいても近隣の市町村、香南市、南国市、また芸西村、北のほうへ行くと大豊村、本山町、土佐町、そういったところでも既に取り入れをしております。こういう状況ですので、ぜひこのがん検診、PSA検査、簡単に血液検査でできますので、がん検診として実施できないかということでお尋ねをいたします。

また、このがん検診を実施したとすれば、本市で50歳以上を対象にPSA検査を実施すれば、どれだけの費用が必要となるのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 最初にどれだけ費用が要するのかということにお答えをしたいと思います。

現在がん検診を委託していますのは高知県総合保健協会となっております。そこでの検査単価は1人当たり2,370円となっております。本年9月30日現在の香美市の50歳以上の男性人口ですが、こちらは6,798人となっております。仮に検診料を無料といたしまして全員が受診したとしますと、約1,611万1,000円ということになります。仮に受診率を40%といたしますと、2,720人の受診で約644万6,000円が必要となる計算となります。

この前立腺がんの検診につきましては、平成24年に厚生労働省研究班が、現時点では集団検診、これは市町村や職場での集団での検診となりますが、集団検診として実施することは推奨しないという指針案をまとめております。これは早期発見によります死亡率の減少効果が不明であること、また精密検査などによる合併症などのマイナス面が無視できないということでございます。そして、この検診につきましては、これまでも多くの研究はあるようでございますが、死亡率減少効果については結果が一致していないということで、効果に関する証拠が不十分ということで研究班は判断しているということでございます。

現在、この死亡率の減少効果につきまして進められている研究もありますので、結果が明らかになればガイドラインの改訂を検討していくということですので、このガイドラインに基づき現在のところ実施の予定はしておりませんが、罹患率もふえてきておる、また多くの市町村でも実施がされてきておる検査でありますので、今後の課題ということだというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 平成24年度の厚生労働省のほうで集団検診の推奨はしないということで、検証結果というか効果が不十分であるということであるので、香美市としても見合わせていくということですが、以前にもこの議会で質問したときに近隣の市町村の状況、現状を見て検討していく、5年ほど前でした。そういうお答えもあります。

我が町は何か新しいことを提案しても、近隣の市町村の様子、動向を見て検討しますというお答えが多いので、だったら近隣の市町村は今回これにおいては既に取り組んでいます。県下34市町村の中で22市町村は取り組んでいるその状況を見て、それに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 近隣の市町村が実施しておるということでございますが、昨年もこのご質問を受けまして同じような答弁をさせていただきました。やはり厚生労働省の研究班の見解というもんもございまして、また、高知県のほうも前立腺がんの検診の実施については、まだのせる要請はないということも言っております。それで周りが実施をしておりますので、今後の課題とさせていただきたいということでございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 今後の課題として研究していかれるということですが、この日本泌尿器学会が2007年に、約230人に1人がこのがんにかかっているという、ずっとここがいろんな調査をしておりますよね。ポスターにもそれを書かれてPSA検査を勧めている。それに対しての見解をお聞かせくださいませんか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） これにつきましては、日本泌尿器学会と厚生労働省の研究班のほうの見解が分かれておるところだというふうに思っております。やはり集団検診として実施していくにつきましては、厚生労働省のほうの見解を大切にしていってほしいかと思っておりますので、現在のところ、こちらのほうを優先させていただいております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 厚生労働省の見解を重視していくということでございますが、がんに対しては早期発見・早期治療ということがすごく大事になろうかと思っておりますので、今後ぜひ、その動向を見ながら検討していくというその姿勢で臨んでいただきたいんですが、やはり高齢化が進んでますので高齢者のなる病気であり、また、このがんを持っていても発症せずに終わる。それがこの検査のために早く出てくるという場合もあります。けど治療することでこれは治る病気でもありますので、前立腺がんに対してこういう検査がありますという、そういう啓発はできませんか。やっていったら、この医療費の抑制という意味でも推進できていくんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 啓発をということでございます。集団検診ではないということは任意の検査ということになりますので、それぞれの個人の方が効果を認めてといいますか期待して受けていただくことはやぶさかではございませんので、この啓発をどういうふうにしていくかということについては、がんが発見されて精密検査、また治療等でのリスクというもんもあるようでございます。そこで推奨という面も若干関係してきておるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺のことも研究しながら、啓発についてもしていかなくてはならないというふうに思っておりますので、啓発することについても、ちょっと研究課題ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） がんが発見されて、その治療の弊害ていうことを先ほど言われましたが、その治療の弊害が出るのはほんの0.何%の方だと思います。やっぱりがんの早期発見、早期治療ということが医療費の抑制になり、やはり健康な高齢者、健康寿命延命、そういうのを、健康な市民をふやしていく。そのことでもぜひ引き続いていい方向に取り組んでいただきたいと思います。このことについても、追ってまた質問をしていきたいと思っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○議長（石川彰宏君） もう1回目の質問はえいですか、それで。

○17番（依光美代子君） はい。1回目の質問は。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後2時39分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで依光美代子君から通告文の訂正を求められておりますので許可いたします。

○17番（依光美代子君） 17番です。大変恐れ入ります。さっき手前に訂正しなければなりませんでしたが、前立腺がんの予防についての通告文、早期発見はP S A検査ということで質問しましたが、通告文には「P A S」になっておりますので、それを「P S A」に訂正をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） それでは、次に、17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光でございます。2つ目の質問に入ります。ごみ削減についてお尋ねをいたします。

我が町では、ごみの削減を目的に資源ごみの13項目の分別や生ごみの堆肥化に助成を行い、ごみ削減を推進してきました。その結果、ごみの排出量は年々減少傾向となってきました。

しかし、7月でしたが、ある住民の方から連絡を受け、ごみステーションへ行ってみました。そしたら、そこには分別ができていない悲惨な状態のごみを見受けました。それで、私もそのマンションの家主さんを知っていたので、きれいに分別をしてということでお話もさせていただきました。

それから、ああ、これはいけないなと思って、時折いろんなところのごみステーションをのぞいてみました。そうすると、やはりルール違反というようなものがございます。可燃ごみに資源ごみを分別せずに出しているごみ、また、分別はしているが別の資源ごみが入っているものや、特にプラスチック製容器包装やペットボトル、瓶、缶には汚れたままをそのまま出してるルール違反のごみもあります。そういった資源ごみは、引き取り価格や抜き取り検査に影響があります。今後の対策が必要でございます。

ごみの分別や削減は、住民と協働による取り組みが重要となります。ごみ削減を継続するためにも、いま一步踏み込んだ取り組みをすべきではないかと考え、何点かお尋ねをいたします。

最初に、分別すべき資源ごみについてお尋ねをいたします。

プラスチック製容器包装やペットボトル、瓶、缶の分別ごみの中に、中身を出して水洗いをしてくださいとなっているのに、汚れたビニールやトレーなどが混入している、別の資源ごみが混入したルール違反のごみもあります。合併時と比較して、現在の状況はどのように変化をしておりますか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 容器包装やペットボトル等のルール違反や汚れたまま出されたごみの状況ということについてお答えいたします。

容器包装、ペットボトルともに、年度によっては多少のばらつきはあるもののほぼ横ばいの状態となっており、容器包装で5%前後、ペットボトルにつきましては0.13%から0.14%の間で推移をしております。市民の平均的な環境に対する意識レベルは高く、分別にご協力いただいておりますと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 現状では横ばい状態であるということでございます。たまたま私が見たときに、あっ、これはいけないなと思って今回質問に出ささせていただきましたんですが、そういったルール違反や汚れたごみの混入したごみが排出されるごみステーションというのは、特定のステーションが多いものでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ごみステーションに出されたごみの状況というのは、やはりばらつきが、大変よいところもあれば悪いところもあるというのが現状のようでございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ばらつきということは、特定の同じところでたびたび出てるというものではないですか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） やはりルール違反が目立つ場所というのは、一定、特定の場所が多いというふうには聞いております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ルール違反が多いというのは、やっぱり一定の特定のところが多いうように聞いてるということですが、そういうことがあった場合には、その現状をその町内会へ知らせたりとか、町内会へそういうルール違反のごみが出てますよというような警告の回覧を回してもらおうようなことはしていませんか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） そういった場合はもちろん地域からも情報が上がってまいりますし、地域と一緒に現場を見に行ってみたりとか、監視をしたり注意喚起を行ったりはしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そういうときも即対応をされて、現場を見に行ったり注意喚起をしたりしているということで、そしたらその町内へ、こういうルール違反のゴミが出てますよというようなことで回覧を回していただくとか、そういうような啓発というか、そんなことはやっておられませんか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 回覧については、ちょっと把握しておりません。啓発については行っております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そういう啓発というか警告、そういうのもぜひやっていただきたいと思います。

というのも、さきのころに連絡のあったマンションが余りにも汚いので、たまたま家主さんを知ってましてご相談に行って、何とかできないだろうかということで私もお手伝いするからということでやって、それで回覧を回していただきました。そうすると、全部がよくなったわけではないけど随分改善をされてきておりますので、やはりこちらからの働きかけということが大事ですので、ぜひそういうことをやっていただけたらと思います。

そうするともう1点、ルール違反ということでペットボトルの出し方ですが、合併前はキャップをのけて中を洗いラベルを取り除いて出してました。けど、現状ではラベルがついたもの、きれいにそういうことをして出してる方もおいでるけど、何か最近は現状ではラベルのついたままのものが多いように見受けられますが、どちらが正しい出し方でしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ご質問をいただいていた内容ですので、ちょっと今手元に資料がございませんが、現状は包装のまま出していただいても可能だと思います。後ほど確認させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます（後日説明あり）。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうしましたら、その答弁によって質問がある。それは答弁いただいてからにしたほうがいいですかね。

○議長（石川彰宏君） そのペットボトルのラベルを剥いだ、それはどういう？

○17番（依光美代子君） 私が何カ所か回ったときに現状でラベルがそのままついたのが多くみられたので、以前はそうではなかった、徹底させてあったけど、今中間処理でしてるから構わなくなったのか。徹底が緩やかになったんですよね。そういうことであれば、キャップをとって水洗いをして、ラベルを取り除くことを徹底さすことで中間処理の費用が軽減できるのではないかとということで、続いてお尋ねをしたいということをおもいました。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

2項目めとして、その汚れたものが混入している資源ごみはどのように処理をされておりますか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

中間処理業者で分別した後、燃えるごみとして処理しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 中間処理でその汚れたごみは可燃ごみとしてやってる。その可燃ごみとして回っているのは、先ほどそういうルール違反であったり汚れたものが、容器包装では排出量の約5%ぐらいということをおっしゃられました。その可燃ごみとして処理されるその量というのは、年間どれぐらいになるんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 量につきましても手元に資料がございませんので、後ほどあわせてご回答させていただきたいと思っております（後日説明あり）。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、清掃組合で委託業者からの搬入ごみってあるけど、そこに排出されたごみは含まれているのでしょうか。可燃ごみとして清掃組合へ行きますよね。清掃組合の年間の表に各市町村からなった一般ごみ、それから市役所からのごみ、もう1つは委託業者から搬入のごみというふうに3分類になってます。そうしたときに、そういったごみは委託業者からのごみの搬入量としてカウントされるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

中間処理業者が分別して持ち込みますので、中間処理業者の持ち込み分になるかと考えられますが、手元にその点も資料がございませんので、また後ほど回答ということにさせていただきたいと思っております（後日説明あり）。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） この汚れたごみが可燃ごみとして処理をされてるということを住民に伝えるべきではないかと思うわけです。住民の方はほとんど知らない。汚

いまま出してもリサイクルに引き取っていただきゆうって思ってる人がほとんどだと思う。その汚いごみがあったとき3人ほどの住民の方がおって、こうして気をつけてね、それで引き取り価格にも影響があるからいうお話をさせてもらったときに、えっ、そんなこと初めて聞くってその3人ともが言われたんですよ。やっぱりこの現状を住民に伝える、そんなことが必要ではないかと思いますが、そんな議論をされたことはありませんか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

資源ごみの取り扱いにつきましても、啓発活動を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、③に移ります。

その資源ごみに汚れたものが混入しておれば、引き取り価格や等級へどのような影響がありますか。今お話を聞いていて余り影響がないかなというのも思ったんですが、中間処理をすることで、そこに容器包装であれば汚かったら可燃ごみ、きれいなものだけを出すということかなというように思います。あと瓶や缶もそういった中間処理として洗浄するから、余り影響がないということでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

引き取り価格への影響等についてでございますが、日本容器包装リサイクル協会によるプラスチック製容器包装品質調査での容器包装比率比較評価が90点以上ならAランクとなりますが、ここ数年Aランクの評価となっております。先ほど申しましたように、汚れたものは比較的少ない状況が続いておりますので、Aランクということでございます。

評価については、市の分別だけでなく中間処理業者も対象となっております、プラスチック製容器包装の中に異物が何%含まれているかということが評価基準となっております。異物の内容については、汚れの付着したプラスチック製容器包装、指定収集袋、PET区分の容器・紙製の容器等、他素材の容器、容器包装以外のプラスチック製品と事業系廃棄物等となっております。ペットボトルにおいても同じような品質調査があり、こちらについてもAランクの評価が続いております。もしランクが下がるようなことがあれば、引き取り価格に影響も出てこようかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 中間処理で処理をして、ここ数年はAランクで行ってるということはいいことだと思います。

その異物の混入ということですが、これはどれぐらいの混入があればランクが落ちるということでしょうか。また、そういう異物があって何回か指導を受けるとか、そうい

うことが過去にあったのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） その比率の評価が90点以上がAランクというところでございます。ここ数年間では特に指摘等はありません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 異物の混入の比率評価が90点以上。先ほど説明いただいたときに90点以上と言ったのは、汚いものが入っているかいないかと思ったので質問をさせていただきました。失礼いたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今後の対策についてどのように考えるのかお尋ねをいたします。

先ほど中間処理をしているので等級や価格には影響がない、このところAランクでずっと引き取りが続いているということでした。しかしながら、これが100%やっぱり引き取っていただけるように、皆さんに協力を得ることで中間処理費用をできるだけ削減するという、そういう努力も必要ではないでしょうか。

それには住民の協力が不可欠となります。資源ごみのプラスチック製容器包装の中身を出してきれいにルールどおりに出せば、資源ごみとして適正価格で引き取ってもらえます。また、汚れが多いものは経費を出して可燃ごみとして処理をしており、ここには経費が発生をしております。そして、先ほど言われた5%にしろ、やはりそこには焼却処理という経費がかかってくるようになってますよね。そして、汚れたものが混入したペットボトル、瓶、缶の資源ごみは、業者に経費を出し洗浄や選別の中間処理を行っています。

こういった現状を住民に知らず、伝えることが大事ではないですか。そのことにより住民の協力が得られやすくなると思います。今後の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

新しく香美市に転入されてくる方の多数を占めている高知工科大学生については、大学に出向いてごみの出し方について説明を続けていきたいと考えております。

また、他の転入者につきましても、窓口の声かけなどにより周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 新しい転入者や学生さんに窓口であったり大学へ出向いて説明するという事は、とても大事な事かと思えます。ただ、今回私が質問させていただいたのは、今まで従来住んでいる方がそういう状況を知らないんですよね。そう

いう汚れたものが出されてもきちっと引き取ってくださるから、そのものはリサイクルにのっていると思っている方がほとんどだと思うのですよ。ごみについて年に1回、ごみの排出量は可燃ごみが幾ら、分別ごみ、資源ごみが幾ら、前年度と比べて何トン減っていますよというお知らせをしますよね。そんなときでもいいし、また別の機会でもいいがこの今の現状、そういう現状を住民に知らせる、伝えることが、また協力が得られるのではないかとということで質問をいたしましたけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

後ほど⑥、⑦でご質問いただく啓発活動、あるいは住民との協働というご質問をいただいておりますので、そちらとあわせて回答させていただきたいと思っております。

定期的な広報紙への掲載であるとかホームページ等での啓発は行っておりますが、より関心を持っていただくために、また品質調査でのランク維持のためにも、先進事例の情報提供や手引きの内容をわかりやすくするなど充実を図っていきたくて考えております。また、住民との協働ということで、イベント時にチラシの配布であるとか、量販店でのPRなど市民に直接訴える活動についても、関係諸団体の協力をいただきながら展開していきたくて考えておりますので、ぜひご協力をいただきたくて思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、⑤の可燃ごみについてお尋ねをいたします。

可燃ごみの排出量削減に効果を上げるためにも、行政だけが頑張ってもできません。行政と住民がともに協働する取り組みが必要となります。市長がよく言われる住民参加のまちづくり、このごみ問題もまさにそうであろうと考えます。住民にその気になってもらう、その気になってもらうにはどうするかが行政の役割でございます。住民がごみを削減することが喜びとなるような工夫や意識づけには、行政からの働きかけが必要でございます。

例えば、生ごみを1世帯で1週間に手のひら1杯分のごみ約300グラムとなりますが、削減することは意識を持って取り組めば可能でございます。これを実施すれば、ごみ処理経費の削減効果はどれぐらいになりますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

単身世帯から人数の多い世帯まで、世帯構成はさまざまにごみの排出量も異なりますが、全ての世帯で手のひら1杯というのは難しいかもしれませんが、1世帯平均で手のひら1杯ということで、単純に香南清掃組合の負担金で割り戻しますと、年間650万円程度になると考えられます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 年間650万円って太いですよね、ちょっとした住民に意識を持ってもらうだけで可能です。各世帯がお一人であったり4人、5人、いろいろあるかと思えます。しかしながら、少し行政のほうから働きかけることで、そして、また、それが皆さんにその結果を伝えるということも大事になろうかと思えますが、ごみ削減で決算のほうにも書かれておりますが、やっぱりこのごみ削減に努力をしていかなければならない。生ごみの堆肥化、そんなことにももっと力を入れていかないといけないというようなコメントが課題の中にいつも入っていますが、ほんの少し意識をするだけでこういった取り組みは可能と思えますが、これぐらい効果があるのであれば取り組むべきではないですかと思えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 省資源化とか包装の簡素化、レジ袋の削減等もありますし、ごみの排出量は全体的に減少傾向になっております。さらに減少、ごみの排出量を減らすために、先ほど申しましたように啓発活動等を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） こういう取り組みよりは啓発活動をさらに進めていきたいという答弁でございました。その啓発活動ですが、少し心配をするのですが、どんなことをなさっているのでしょうか。ぼかし容器とかコンポスト、堆肥化ありますけど、その容器の使用状況も年々利用者が少なくなっている状態です。それから、レジ袋の削減、それも広報に1回ぐらい載るかなと。だったら職員の皆さんはどうなのかな、やっているのかな。啓発活動を今以上に取り組む。どういうふうな形で、先ほど述べられました、少し心配です。広報に載せただけでは人はしないと思うのですが。やはりそこには、行政から働きかけてやる、レジ袋もそうだと思う。やはり職員さん、行政の方が率先してやっていく、それを見せていく、それがまた住民に響いていく、そんな取り組みが必要ではないかと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

職員に対してということではございませんが、先ほど申しましたように、行政としましては基本的に広報紙、ホームページを利用する。あとはイベントにおけるチラシの配布であるとか量販店でのPRなど、関係諸団体のご協力もいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） イベントでのチラシとか、先日も健康まつりがありましたけど、ごみのことは全くなかったですね。地球温暖化の状況のパネルはあったので

すが、関係団体との連携ということで啓発を進めていきたいということをおっしゃられました。とても大事なことだと思いますが、関係団体等とはどのような団体を考えられておりますか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

地球温暖化防止の地域連絡協議会等を予定しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 地球温暖化防止の地域連絡協議会を立ち上げております。

済みません。私もその一員でおります。私自身はごみ削減を努力し啓発もやってるけど、会議の中でごみのことを提案するけど、一度も議論はされたことがないがです。今後、今年の中にぜひ入れてください。ごみ削減というのは、ほんの少し住民が意識するだけで削減って可能ですよね。大事な税金が使われてるがです。私はそこをすごく思うんです。だから皆さんの意識をいかに少し向上させる、その働きが行政の役割と思うんですよね。地球温暖化防止推進員だけではできませんので、関係団体、女性の団体が婦人会さんを初めいろんな健康づくり、いろんな団体があります。そういうところへも呼びかけて、やっぱりごみ削減、そんなことを取り組みませんかというような連携、そんなことはできないものでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員のごみ減量化の質問について、お答えをいたしたいと思います。

やはり議員が言われるように、住民の皆さんにきちんとした啓発をしていくことが大事だというふうに思います。議員は今、清掃組合のほうの委員さんをされたりしまして、清掃組合の状況なども大変詳しくてご質問されているところでございますけれども、今その清掃組合が新たな清掃組合を立ち上げないかと、こういうことで大変巨額な負担を関係の自治体に求めてくるという状況のところにありますので、議員もそのあたりの喚起をという思いで質問をされているんだというふうに思います。

今ある香南清掃組合、以前の清掃組合、これは本当に小さな清掃組合でございましたけれども、炉の火をとめるともうその周りにはいたくないような臭気がいたしておりました。この炉の周りで話をするのも、最初行くともうちょっと、しばらくいるとたまらないようなにおいがしていましたけれども、今の清掃組合は大変近代的な清掃組合になっているんですけれども、もうこれが限界になってきております。皆さんに大変ご協力をいただきながらこの炉を維持をしようとしてやってきたのですけれども、なかなか膨張したり縮小したりする中で炉が傷んでいくわけでありまして、その可燃ごみを持って来る際に住民の方々につきましては、さまざまな思いをして分別をやっていくべきだということで努力をしてやっておられる方もいます。できるだけごみを出さないよ

うにしようという取り組みをされている方もいます。これまでは香北町のほうでは、合併まではカレットを分別をして、瓶も全て分別をしてきたというふうなところもありましたけれども、現在はそうではなくなってきたというふうなところもあります。ですから、これからいよいよ大きな議論をしながら、この再生可能なエネルギーの問題もありますし、この資源ごみの問題もありますけれども、やはりごみを出さないというところに一番大事なところがありますので、そのところを市民の皆さんにしっかりと理解をしていただきたいと思います。この香南清掃組合に行きましたら、炉の中に付着したものがあつたんです、これはアルミ缶が付着をしています。このアルミ缶の付着したものを取り除くには、削岩機を持って中へ入らなくちゃいけません。格好はもう本当に宇宙服を着たような形で入って、炉をとめてこれを取り除くと。もうそのこびりついておられますので、大きな本当に岩を外すような形で、このアルミ缶の残骸を外さなきゃいかん。時にはここに前はボンベがほうり込まれたりとかしておりました。今は非常によくなってきております。このよくなってきた中には、清掃組合のほうも非常に勉強をしてきました。例えば今治市の清掃組合のほうに行きまして、ここで勉強をしたりなんかしています。再生できるものは、出されたものでも再生しようというのが今治の取り組みなんですけれども、これもすばらしい再生の取り組みをやっています。

それから、たくさんありますけれども、埼玉県の久喜宮代衛生組合のほうでは、職員が本当に大変なことですけれども、再生できるものは炉の近くにあつてもそれをカギで引きずり出して、できるだけごみを出さないという努力をしています。やはり、その現場をしっかりと見ていただく、そして、この現場が守られるためには市民の協力がなければ守られないんだと、その協力がなければ大変な負担をこれからしていただくこととなりますよということをおわかっていただきたいと思います。

もう1つは、小さなお子さんに、やはりこのまちを美しくしていくためには、ここにポイントがあるのですよ。汚いところに目をつぶって人にお任せをするのではなくて、ここをきれいにしていくってということが大事なんだということ、教育的にもしっかりと位置づけていって、元気なまちづくりにつなげていくことが大事だと思います。汚いものにふたをしないで、この議論をぜひどんどんやっていただいで、元気なまちをつくらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ありがとうございます。⑥、⑦を含めて市長のほうから思いを聞かせていただきまして、安心をしたところです。私も香南清掃組合、この改選でかわりましたがずっとかかわってきたときに、やっぱり炉の延命ということもあり、容器包装を分類するときに、やっぱりビニール類が大量に入ると釜の傷みが早くなる。そういう思いもあつて、土佐山田町は早くから取り組んだという経過もあります。それで、やはり汚れたものを啓発し、そういう状況がありますよということをお住民に知ってもらふことで、少しでもごみの量を控えるということで、また新しくなつてもその焼却

炉をやっぱり皆さんの努力で延命さす、大事に使っていくということが大事になろうかと思ひまして、今回質問をさせていただきました。先ほど住民の協力が本当に必要だということで、住民も自分の出したごみは自分が責任を持って出すということ、その認識というか意識づけ、そういうことをやっぱり行政のほうで働きかけをしていただきたいと思います。

もう1点は、先ほど地球温暖化防止の協議会を言っていました、その協議会のほうでもやりますが、やっぱり市民を巻き込んだボランティア、ごみ応援ボランティア、そんな会を立ち上げて、そこからいろんな活動、職員さんがイベントでチラシを配布する、量販店でやるといってもなかなかだと思ひがですよ。そんなときに市民ボランティアを巻き込んで、そういう人たちにやっていただく、そんな活動ができないものでしょうかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

さまざまな団体、ボランティアの皆様のご協力をいただきながら行っていく広報活動についても、今後考えていきたいと思ひますので、ぜひご協力をお願いしたいと思ひます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） また、私でできることがあれば精いっぱい手伝って、税金を無駄に使わず、もう合併特例債もあと2年でございますので、できるだけその税金を有効に使っていききたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

生活困窮者自立支援についてお尋ねをいたします。

前議会で質問をいたしました、来年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者に対して、自立相談支援や住居確保給付金の支給などが義務化をされます。その義務化に伴い生活困窮者支援の総合相談窓口を設け、生活に困っている人を早目に手助けをして、生活保護に至る前の段階からかわり、状況に応じ自立に向けた支援を行おうとするものです。その生活困窮者支援の総合相談窓口開設に向けての進捗状況について、前議会で質問を行いました。

開設に向けての綿密な準備には時間が必要と考え、事前に担当課に相談して質問をしたにもかかわらず、前議会の答弁では、香美市社協への委託を考えており、社協も考えていると思ひということでございました。まるで他人事でございます。とても心配でなりません。

今、孤独化する生活者の問題がクローズアップされております。我が町でも地域の人から生活困窮者の相談があり、行政へ相談に行くと課のたらい回しになり、うちの課ではなく他の課へというような縦割り行政の弊害が起こっており、制度のはざままで生活困窮者を救うことができない現実があります。この来春開設の相談窓口ができることで、

一人でも多くの生活困窮者の経済的な変化はもとより、自立意欲の向上や改善、そして、少しでも生活習慣の改善が可能となります。開設に向け大変期待をするものです。

それでは質問に入ります。

最初に、6月議会の後、いつごろからどのような話し合いを始め、今日まで何回話し合いを行い、どこまで進んでいるのか、現時点での進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 依光議員の生活困窮者自立支援事業についての質問にお答えします。

まず、現時点の進捗状況でございますが、これまでは生活困窮者自立支援事業について機会があれば社協幹部と話をしてきましたけれども、7月からは正式に日時を決めて話し合いをしようということとなりまして、7月から月に1回、約2時間ずつ協議を行ってきました。これまで3回実施をしてきました。参加者は、社協は会長と事務局長、福祉事務所は担当と私、所長とが参加をしております。場所は福祉事務所相談室で行ってきました。決定している事項としては、事業形態は、行政側は福祉事務所社会福祉班を担当窓口とし事業実施は香美市社協に委託。事務所の場所は、現社協のプラザ八王子の中に設置をする。実施事業は、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金の給付事業を実施するなどを決定しています。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 議会の後毎月1回やっているということで、進んでいる様子が少しずつわかってきました。必須事業はその2つの項目、そしたら、必須事業以外の任意事業はどのようなことを取り組みますか。前議会では、香南市や南国市などの近隣のモデル事業を見聞きしながら社協と協議をしていきたいということでしたが、どこか視察をされましたか。どのような事業に取り組むのかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 初年度ですので、必須事業を実施したいと考えております。近隣もモデル事業をやっているのですが、必須事業のみで任意の事業はやっていないようです。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、②の質問に移ります。

開設までのタイムスケジュールはできておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） タイムスケジュールについては、双方が、双方というのは福祉事務所と社協の双方が、現時点で考えられることについて記述し、突き合わせをしようということとなりまして、先日の定例会で突き合わせを行いました。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 先日の会で突き合わせをされたということですが、そのタイムスケジュール、12月のその開設に向けて、この月にはこれをするとかというような内容の部分をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 大まかにですけれども、11月に来年度の当初予算の入力が始まりますので、10月には大まかな国において事業が確定するだろうということで、実は国が事業を先月末示しているんですけれども、今月のうちには社協分も含めて当初予算の作成をするということで、10月は当初予算の作成予定ということにしております。それで、11月は予算の入力があって、実は来年の1月から社協の中へ準備室を開設する予定で進んでおりまして、12月には準備室の開設の準備をしたいと考えております。そして、1月から準備室の開設を行って、各種の研修、先進地の視察などが1月から3月ぐらいまであるだろうと思われまます。それと、平成27年度のヒアリングが1月初旬にあると、福祉事務所は大体そのあたりですので、そのあたりにヒアリングがあるだろうと考えられます。

それから、庁内連絡会とか調整会議などの立ち上げの準備、それから、社協との委託契約書などの準備を3月ぐらいまでに行いたいと考えております。そして、4月から立ち上げということになるかと思えます。ざっとですが大体こんな感じです。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 済みません。私がちょっと聞き漏らしたもので、3月末までに庁内連絡会と、もう一つ協議会とか何か言われたように思いますが、何の立ち上げを計画していると言われたのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 庁内連絡会というのは行政内の各課の連絡会のことで、調整会議というのは外部との、関係機関との調整会議ということです。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 今年の年度末までに庁内連絡会、調整会議を立ち上げるということで進められているとのことですが、その庁内連絡会は庁舎内でどのような関係部署が連携をするのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） まだ具体的には抽出はしておりませんが、大体、関係課ですと福祉事務所は2つ班があるんですけれども、社会福祉班が窓口ですので片一方の生活保護班が加わる。それと雇用関係、産業振興課ですかね、それから税の関係、それから教育委員会、あと公営住宅とか収納関係、それと健康介護支援課、そのあたりが庁内連絡会のメンバーになるかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 今後、この事業を立ち上げて運営するに当たっても、こ

の庁舎内会議が連携がすごく重要になってこようかと思えます。収納課ということをおっしゃいましたが、そしたら全体的な滞納対象者に対しての滞納状況を把握する。その意味で収納課ということでしょうか。あと国保だとか上下水道課、そういう課は関係しないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） そうですね。国保関係、それから水道の関係等も入ってこようかと思うのですが、その辺はまだ決まっていないので、どういった課にするかというのは、これからになるかとは思っています。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

この事業は生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価、分析し、自立支援計画を策定することと並行して、必要に応じて関係機関とも連携しながら、包括的かつ継続的な相談支援を行わなければなりません。人員体制はどのように考えておられますか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 人員体制は社協職員2名を配置予定です。ほかに同室内に現社協の生活福祉資金融資担当と権利擁護担当を配置予定です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、社協の方が2名とあと2人同室ということなので、その社協の方がそしたら主任相談員とか相談支援ということですかね。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。そのとおりです。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

この事業を円滑に行い効果を上げるためにも、支援員には専門性が必要であります。そして高い支援技術を有する人材を確保すべきでございます。支援員の養成や確保について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 相談業務については、これまで社協で行ってきており、これまでの担当者が当たる予定ですが、事業として行われることもあり、支援員の研修は必要だと考えております。モデル事業実施の自治体などの先進地の視察や、国において実施される養成研修などに参加してもらうことを考えております。また、4月までに準備期間を設ける予定であり、その間にも自主学習、自主自己研修などを行ってもらう予定としております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の⑤の質問に移らせていただきます。

相談者が窓口を訪れたとき、ワンストップ型の相談窓口として機能してこそ効果が上

がります。相談者が抱える複合的な課題を早期に発見するためには、福祉分野のみで検討するのではなく全庁的に連携できる横断的な体制、先ほどお聞きしたら、庁内連絡会、そういうのを検討し始めているということですが、そういう体制づくりが大変重要になってこようかと思えます。それを聞いて私も安心をしたんですが、3月末までにきちっと立ち上げて、それがおくれると4月からの開設、4月になってやっけては前へ進みませんので全庁的な体制づくり、そこがとてもこの事業を成功させるのに重要になるかと思えます。そうしたときに福祉事務所の役割、その役割は大変重要になってこようかと思えます。その横断的な体制を連携できるようなコーディネート役を福祉事務所として担っていかれる。質問では体制づくりをどうするのかを出していましたが、その全庁的なことができることで検討を始めているということですので、そうしたときに連携ができるように、コーディネート役を福祉事務所がやっけていくのかということでお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 一応、総合相談窓口は社協ですので、基本的には社協がやっけていくというようには思いますが、この庁内の連絡会については、福祉事務所が主体となってやらなければならないというようには考えております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひ福祉事務所が主体的になって、その庁内連絡会をぜひやっけていただきたいと思えます。今縦割り行政の弊害でここが言うてこんからいかん、こっちへあっちへというような状態が続いています。この事業を成功させるためにも、ぜひ福祉事務所が主体的になって連携をしてください。そういうことでございますので、最後の質問に移らせていただきます。

この相談窓口というのは生活困窮者がその窓口へ訪れるわけですが、生活に困っていても相談窓口から自分から進んで訪れる人は少ないと思えます。悩みが深刻な人ほど言い出せないという、そういう状況もございます。そういった相談窓口があることさえ知らないという方が多くなるようでは困りますので、支援を必要とする生活困窮者をどう見つけ、窓口へつなぐかが最大の課題となると思えます。そのためにも、こういう窓口が4月からできますよ、いつでもお困り事があつたら相談においでてくださいという、住民への啓発はいつごろからどのように行うのかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 啓発については、窓口の設置について来年1月の広報に掲載する予定で、4月の広報にも掲載の予定です。それと社協だよりも掲載をする予定で進んでおります。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 1月と4月に広報して社協だよりも載せるということで、この事業があることが今まで制度のはざままで困っていた方が解決につながるとい

ます。やはり、庁舎内連絡会が横断的に連携してすることで社会支援のネットワークを構築するとか、それから地域の底上げ、そういうことが重要になってこようかと思いません。今、所長のお話を聞くと、そこまでできるだろうということを思いまして、期待をして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介でございます。

総括方式で質問をさせていただきます。

私は初めてこの場に立たせていただきまして、身が引き締まる思いでございます。手にもたくさん汗をかいております。最後まで頑張って質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私は、香美市の置かれた現状と課題をしっかりと踏まえながら、住民の皆さんの声、そして、自然環境の中から聞こえてくる声なき声などをしっかりと届けられるよう心がけまして、通告に従い質問を行います。

きょうは香美市の魅力発信に関して、子どもたちに香美市にとどまってもらうために、移住しようとする方への取り込みについての2点を質問させてもらいたいと思いません。

私は、議員になって香美市の第1次香美市振興計画後期基本計画などを受け取り、目を通しました。これらの計画には、将来人口について次のように説明されておりました。

「本市では、少子・高齢化により、人口の自然減が継続的に続いています。現在とはほぼ同じ努力を続けて推移していくとすれば、総人口は、平成17年の30,257人から平成28年には26,803人となり、約10年間で3,454人、約12%の減少になると予想されます。」…。

○議長（石川彰宏君） 暫時時間の延長をします。

○5番（森田雄介君） と書かれておりました。それに対して、仕事の確保、住まいの確保、生活の応援などに分類し、定住政策の総合的な推進をあげておりました。また、定住人口増加促進のために特別委員会を設けて、子育て支援、空き家調査、空き家バンクなどについて協議され、市街化調整区域の規制緩和を求める意見書の提出なども行っていると聞いています。また、本年6月の定例議会では、市長から建築面積、木材料など一定の条件を満たし市内に住宅建築を行う場合、補助金制度で支援を行うことが表明されました。そして、中学3年生までの医療費無料化も提案され、来年4月から実施されることになったと聞きました。これらの取り組みは、香美市に多くの若者が住み、子どもがすくすく育つ環境整備のために力を注いでいることのあらわれであると思えます。

しかし、現実には香美市で育った子どもたちが就職や進学を機に市外へと出てしまうケースが多く見られます。香美市から離れて行く現状を目の当たりにしたとき、とても

寂しい思いと、このままでいいのだろうかというやりきれない思いから、香美市の中で将来像を描くだけの情報が不足しているのではないだろうかと考えるようになりました。

果たして子どもたちは自分の将来を描き切れていると言えるのでしょうか。私自身の中学時代、高校時代を振り返ってみましても、世の中にどれだけの仕事があって、ましてや地元になんか仕事があって、自分の力がそれにふさわしいかどうかなど、知らないことだらけでした。わずかな知識の中で選択してしまった未来は、夢や希望が先行し過ぎていたということも否めません。逆に割り切り過ぎて一部の安定業種のみを目指し、その職業を通じて何を実現するのかが希薄なケースもあるかと思います。具体的に今ある仕事とその役割を知らせ、若い力を必要としているというメッセージが届けば、それに応えようという若者は必ず出てくるものと信じます。香美市のすばらしさを子どもたちに伝え、香美市の魅力について知ってもらい、学校教育の場なども広く活用しながら、香美市に定住してもらうためのメッセージなども発信していくことが必要だと考えています。

そこで、子どもたちに香美市にとどまってもらうための取り組み方について、何点かお尋ねさせていただきます。午前中の質問と重なる部分もあるとは思いますが、順に沿って発言させていただきます。

まず、1点目です。

香美市で育った子どもたちに、ずっと暮らしてほしいとの観点からお伺いいたしますが、香美市に暮らし続けてもらうための取り組みの状況などをお聞かせください。また、今後、実施される取り組みなどがありましたら、あわせてお聞かせください。

2点目に、香美市で暮らすことの魅力についてお伺いいたします。

香美市は海と山が近く自然が豊かなところです。高速や空港へのアクセスもよい条件下にあります。津波の心配は全くありません。子どもの医療費も中学3年生まで無料になりますが、保育環境も整備されています。例に挙げたら切りがないほど多くの魅力があります。

市として、これらの魅力を内外へ広く発信されているのでしょうか。その発信状況や方法などについてお聞かせください。

3点目に、子どもたちが夢を描けるようにするための取り組みについてお伺いいたします。

子どもたちに対し、香美市にはこんな仕事がありますよと職種、業種について認識できるための取り組みや、子どもたちが将来の目標にできるような情報提供などは、どのような機会を活用し、どのような方法で取り組まれているのかをお聞かせください。

4点目です。

情報提供のためのさらに踏み込んだ取り組みとしましては、求人先からのメッセージを発信していただくことも有効な方法ではないでしょうか。熟練支援や子育て時の柔軟な働き方の推進、仕事のやりがいなどについて発信してもらえれば、より選択肢として

魅力的なものになるのではないかと考えます。そのようなことを行政としてコーディネートしていれば、若者が香美市に残る手だてとして有効なことではないでしょうか。認識をお聞かせください。また、そのような取り組みを既に実施しているのであれば、あわせてお聞かせ願います。

続きまして、移住しようとする方への取り組みについてお伺いいたします。質問の前に少しだけ自分の経験を述べさせていただきます。

私は市外からの移住者です。移住のきっかけは就職でした。土佐山田町の場所や地域性なども何もわからないままの状態福祉施設に就職しました。そして、30代前になり仕事も軌道に乗ってきたころ、農業をあわせてやっていきたいと考えるようになりました。趣味にとどまらず、将来にわたる生活の組み立てのためにと考えましたので、耕作放棄地や空き家を見つけることがどうにかできないかと動き始めました。そのとき、私はまず香北町へ向かいました。その理由の1つは、仕事の通勤範囲でということでした。また、アンパンマンミュージアムを中心に地域おこしに取り組んでいるというイメージと、過疎高齢化している中山間地域ですから、自分たちのような若い力がどこかで必要とされるのではという考えがあったからです。香北町では農地を探すことから始めましたので、当時の香北町役場の農政担当の方には大変お世話になりました。農業委員会の会に出席させていただいて自分の思いを語り、地元の農業委員さんにお世話になって土地を借り、住む家まで見つけていただきました。この経験から、移住者それぞれの状況と地域から発信されるメッセージ、そして何より受け入れてくれる人たちとのつながり、信頼関係がとても大切だと痛感しました。このような自分の経験から、移住されようとする方への取り組みについてお伺いいたします。

まず、1点目です。

香美市で希望あふれる暮らしを実現しませんかというような、提案型の発信も必要なのではないでしょうか。例えば商店街の空き店舗を活用すること、山間地の耕作放棄地や空き家の活用、農業、林業、酪農などの営み、アーティスト活動、文化サークル参加など、これらを広く知らせていく取り組みをされてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

そして、2点目に、地域づくり支援員に関してお尋ねいたします。

総務省のホームページには、地域協力活動の例として移住者受け入れ促進もあげられていますが、本市の地域づくり支援員は、移住希望者受け入れに関しどのようなかわり方をされているのかお聞かせください。

以上です。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 森田雄介議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の子どもたちに香美市にとどまってもらうための①、暮らし続けてもらうために実施している取り組みということでございますが、現在、小中学校の生徒を

対象に、自立した社会人となる力をつけるためのキャリア教育が推進されており、ふるさと教育などによる地域の自然や文化、産業や暮らしなどについての学習が、郷土愛の醸成につながっていると考えております。

次に、②の魅力の発信状況、方法等についてでございます。

香美市の公式ホームページや広報紙を通じて、香美市の魅力や子育て、あるいは子どもたちの活動についての情報発信を行うほか、ホームページへ香美市観光協会でありますとか、やなせたかし記念館、アンパンマンミュージアムなどのリンクを張ることにより、関係団体が発信する情報についてもあわせてお知らせしております。

③としまして、子どもたちへの仕事の発信と取り組みについてでございます。

本市にある産業や仕事についての情報提供は必要であろうと考えております。現在、副読本等を活用した地域の暮らしや産業を学ぶ機会も設けられており、キャリア教育の一環として、市内企業も参加したキャリアチャレンジデイの実施や職場体験などの取り組みが行われております。

④としまして、求人先からのメッセージでありますとかコーディネートにつきましてでございます。

今日の少子化の現状から、求人先となる企業においては人材確保のためにも職場環境などについて、さまざまなメッセージを発信されていることと考えております。子どもたちの選択肢を広げるためにも、コーディネートについては必要であろうと思います。キャリア教育の役割が重要になろうかと思いますが、既に実施しているものについては、先ほど申しあげましたキャリアチャレンジデイや職場体験などがあげられると思います。

以上、4点の詳細につきましては、教育委員会のほうからの回答もあろうかと思っております。

次に、移住しようとする方への取り組みというご質問についてでございます。

まず、暮らしと活動等を知らせていく取り組み、①のご質問でございますが、香美市は自然環境や子育て環境など魅力はたくさんございます。しかし、移住のきっかけはさまざまであり、住みなれた場所から移り住むには一定の不便さや制約を理解した上で住む覚悟が必要であり、希望あふれる暮らしばかりとは限りません。移住のきっかけづくり、移住から定住に結びつけるためには、地域が温かく受け入れることが一番の魅力であろうかと考えます。

午前中の山崎議員さんのご質問とも関連いたしますが、香美市には香美市3町村、それぞれ地域で居住環境が違いますし、住民の思いもさまざまです。地域と連携しながら1つでも多くの移住してみたい地域をふやして、魅力を広く発信できるようにしていきたいと考えております。

次に、②の地域支援員のかかわりでございます。

現在3名の地域づくり支援員が地域活動を行っております。それぞれの担当地域において集落の水源地管理や集落道の見回り、地域事業のサポート、地域の暮らしや伝統、

文化の継承などを通じた地域活性化の取り組みを行うとともに、地域新聞でありますとか、午前中市長も申しあげましたようにフェイスブックなどを利用した地域や移住についての情報発信、観光体験メニューづくりなども行っております。直近では、10月5日、先週の日曜日に開催されました塩の道トレイルランニングレースのスタッフとして、塩の道保存会の応援を行っております。また、13日に別府地域を主体に開催予定の森林軌道等を活用した体験観光の企画なども行っております。また、定期的な意見交換会を行うとともに、研修や移住定住アドバイザーのアドバイスを通じて、活動しやすい環境づくりにも努めてまいっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 森田議員の香美市の魅力発信に関して、子どもたちに香美市にとどまってもらうためにのご質問にお答えをいたします。

まず、①の本市に暮らし続けてもらうために、既に実施している取り組みと、今後、実施予定の取り組みをとということでございますが、香美市は森林面積が88%を占めており、豊かな自然があります。また、多彩な文化、歴史、産業、温かい人々、さらに保育所から大学まであるなど、教育資源が豊富なまちです。

そこで、このふるさと香美市に、子どものときから触れ合うことを通して本市の豊かさを心に残してほしいと、香美市の各所を学習材にして行うふるさと学習に取り組んでいます。今年には龍河洞で香美市の3年生全員が学習を行いました。今後、吉井勇記念館や塩の道、アンパンマンミュージアム、香美市の森林等を活用し、他の学年の児童生徒にもふるさと香美市のすばらしさを感じてほしいと考えています。

②の本市には多くの魅力があるが、本市で暮らすことの魅力を市内外へ発信しているか。発信状況、方法等についてお答えをします。

先日の龍河洞での活動の様子は、10月19日にテレビ高知、がんばれ高知！！eco応援団で放送を予定しています。また、昨年度作成しました3、4年生用の社会科副読本は高知新聞等でも紹介され、市内外から副読本を販売してくれないかとのお問い合わせ等もあるほどです。このように新聞、テレビ報道、広報紙等を通して、香美市の子どもが香美市の教育資源を生かして学んでいる様子をできる限りお知らせをしているところです。このようなことを通して、香美市で子育てすることのよさをお知らせできればと考えています。

③子どもたちに将来の参考にしてもらうためにも、本市内にある仕事について発信していくことが必要ではないか。既に実施されているのであれば、どのような機会に、どのような方法で取り組まれているかというご質問にお答えします。

香美市の各中学校は、職場体験学習で市内の企業の方々の協力をいただいています。職場体験は中学3年生が市内の各職場に赴き、実際に仕事について体験を通して学ぶものです。また、本年度は11月1日に高知工科大学の協力のもと、工科大を会場にし香

美市内の3中学校の全生徒が集合して、香美市キャリアチャレンジデイを行います。この日は市内の全生徒が学校、PTA、学校支援地域本部、高知工科大学、山田高校、企業等の支援をいただきながら、職業の役割とそれに必要な能力との関係について学習をします。このように市の全中学生が集まり、人々の生き方、あり方について学習することは、全国的にも初の試みと聞いております。当日は31の企業が参加してくれますが、そのうちの16が香美市の企業及び団体です。

法光院市長、爲近議員にも、講師として直接中学生に指導をしていただくことになっております。

④の情報提供においては、求人先からのメッセージ発信等があれば選択肢の幅が広がり魅力的なものになる。行政としてコーディネートしていけば、若者が本市に残る手だてとして有効ではないか。既に実施しているのであれば取り組み状況をとというご質問ですが、まさに、このキャリアチャレンジデイは子どもの未来への情報提供と考えています。

香美市には自分の仕事に真摯に取り組んでおられる人々が大勢います。キャリアチャレンジデイでは、単に仕事の内容を生徒が知るだけでなく全ての職業には社会で担うべき役割があること、また、働く人にも同様に社会や企業の中で担うべき役割や、その役割を果たすための意思があること、仕事を遂行するためにどのような能力が必要であるかということ等を学んでいきます。香美市の中学生は3年間で9業種について学ぶことができる予定をしています。この学びは仕事に対する理解を深めると同時に、生徒の視野を広げることになると考えています。また、子どもは講師として参加してくださる大人から学ぶだけではなく、この学習を支えてくださる多くの大人の様子からも学ぶと考えています。地域の方々が150人から200人ぐらい、この学習を支えてくださいます。

香美市の子育ては、この市の子どもたちを市民が力を出し合い、協力しながら育てる方法で考えています。寄ってたかって地域が育てる教育と名前をつけまして、みんなで支えていこうと行っているところです。また、企業からのメッセージ発信はとても魅力的ですので、今後、取り組みがさらに工夫できればいいなと思っています。

香美市の大人が寄ってたかって子どもたちを教育することで、子どもたちは香美市のすばらしさやかかわってくれた大人の温かさを感じ取ることだと思えます。この経験は子どもたちが大人になったときに、香美市で育ったことの幸せを感じることにつながり、やがてはこの幸せなまち、香美市での定住につながるのではないかと考えているところです。

あと少しつけ加えて、実は10月31日に中央公民館で、夕方6時半からキャリア教育講演会を行います。この講演会は、11月1日のキャリアチャレンジデイに集まった子ども全員に授業してくださる藤原和博さんという、よのなか科という授業をされる先生がおいでですけれども、この方は子どもたちには1日の日に授業をしてくれますが、まちの方々にもぜひ聞いてもらいたいと企画をいたしまして、10月31日、夜6時半

から、これからの教育を考えると題しましてキャリア教育の講演会を企画をしました。前段30分、県の教育長、工科大学の方、PTAの代表、そして私も出て対談を行って、その後、それを引き継ぐように藤原さんの講演を1時間程度行っていただこうと思っています。このことで、どういう子どもをこれから育てていくかということを経験の方と共通認識をしながら、力強いこのまちをつくる、このまちで暮らして本当に喜びのある子どもたちに育てていきたいと思っています。教育委員会は必死でやっております。よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） たくさんの温かいメッセージなどありがとうございます。

特にチャレンジデイの取り組みという話もありまして、そのようなものが行われるということは大変喜ばしいことかなと、私のほうも応援していきたいと思いました。どうぞこれが成功に終わるように願っております。

ただ、そのチャレンジデイの31企業が参加ということでしたが、よければ団体の選び方とか、また周知の仕方などがありましたら、少しお聞かせ願えたらうれしいと思います。今後また工夫していくということでございましたので、今後の継続も含めて、そのところもお聞かせ願えたらと思います。

そして、また、子どもたちに大人の姿を見せることが何よりの教育という言葉がたくさんいただきました。私もまだ子どもはおりませんが、親の言うとおりに育たないのが子どもと思っております。親のするとおりに育つ、だから後ろ姿を見せることが大事とこのように私も大変思っておりますので、大人の姿を見せる、これは非常にいい教育になるのではないかなと思っております。応援していきたいと思います。

そして、あと移住の方についてなんですけれども、3名の方が活動をしており、いろいろ情報提供もしているということでございました。

質問文の中にちょっと言葉が足らなかったと思いますので、大きなテーマとしては、移住してきた人をどのように定住に結びつけられるかというようなことでしたので、移住してきた人を、この地域支援活動のスタッフがサポートをするような取り組みは今のところあるのかどうかということも、あわせてお聞かせ願えたらと思いました。

以上、ちょっと質問とさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 森田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の31企業団体の選び方ですけれども、中学生にアンケート調査を行いました。こういうお話を聞いてみたい、こういう人と出会いたいという希望をとって、まずは選択するときの1つの材料にしました。けれども、子どもたちが知っている幅がまだ少ないですので、教職員と教育委員会のほうが話をしまして、広い意味での業種とか職種とかを考えて、子どもたちにその後の選択ができるような、提供できるところを用意しまして、それで各団体をお願いをしていったということです。

それから、周知の仕方ですけれども、このキャリアチャレンジデイは今年初めて開きます。近隣だったり、全国的に2年生だけとか、ある学校だけとかいう実践がパラパラと幾つかございますので、そこを参考にさせていただき、また、そこにかかわったコーディネーターの方を、こちらのほうもコーディネートしていただくために少し講師としてお迎えをいたしまして、説明もしながら企業の方々を募ってまいりました。声をかけておいでいただいたときに企業の方は説明を行いますと非常に乗り気で、子どもたちに自分たちのいろんなことが提供できるということは大変すばらしい。ぜひ参加をさせてもらいたいということで、加わってくださって今に至っています。企業の方は大変お忙しいですけれども、完全なボランティアで参加をしていただくことになっておりまして、喜んでという言葉を出していただきながら、3回ですか説明もさせていただいて、そして昨晚ちょうどそれを支えてくださる地域の方々と一緒になった会もして、一応、最終説明も終わって11月1日を迎えることができるようになっております。

それから、継続についての3点目のことですが、中学校全部、しかも1、2、3年生全員がこういう授業を一斉に行うというのは本当に全国的にも初めてですし、私たちもう全く最初のこの授業をこういう形でぶつけていっておりますので、反省もしながら、また成果も見きわめながら、このことについては今後続けていきたいと思っています。加わってくださった方の後の声も聞いたり、子どもたちの声、先生の声も聞きながら、よりよいものに積み上げていきたいと思っています。全部の子どもたちが、実は11月1日は3つの仕事のお話しか聞けません。けれども、学校へ持って帰っていろんな交流をするとみんながたくさん聞いていますから、たくさん仕事がわかるということだし、生き方がわかるということです。実際にお話を聞くと、3年間積み上げていけば、内容的には中学生が随分変化をしてくるのではないかという期待が持てますので、成果を見きわめながら、ぜひこれは大事に推進をしていきたいと思っています。

それから、あと子どもたちに大人の姿を見せることの大事さということですが、まさしくそうだと思います。実は香美市の教育振興基本計画を昨年度末立てまして、今年からその内容に移っているわけですけれども、香美市教育振興基本計画の一番の大事なところは、郷土を愛し未来を開く子どもです。これは、みずからの未来を開くということは大きく位置づけてはいますけれども、仲間とともに力を合わせてこの地域をつくる、そういう力を持った力強い子どもに育ててほしい、もうそういうふう育てるという決意のもとにつくった振興基本計画です。学校も一生懸命取り組んで工夫してやっておりますけれども、子どもは学校で育つとともに大きくは地域で育ちます。家庭、地域がいかに大事かということもうしみじみわかります。ですから、このキャリアチャレンジデイを組み立てたときも、地域の方々の応援してくださる、子どもが感動するそういう場をどうしてもつくりたくて、たくさんの方にお声がけをさせていただきました。子どもたちが工科大学へ集まる時には、道に地域の方が本当にたくさん立ってくださっていますし、自転車をとめるところにも大人がいます。講堂にもいますし、

各ブースにもたくさんの大人がかかわってくださって子どもたちを支えているという、その姿こそが子どもたちにしっかりと伝わっていると思っています。そういう地域で育つ喜びを子どもに感じてほしいと、今回はこのキャリアチャレンジデイをとっても大事にしながら、でもこの考え方で全ての教育をやっていきたいと思っています。寄ってたかって地域が育てる教育です。どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 森田議員の2番目のご質問にお答えいたします。

地域づくり支援員は、基本的に地域の水源や水の管理ができなくなったような限界集落等の支援のために入っておりますが、地域づくり支援員そのもの3人ございますが、森田議員と同様に市外からの転入者、移住者でもございます。先ほど申しましたように、新たな観光資源の発掘であるとか、フェイスブックを通じた移住に関する情報発信であるとかも行っております。さらには、今後取り組んでいく情報発信の仕組みづくりの中でも協働して、魅力の発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

チャレンジデイの成功には大変応援をしております。そして地域づくり支援員のことに、最後に質問させていただきたいと思ひます。

市長の答弁の中にも、成功例をつくり、そこから発信をしていく仲間をさらに集めていくというような話もございました。やはり、この市外から移住して来られている方が地域に入って支援をされているということがございますので、ぜひとも地域へ定着をできるような支援を、本人任せではなく行政のほうからも応援をしていくということが大事ではないか。そして、その成功例となってもらふことが、まず大事ではないかなというふうに考えております。また、そういう成功者が出れば次へとつながっていく、こういうこともあると思ひます。今の段階ではできることもまだ十分ではないかもしれませんが、ほかの地域での成功例などもホームページを見ればたくさん出ておったと思ひます。さらにそのようなところも取り入れるべきは取り入れて、どうぞ本当にこの取り組みが移住定着というほうに進んでいけるようになりますように、支援をしていただければと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

地域づくり支援員につきましても、先ほど申しましたように市外から香美市に入ってきていただいておりますし、任期が切れた後もできれば香美市に残っていただくというふうになっていただきたいと考えております。当然、今まで香美市内に移住された方も

さまざまな形で情報発信はされておりますし、市へも情報発信しております。今後、午前中のご質問にもありましたように、移住者同士のネットワークでありますとか移住者と地域とのネットワークとか、さまざまなネットワークづくりも通じまして、さらなる移住者同士の交流も深めながら支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は10月8日、午前9時に開きます。

（午後 4時31分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 6 年 1 0 月 8 日 水曜日

平成26年第7回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年10月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月8日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

農業委員会事務局長 久保 和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美公

議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成26年10月8日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 7番 村田 珠美

② 13番 山崎 龍太郎

③ 6番 濱田 百合子

④ 14番 大岸 眞弓

⑤ 15番 織田 秀幸

会議録署名議員

3番、利根健二君、4番、山崎眞幹君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

ここで、まちづくり推進課長、横山和彦君から発言を求められておりますので許します。まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） おはようございます。最初に時間をいただきまして、昨日依光美代子議員のご質問の中で、後ほど回答をさせていただきますとしておりましたご質問に対して回答させていただきます。3点ほどご質問があったかと思えます。

まず、1点目といたしまして、ペットボトルのラベルの取り外しと経費についてでございます。ペットボトルのラベルの取り外しについては、行っていただくにこしたことはございませんが、市民の手間が省けるように処理業者が剥がしておりますので、剥がさずに出していただいて結構ということでございます。経費についても、剥がしても剥がさなくても変わらないということでございますのでよろしく願いいたします。ただ、ふたにつきましては、今までどおりプラスチック容器包装として分別しておりますので、そのような取り扱いでお願いしたいと思えます。以上です。

次に、2番としまして、汚れた容器包装やペットボトルの利用についてでございます。昨日汚れたまま出される容器包装は5%前後、ペットボトルは0.13%から0.14%の間で推移しておりますとお答えしておりますが、それぞれ20キロ単位で固めたたぐさんの塊の中からサンプルを抽出して計量しておりますので、全体の量についてはわからないということでございます。

次に3番目、汚れたごみを中間処理業者で分別した場合の清掃組合での受け入れの分類は委託業者、市役所、一般のうちどれに当たるかについてでございます。汚れたごみの処理については、中間処理業者で分別した後、燃えるごみとして処理しているということで昨日回答させていただいておりますが、その場合の清掃組合での受け入れの分別は委託業者となります。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 横山和彦君の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 改めましておはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。何分にも初めてでございます。十分な質問ができるかどうか心配ではございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

今年の秋の交通安全運動週間中には、街頭指導など各関係機関の方々の啓発活動に心よりお礼を申し上げます。交通安全は期間中のみだけではなく毎日のことであり、一人一人の心がけが交通安全につながります。

第1次交通戦争と称された全国的に交通死亡事故が多発した昭和47年の秋に、幼児の交通事故が非常に多く、家族を交通事故から守ろうという母親のやむにやまれぬ気持ち、交通安全母の会の結成への原動力となったようです。現在も関係団体のご協力をいただき、母の会の事務局の担当さんを中心として幼児からの交通安全教室が実施されております。交通安全は家庭の教育も重要ですが、警察官の方々などによる専門的な教育は、近い将来自動車の運転をすることになる子どもたちに標識の意味や交通ルールを守ること、安全確認など、よい習慣として身につけるために必要なことだと思います。また、交通安全教室同様に自転車の安全点検は、小学生は全児童が自転車組合の方々の協力をいただきまして実施されております。点検時にはチェックカードがあり、個人個人の自転車につけられます。中にはブレーキやライトの故障、タイヤの摩耗などの整備不良車や、反射材のついていないものがたくさんありました。平成25年12月1日より道路交通法が一部改正となり、ブレーキ不良自転車は厳しく対処されることになっております。自転車利用者もドライバーと同様に交通ルールをしっかりと理解し、安全通行を心がけることが大切となります。

香北中学校と大栃中学校では全校生徒が交通安全教室を実施しておりますが、鏡野中学校においては毎年1年生のみの実施となり、2年生と3年生は交通安全教室と自転車の安全点検がまだされておられません。鏡野中学校では今年も自転車と車の出会い頭の接触による交通事故が数件起きていると聞きました。中にはヘルメットの不着用の生徒さんもいたとのことでした。

交通安全教室は運動場に自転車のコースを書き、生徒さんはふだん乗っている自転車に乗り、コースを走行して標識を見て、安全確認などをしながら練習をしていきます。協力団体もありますが、標識や安全確認などの各地点での指導が必要となります。年に一度の大切なこの教室をしっかりと指導できるように、交通安全教室に協力できるメンバーを登録制にし、参加協力をしていただけるような体制をつくってはどうか。突然参加いたしましても何をどうしてよいのか戸惑っている方が多いようなので、有効な教室にするために検討をお願いしたいと思います。保護者の方々も見学していただき、交通安全の意識の高揚となればよいと思います。

また、高齢者の交通事故の増加が急速な高齢化社会の中で深刻な問題となってきています。運転中の道路横断中の交通事故などが多く発生しております。市の担当の方を初め各関係団体の方々が一生懸命啓発をしておりますが、事故はなかなかなくなりません。以前は高齢者の交通安全教室をグラウンドにコースを書き自転車に乗っての交通安全教室と、体育館で暗幕を引き反射材を使用したものや危険箇所のチェックなどの教室をしていました。最近はどうのように啓発をされているのでしょうか。

高齢者の中にはペダル付き電動２輪車に乗っている方もいらっしゃいます。その中には公道走行できないものがインターネット通販などで販売されているようです。自転車の道路交通法が変更になり、よくわからないので新しい情報を知りたいという声も聞きます。

以上の現状に基づき質問をいたします。

まず１点目に、中学生の自転車によるマナーアップ向上のために、市内全校生徒に対する交通安全教室の現状と今後の方針についてどのように取り組まれているか、具体的にお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） おはようございます。村田議員ご質問の交通安全教室での中学生の自転車によるマナーアップの現状と方針についてお答えします。

香美市内の中学生に対する交通安全教室につきましては、平成２６年度は鏡野中学校で１年生１３８名、香北中学校で全校生徒９８名を対象にＤＶＤを用いた交通安全法規の学習、自転車の実技などを主な内容として実施していますが、全ての全校生徒に対して実施をしてないのが現状です。

今後につきましては、市内の３中学校と連携し、授業に支障のない範囲で全校生徒を対象とした交通安全教室を行っていくよう検討してまいります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ７番、村田珠美君。

○７番（村田珠美君） 早速に中学校の全校生徒に対する交通安全教室を実施してくださるといことで、本当にありがとうございます。

それでは、次に２点目の質問をさせていただきます。

交通安全は交通ルールの遵守はもちろんですが、１年に一度の自転車の安全点検は事故防止にも必要だと思います。先ほど交通安全教室ということでしたので、安全点検の実施についても同時にお願いをしたいと思いますが、その件についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員ご質問のとおり、安全な自転車走行を行う上で交通ルールの遵守はもちろんのこと、自転車の安全点検は必要不可欠であると考えています。現状の取り組みとして交通安全教室実施時には、事前に高知県自転車商協同組合に対して自転車の安全点検を依頼し、当日学校単位で１台ずつ点検を行っていただいています。加えて、交通安全教室においても自転車の安全点検が必要な箇所を生徒に説明し、周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ７番、村田珠美君。

○７番（村田珠美君） 自転車組合の方々が、カードというのがございましてそれに

項目別にチェックをしてくださるんですけども、たくさんチェックがあるのにもかかわらず、なかなか自転車屋さんに行って修理をしていないということが多く見受けられます。教室のときにまたそういったこともご指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして3点目の質問をさせていただきます。

この年1回の自分の命を自分で守る大切な教室をより効果的に実施できるように、今後の方針として協力者の登録制についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

交通安全教室の実施につきましては、香美警察署員、交通安全母の会、交通安全指導員、交通安全協会香美支部の協力を得て、幼稚園、保育園、小学校低学年においては横断歩道の渡り方を、小学校高学年、中学校においては自転車の安全な乗り方の指導を行っております。交通安全教室実施時には、日程が合わない等の理由で協力者の人数が整わないという事例があるため、各種の交通安全指導等ができる協力者の登録制も検討すべき課題でありますので、今後は登録制を採用している自治体の事例について調査、研究を行いたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 現在の関係団体の方々も高齢化しつつあります。香美市もそうですが共働きの家庭が大変多く、母の会の参加もなかなか厳しくなりそうで、現状では将来が不安ということもございますので、他県のそういった事例等を参考にさせていただきまして、前向きに検討していただければと思います。

それでは、交通安全について最後に、高齢者の交通安全教室の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

高齢者の交通安全教室につきましては、今年は市内の各団体が香美警察署に依頼して1月から9月までの間54回、延べ1,694人の方々に対しまして実施されています。内容は高齢者がかかわる交通事故の概要説明、反射材の照射実験、飲酒ゴーグルの体験などが主なものとなっています。香美市としましては、今後もこれまで交通安全母の会と共同で行ってきた香美市老人大学や、毎年12月の年金受給日の際に実施している啓発物配布等の活動で、高齢者に対する交通安全思想の普及啓発に努めていく考えでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 現状の活動の方法でもすごく効果があると思いますが、ただ交通安全教室では、実際自分が体験することによってご自身の体力や運動能力の状態な

どを自分で体感して、自分がこれだけの運動能力になっているということが自覚できずるので、またそういったことも含めまして教室等をしていただけたらと思います。

それでは、次に移ります。

最近では地球温暖化による集中豪雨や台風、竜巻など自然災害、そして必ず来るであろう南海トラフ地震に恐怖を感じる方々がふえております。特に一人でお住まいの方々が8月の集中豪雨、台風によりとても不安だったという声を聞きます。携帯電話の緊急メール、エリアメールで避難情報、勧告、指示が出されて以前より身近に緊急性を感じますが、いざ避難をするとなるとなかなか文字だけでは判断ができないと聞きます。携帯を持たない人、メールを開くことができない人、そんなひとり住まいの方は本当に不安だったと申しております。地域での自主防災活動が盛んな地域とそうでない地域もあります。できることならば自分で自主的に避難をしたいのですが、今の情報の伝達方法では不安だとおっしゃいます。身近な声をいち早く聞くことで不安感が和らぎ、落ちついて避難ができる態勢をつくれると聞きます。

そこで、香北町のような有線または無線のような方法で、香美市内各家庭に避難情報を提供してくれるような設備ができないでしょうか。この無線は、防災だけではなく火災情報やイベントなどを発信することにより、住民が日ごろから聞きなれて判断をしやすくなることにも効果があると聞きます。このような市民の声に基づき質問をいたします。

合併後の3町での緊急情報発信の方法について、災害や火災の情報をいち早く知りたいが、携帯電話でのメールでは不安ですという声を聞きます。避難するために何か対策はないものかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、避難勧告等の緊急情報につきましては、緊急速報メール、防災行政無線、香美市のホームページでお知らせしています。また、避難勧告等の情報につきましては、公共情報コモンズを利用してテレビ、ラジオからも情報提供を行っております。

今後につきましては、市民の方々の不安の声にお答えするため、先ほど申し上げた伝達手段に加えて、広報車による情報提供やその他の方法について検討していきたいと考えております。

なお、現在基本設計の段階ではありますが、平成30年度までに市内全域を対象としたデジタル防災行政無線を順次整備をする計画を進めており、市民の方々により早く緊急情報をお伝えすることができるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほどの中に平成30年度までにデジタル防災行政無線の実施、施行を進めていくとございましたが、これは各個人のお宅にということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今の段階での計画でございますが個別受信機と屋外スピーカーによる設置を考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 個別ということと全体ということなので安心をいたしました。

地域の自主防災ではなかなかすぐに届きませんので、香美市内の防災行政無線の設置は本当に一日も早くつけていただけたらというふうなことを思いますので、また平成30年度の前倒しになるようなことがございましたら、ぜひそのように予算をとっていただいて実施していただけたらと思います。

それと、エリアメールの書き方についてですが、この件について特に書き方等の決まりがございますでしょうか。次々と近隣の市から届きますので、どこの地区なのかが下の端まで見ないとよくわからないというところがございます、初めに「香美市避難準備情報のお知らせ」というふうな形をとっていただければ、すぐにうちの地区だなというふうなことがわかります。中にはなかなかいろいろ地名が出てきたりしますが、その地名が香美市なのかどこなのかよくわからないという話も聞いたりしますので、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

そのエリアメールの市町村名が先に出るか後になっているかと申しますと、今香美市の場合は、確かに議員のおっしゃるとおり後のほうに香美市と書いておりますので、最初に出すことが基準になっちゃうかということはないですので、そのこともあわせて検討させていただきます。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひそのようにしていただけたら、またより一層わかりやすくなりますのでよろしくお願いをします。

それでは、安心して暮らせる体制づくりをぜひとも確実につくっていただきたいということを申し上げまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君の質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、土佐山田駅北地区についてお尋ねしてまいります。

第1次香美市振興計画後期においては、重点的な地域整備の推進として効果的な人口を誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、土佐山田地区では市街地の活性化とともに

都市発展のため成熟した市街地の形成を進めますとして、土佐山田駅北周辺地区と高知工科大学周辺の研究学園交流拠点を挙げております。前期計画において新しい都市発展の受け皿として、新市街地の形成を進めますという表現より一歩進んだものとなっております。そこには、土佐山田駅北周辺の開発の現状等があることであります。今回は土佐山田駅周辺地区のこの間の発展、変化に対して行政の果たしてきた役割、今後の展開、展望、未来予想図について伺っていくものであります。

1点目に、あけぼの街道がつながることで高知市内までの新交通ルートとして車両通行量もふえ、また都市型の居住地を求める若い世帯等にとっては、利便性もよく安心・安全の生活の面からも需要が増加している。ゆえに民間業者においても土地利用の推進にて開発を進めていると考えます。

そこで、振興計画推進のため行政として行ってきた施策について、確認の意味も含めお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。山崎龍太郎議員の土佐山田駅北地区について、1点目の計画推進のために取り組んだ具体的施策はということに対しましてお答えいたします。

まず、駅北地区は過去に土地区画整理事業による北シティ構想がありましたが、地権者合意に至らず、事業化を断念した経過がございます。その後の政策としまして、先ほど山崎議員のほうからもありましたが、地区内道路の骨格となる県施工のあけぼの街道、市施工の都市計画道路宮前秋月丸線を整備したことで民間開発が促進され、新興住宅地としての町並みが形成されていると考えています。駅北地区につきましては、都市計画道路のほか、まちづくり交付金による泰山公園整備を核とした都市再生整備計画により、市道秋月丸3号線、市道須江北幹線の改良工事や高質空間形成施設整備として、ソーラー街灯や案内看板設置等の整備を行ってきました。なお、引き続き市道秋月丸1号線、2号線などの整備も現在行っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 道路が中心ということも踏まえて伺いまして、さまざまな泰山公園等のことについても触れていただきました。

少し居住の関係、住居の関係で言ったら建蔽率、そういう部分も改善されたと伺えますけれども、その点をお示してください。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 申しわけありません。手元にちょっと資料がありませんので、建蔽率、容積率について何%が何%になったっていうことはちょっと正確な数字がわかりません。また後でお答えしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それは結構です。一応確認の意味で聞いただけで、建蔽率40%の容積率60%、それが60%の100%に改善して、家が建ちやすくなったということがただ聞きたかっただけですので、まさか課長が知らんと思ってませんでしたけど、申しわけございません。

（笑い声あり）

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

2点目に、この地域は一戸建て住宅、世帯向けマンション、学生向けマンションなど、そして昔からの居住者等各層が混在する地域でもありますし、人口も増加している本市においても数少ない地域と思います。計画に示されている人口誘導、交流の受け皿づくりとしての所管課が考える現時点の到達点はどうかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 都市計画道路などの整備により、宅地開発が推進され定住人口の増加へと広がっているものと考えています。また、当地区にはまちづくり交付金の秦山公園整備や高質空間形成施設整備を一体とした市民交流の受け皿にも寄与していると考えます。今後も秦山公園周辺の新市街地の道路整備としての、あけぼの街道から土佐山田駅及び国道195号とを結ぶアクセスの向上を目指し、都市計画道路新町西町線に現在着手しています。また、都市計画担当課として、将来的にはあけぼの街道からJR土佐山田駅へのアクセスとしての駅北広場等の整備に広げていきたいと考えています。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在進んでいる新町西町線、なかなか時間も要しますけど、所管課として担当課としては大変と思いますが、粛々と事務のほうを進めてもらいたいという点ですが、その駅北広場っていうものが実現の方向性っていうのはあるんでしょうかね。課長が言われたので、そのことも踏まえて将来的にはということですが、やっぱりそのことも踏まえて私も大事な視点だと思いますので、ちょっと確認の意味でお答えください。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも都市計画担当課としての判断になりますが、あけぼの街道からJR土佐山田駅までのルート、その中で駅北広場として広場整備ができるかどうか、公園的な整備ができるかどうかというのはまた後の話になろうかと思いますが、私としましては、駅までの道っていうのは広がっていったらいいと思っております。全て命の道です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。それでは、次に移ります。

3点目ですが、今後あけぼの街道の佐岡地域等の延伸等によって、また現時点においても新たな環境整備が進み地域環境も変化していっている中、行政としてまだまだ果た

すべき役割はあると考えます。児童生徒数も増加している中、特に通学等における交通安全対策は図られねばならないと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ご指摘のとおり、駅北地区はまちづくり交付金等の事業評価においても人口増が評価され、新興住宅地として若年世代が多く定住しており、児童数もふえています。

通学等の安全対策については、現在実施中の都市計画道路新町西町線には両側歩道を設置し、あわせて警察等との安全設備等の協議も行い、通学の安全を図りたいと思っております。また、既存道路との取り合わせ等によりまして、危険箇所安全設備等の設置が必要なところも今後出てくると思いますが、そういうところにつきましては、早急な現地確認を行い、警察等関係機関との協議また要望も行っていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長、そのとおりいろいろ行ってくれてる部分は評価するところもありますが、実際やっぱりこれからも特に新興住宅地もありますし結構地域要望もいろいろ上がってくるので、そういう部分で言われてからとかより、調査もかけてると思うんですけど、さまざまな部分でね。人命にかかわる部分が大きゅうございしますので、やっぱりそこでは行政の主体性はそこそこ発揮されていると思いますが、より一歩進んだ発揮の方向でということをお願いしておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おっしゃるとおり、他機関との協議等があったりする形でうちが直接動けないっていう道路管理の担当課としてちょっと歯がゆいところもありますし、また即というところに対応してないところがありますので、また今後ともお力をかしていただければありがたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

4点目ですが、北シティ構想、課長のほうでお示しされましたけど、土佐山田町時代ですが、私自身も定かには覚えてないんですけど、区画整理して道路も整備して、JR土佐山田駅北を何かロータリーにしてとか聞いたことがあるですけども、何か中に金魚を…

（建設課長、井上雅之君、自席から「鯉」と発言する）

○13番（山崎龍太郎君） どうのこうのするらいうてそれもちょっと聞いたことがあるんですけど、住民理解という部分で課長が言われたように、最低限のところであつたというふうな私も認識をしておりますが。これはただ1点、行政主導の方向性であつたというふうには思います、まちづくりの観点からね。そこにはやっぱり、今後まちづくりの拠点としての発想が示されていたと思えるところですが、私は民間の開発が基

本であってもバランスあるまちづくりの観点から考えるときに、今後公共施設等の本地域への建設なども大事な視点と考えますが、いかがでしょうか。昨日での同僚議員への市長の答弁で、文化施設の建設等については、市民の利用が第一との見解を踏まえてお尋ねするものであります。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 都市計画担当課としましては、都市づくりとしてのインフラ整備、特に道路整備を進めることが開発許可や建築基準法の接道要件を可能にすることとなり、公共建築に限らず民間開発や大規模建築を誘地することができる最善の策ではないかと思っております。

現に市立あけぼの保育園は、宮前秋月丸線が整備されたことで開発許可が可能となり、隣接地ではありますが給食センターも移転しました。今後あけぼの街道が国道195号の山田バイパス整備としての進展により、香北、物部方面からの交通の流れが土佐山田町の南から北へ大きくシフトすることが予想されています。現在、南北のアクセス道路となる都市計画道路新町西町線整備を進めているところですが、関連して先ほども言いましたが、JR土佐山田駅周辺の整備が検討課題となることも想定されています。

その中で、今後も都市計画道路等のインフラ整備を進展することで民間開発等の促進を図り、町なか整備を進めていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） インフラ整備によって民間の開発のほうが優先する、それは一定わかる部分がありますが、バランスのとれた部分で今言うと、そのことによつてあけぼの保育園、土佐山田スタジアム、秦山公園、それから最近では給食センターということも言われたんですけど、やっぱりそこに、これは課長の所管なのかどうかわかりませんが、全体的な部分で言ったときに、やっぱりきのう出た美術館とか図書館とか文化ホールとかさまざま出たときに、やっぱり南から北へシフトせざるを得ないこの現状ですよねこれ、実際。やっぱりそういうふうな人口がふえている状況の中でどうお考えなのかなというが、これは市長に聞いたほうがえいかもしれんけど、実際のところはなかなかそう簡単に総合的な計画になっていく分もあるんです。それはやっぱり、施策決定というのはまだまだ先のことでもなっていくのか、施策云々と言うたらおかしいけど。そういう絵を描くのは課長のところですか、それはちょっとお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも都市計画担当課として、まちづくり全体の公共施設をどういう形で持ってくるかまでは、うちのほうでは検討はそこまでしていません。ただ、それができるような土台づくりをうちの責任の中でやっていけたらと思っております。とりあえず先に命の道です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 命の道はわかりましたので、2回と言わんとってください

い。お隣の課長が何回も同じフレーズをよく使う、私に使うときがありますけどね。実際のところは命の道、それを頑張っているということは認めておりますので。ちょっと蛇足になりまして申しわけございません。

それでは、この件については終わりました、続きまして、ふるさと納税についてお尋ねします。

第1期、平成20年度17件、124万8,000円の寄附金額は、件数も金額も平成23年度まで下降の一途をたどっております。ただ、平成24年は若干ふえたというふうな報告書のほうで見らせてもらいましたけれども。

1点目に、納税額の推移と現状認識をお尋ねします。平成26年度も途中までいってしますので、どうなのかということも気になる点ですので、あわせてお示してください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

納税額の推移と現状認識ということでございますが、香美市では平成20年6月からふるさと納税制度に基づいた香美市まちづくり寄附金制度を制定しております。納税額の推移ですが、先ほどお話にありましたように、平成20年度は6月から3月までの10カ月が17件で124万8,000円、次に、平成21年度が13件で109万7,000円、平成22年度が11件で102万円、平成23年度が10件で67万5,000円、平成24年度が同じく10件で79万5,000円、平成25年度が16件で105万5,000円、次に、平成26年度に入りまして、4月から9月末までの6カ月が24件で93万円となっております。本年度につきましては、4月から7月までの4カ月の納税件数5件に対しまして、謝礼品についてホームページに掲載した8月以降、8月が9件、9月10件と急増している現状でございます。特典の進呈が納税件数の増加につながっていると認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 大変申しわけございません。ちょっと聞きもらしました。平成26年度は4月から9月末までで24件で金額を、これちょっと耳に入らなかったのをお願いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。金額は93万円となっております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） どうも申しわけございませんでした。

謝礼品の影響もあってということで今回補正も組まれてますわね、実際のところ。香美市への善意が寄せられてるわけですけども、平成24年度実績で見たら5,000円から多い人で30万円というふうな、10人で79万5,000円というふうなことが報告書にも記されておりましたが。

金額はさておき、実際のところ件数は今急上昇してるということがございますけれども。実際のところは、金額はさておきというよりも今の現状ですわね。金額的には、これお答えできますかね、どれぐらいの金額なのかなと、1万円とか2万円とか平均してね。現状、8月、9月、急増してますわね。その現状の件数はふえているということは認識されましたので、謝礼費の関係で。金額はどれぐらいかちょっとお示ししてください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 1件当たりの金額につきましては、一番多いのが1万円でございます。謝礼品が出るのが1万円以上となっておりますので、1万円が一番多くなっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

2点目に寄附の活用状況についてですが、平成22年度分までが300万円に達したということで平成24年度に予算計上をされたようですが、4つのコースの活用状況、基金へも積み立てているようですけれども、それをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。お答えいたします。

ふるさと納税寄附金は、納税者が希望する寄附したい4つの項目の合計が事業実施目標額300万円に達するまで基金に積み立てております。今おっしゃられましたように、平成22年度の第3期寄附金で累積寄附金が合計額336万5,000円ということで、事業実施目標額の300万円に達したため、寄附者からの指定のあった分野の財源として平成24年度に予算計上して活用しております。

活用状況につきましては、かがやきコース、これは教育、文化でございますが、登下校を見守るボランティアのスタッフジャンパーの作成及び市立図書館の蔵書購入に130万円を充てております。次に、やすらぎ（福祉、環境）コースでございますが、市民の健康増進のため市役所、支所及び市有施設へ設置する自動血圧計購入に77万円を充てております。次に、市長おまかせコース、これは分野を限定せず市政全般に活用するコースでございますが、こちらは市立保育園の防災対策備品購入に96万円を活用しております。にぎわい（産業、まちづくり）コースにつきましては、33万5,000円と少額であったため活用せず、そのまま基金へ積み立てております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねしたいんですが、この使用内容を決めるというのに、かがやき、やすらぎ、にぎわい、市長おまかせコースということですがけれども、この内容を決めるのにどんな検討を、どの場で検討してどういうふうに決めていってる

のかなと。実際、そのにぎわいコースというがほとんどなかったですわね。実際基金にそのまま積み立てたんですが、にぎわいコースに使ってくれという人も今までは33万5,000円あったんですかね、これ。

(まちづくり推進課長、横山和彦君、自席にてうなずく)

○13番(山崎龍太郎君) あったから33万5,000円をやっていると。ほいたら、そのコースに使ってくれという寄附してくれた人の金額が、そのままスライドして336万5,000円を割り振ったという認識でいいでしょうか、その点お尋ねします。

○議長(石川彰宏君) まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長(横山和彦君) お答えいたします。

先ほど申しました累積寄附金336万5,000円というのは4つのコースの合計でございまして、そのうちのにぎわいコース、その内訳としてのにぎわいコース33万5,000円という分につきましては、まだ使いたい用途の金額についてちょっと不足しておるので、置いておるといふこととさせていただきます。

○議長(石川彰宏君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) わかりましたが、基金に置いておいてもそれはその額が今33万5,000円やから使われないけど、これがまたたまってきて100万円ばあになって、使うという可能性は出てくるということと基金から予算に入れるということになるかと思いますが、ちょっと答弁で抜かっているのはこれをどういう機関で決めて、内容ですわね、その使用内容、どうなのかなということ。課長が独自でこれに使うぞというわけにはいかんでしょうから、各課からの要望と思うんですが、それをちょっとお尋ねします。

○議長(石川彰宏君) まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長(横山和彦君) はい。お答えいたします。

今おっしゃられたとおり各課からの要望でありますとか、市長、副市長のご意見等もいただきながら検討をしております。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 3点目に移ります。

本題に入っていくわけですがけれども、実際のところ1つ例を挙げますと、いの町のほうは15品目の特産品をそろえてリターン率もナンバーワンというふうにも言われています。本市の場合は現在7品目ということで、特産品の金額等も何ぼだから何ぼというふうには規定はされてませんわね。謝礼品の域をまだ出てないという部分もあります。土佐山田町、香北町、物部村(後に「物部町」と訂正あり)の特産品は、まだ組み合わせによっては多くの特産品目を準備できると思いますが、1つは、現在までの選考の基準は、どうやって7品目になったのかなということについてまずお尋ねします。

○議長(石川彰宏君) まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。お答えいたします。

ふるさと納税に対する謝礼品の贈呈は、本年4月1日以降の納税を対象にして8月から発送を始めております。謝礼品を選ぶ基準は特に定めてはおりませんが、産業振興課とも協議の上、市内の商工業、観光関係者等で組織されております香美市観光協会に謝礼品を発注することとし、観光協会が取り扱う商品の中から、年間を通じて贈呈できる香美市の特産品を選定しております。納税があった場合、納税者が希望する謝礼品を観光協会に発注し、包装された謝礼品が納品され次第、速やかに送付できるようにしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど1万円の方が急激にふえたということ、これもひとつありがたいことですわね、実際。だから、それはひとつホームページ等で規定を決めていきます、これから。1万円やから、大体よう見たら刃物もちょっとありましたのでね、4,000円ばあの還元率かなというように思っていますが。そのところは今後、そういうのをきれいにうたって、1万円以上の寄附に対して4,000円相当の記念品をとすることは今書かれてませんわね、うちのホームページには。そういう部分でホームページを充実していくのかなという部分、今始めたばかりですのでね。そういうことはお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

寄附金に対する謝礼品の金額につきましても、相当額幾らといった表示につきましても、また載せるか載せないか今後検討して、ホームページの充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それと、観光協会にお願いしてると、それはいいことだと思いますが、そこは観光協会も収益を上げんといきませんので手数料が発生するのかなあと。業者というか観光協会の取引のところで今やっていると言っていましたわね。実際、今の観光協会が用意、物部のユズ3品らがありますけども。そこでどういうふうな仕組みになってるのかな。以前聞いたのは15%ぐらい手数料をあれしてというふうなことを聞いたことがありますけれども、そのところの。市はもちろんもうけてませんのでね。実際、観光協会と卸してくれる、入れてくれる生産者との関係はどうなってるのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。お答えいたします。

観光協会の仕入価格と販売価格の差額は把握しておりませんが、観光協会の収入はそ

の仕入れと私どもに納入していただいております価格の差となっております。特に手数料等は取られておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 観光協会、いいんですが。実際のところ、先ほどの町の例を挙げましたけど直接行政とのあれで、行政に持って来てそこから発送するわけじゃなくて、本人が送って最終的に入金されると、市のほうから入金されると、つくった者に対してね。観光協会がうちの場合はかんでますけれども、いの町の場合、私が聞いたところ行政から言われて、この品物をどこそこに送るいうて自分が送っておいて、そして、それが完了した時点で行政のほうから入金されると、そういう手法をとってますわね。ほんで、実際のところはこれから確かに今の状況やったら、またふえるから喜ばしいことと思いますが、実際特典等も用意せんといかんという部分で、それは市当局として決めていくことやけど、親切な表示を心がけるんでしょうが。私は先ほど言ったように、やっぱり今の時点では観光協会でもいいでしょうが、広く特産品をつくっている人、具体的に言ったら刃物はくじらナイフがありますわね、それもよろしいでしょう。ほかにも日常的に使う人は包丁なんかは喜びますわね、実際。私は鎌をつくってましたけど、鎌をどうのこうの言いませんので。実際、そういう刃物というのはさまざまな部分があるがですわ、1つ刃物の例を挙げさせてもらえば。それから、香北には香北にもあるんですわ。私は蕪生米なんか好きでね、やっぱりおいしい。米を送るというのもいいと思うんですわ。実際さまざまな選択肢があるのに、始めたばかりですけど、これからもっと間口を広げて寄附してくれた人に特典を、香美市はこんなものがありますよというふうにするのが大事と思いますが、そういうことを公募をかけていくというふうなことの今後の検討はいかがかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。4点目のご質問にお答えいたします。

謝礼品の贈呈は始まったばかりですので現時点では選択肢が多いとは言えませんが、ふるさと納税寄附者や観光協会、商工団体などからのご意見も参考にしながら、刃物も含めて地場産業の追加や見直しを行いながら充実させていきたい。また、地場産業の宣伝にもつなげていきたいと考えております。ご提案等をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 済みません。勝手に4点目に行っていました、質問が。申しわけございません。その答弁のとおり頑張っていたきたいというふうに思いますが、そのふるさと納税の優位性は税の控除の部分、それから、ふるさとへの気持ちの部分と節税の判断によって、それとあわせて先ほどから出てる特典の状況も見ながら、楽しみ

に納税されるという方もたくさんおられますわね。そういうことで結構ホームページを開いてますと、さまざまなところでやっぱりそういう特典に対して力を入れている。市がけどあんまり持ち出しするのめというのがあります、地場産業をPRするという部分で、さまざま香美市にこんな魅力がありますよというまちづくりの部分では大変重要なことと思うんですわ。ということは、一定の経費も踏まえて要するというふうには私は思うんです。やっぱり香美市により深くかかわってもらい、愛してもらい人を多く育てるためにも充実を求めます。先ほどの答弁もいただきましたが、もう一步踏み込んだ再度の答弁を求めます。見解を。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。山崎議員のおっしゃるとおり、地域の地場産業を全国に広げる、また産業育成のため活用するように、謝礼品の充実も図りながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう1点。それから、季節ものがあつたらいいと思うんですわ、この期間限定でこんなもの。私の知り合いでやっぱり物部のユズが、ユズ玉がすごくよくてということでたまに送ったりもしますけれども。そういうふうな部分でやっぱりさまざまな展開をとということも踏まえて、ちょっと個別の部分には入っていきまされたけど、そういう年がら年中扱える部分と、やっぱり季節を限定してやるということも提案しておきますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） おっしゃるとおり季節限定の商品等についても今後検討を、まだ始まったばかりですので選択肢は少ないですが、今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、続きまして住宅リフォーム補助金制度についてであります。

制度のおさらいはしませんが、骨格予算の関係で本年は申し込みが7月の後半にずれ込んで始まった本制度であります。順調に申請があり、現時点では1,000万円の予算に到達したと伺っております。平成24年度開始には、周知が行き届かず私どもも市に協力いただき説明会等も開催したことがございました。昨年は市としてアンケート調査も行い、この制度ができたことによって住宅リフォームを実施した方も多いう結果も明らかになりました。本市の地域経済振興に大きな役割を果たし、市民も喜び、業者も喜び、行政も評価されてうれしいですわね。そうですね。

（まちづくり推進課長、横山和彦君、自席にてうなづく）

○13番（山崎龍太郎君） その点を踏まえてお尋ねします。

1点目に、本年度の実績の詳細と経済効果についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。山崎議員の質問にお答えします。

本年度のリフォーム補助金の経済効果でございますが、本年度9月末現在の交付決定件数は73件、補助金額1,000万円に対して総事業費は6,147万円となっており、補助金額の約6倍となっております。なお、昨年度実施したアンケートでは、補助金があることにより備品等をあわせて購入されたという方もおりましたので、本年度もそうした事業費以外の効果もあったのではないかと推察しております。

効果については以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 備品も購入されたという方もおられたということで、もっと効果があるであろうということですが、実際よく経済効果というときに、直接効果ですわね、今言われたのはね。直接効果、そのとおりでありましょうが、県の産業関連表なんかでよく指標を出している部分がありますね。そうすると、やっぱりその何倍にもなるんですわ。ぐるぐるお金が回るんですからね、地域循環型で。そこが産業の部分でやるとき、そこまではやっぱり一応これからは分析できるようにしてもらったら、私もちょっとその部分はわからないんですが。秋田県なんかの例をやると二十何倍にもなっていると、経済効果がね。そういうのが指標も出てるんですわ。実際直接的には課長の言われたように5倍、6倍であったとしても、実際その先ほど備品を買うという、極端に言うたら大工さんが次の仕入れの部分をするとか、さまざまやったときにはそういう関連表が確かにありましたので。そういう分析もなされたら結構大きな、最終的にはもうけたら税金ということで還元されるわけですのでね。やっぱり、そのことも今後分析されたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

秋田県の経済効果が20倍になったということでございますが、その効果はどういうふうな算出で出しているのかちょっとわかりませんが、今山崎議員の言われたこの波及効果につきましては、昨年度アンケート調査をしたときにそのアンケート調査に基づいてさまざまな詳細な分析をしております、高知県経済波及効果簡易分析ツールというものがございまして、それも含めて分析をした結果、県のこの分析ツールで波及効果を計算しますと、直接効果額の約1.6倍ということになっております。また、この中では税収効果、雇用効果ということも含めて分析されております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その点を承知しておりませんで大変申しわけございませ

んが、実際のところはそういうことで企画財政課としてそういう分析もされているということは大事な視点と思います。

少し伺いますが、1,000万円の予算に到達後ですわね、到達しましたわね、今年度の1,000万円申し込み、その後の問い合わせの状況と、それから、もう1点、もちろん備品購入らあいかんがですけど、工事内容でどうしても外れる部分はありますわね。極端に言うと、住宅リフォームでブロック塀を直したいと言ったらだめですわね。そういう適用外の受け付けの部分でこれはだめですよというふうに説明されたケースなんかで、今後取り入れたらとかいう部分はございませんでしたかね、その2点を。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

予算に達してからの問い合わせはということですが、4月からこの受け付けを始めて8月までが一番ピークでございまして、9月に入るとぼつぼつと問い合わせがくるという状況で、最近では1週間に1回ぐらいの電話がかかってくるというような状況だと思います。それから、ブロック塀等の問い合わせもあります。これは申請時ということではなく電話の問い合わせがありまして、それは今回は補助対象になってないのでだめですよという返事はしております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

2点目ですが、私はこの制度の優位性はあることについては、事あるごとに述べてまいりました。工事費用の段取りもつき、やっと今年リフォームできたといった声も伺っております。他市等では、期限を切った制度だから補正をつけて2年で終わらせたというふうな例も聞きます。ただ先ほど言ったように、本市の場合、若干の産みの苦しみはあったわけですが、その後は順調に申し込みも相次ぎ、来年はリフォームしたいとの要望も伺っているところであります。平成27年度の事業継続についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本制度は平成26、27年度の2年間の制度として実施しておりますので、平成27年度も実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2年間の制度設計ということで来年度はやるということで確認できました。

ただ私は一言だけ言いたいのは、やっぱり市民要望、要求がある限りは、予算額がどうであろうがそれは市長のサイドで決めることですが、継続を続けるべきということを申し添えておいて次に移ります。

続きまして、商店リニューアル助成についてお尋ねします。

商業、商店街の活性化を目的に、商売を営んでいる人などに、市内の施工業者、販売業者を利用し、店舗などを改修する費用や備品購入に要する費用を補助する制度であります。制度の先進事例では、店舗などを改善するための改装20万円以上や店舗などに要する備品購入、1品1万円以上、合計10万円以上の購入ですが、それをした場合、2分の1を補助する。1店舗当たりの補助上限は100万円としている。

これは先進事例ですが、課長には前もって資料もお渡ししお目通しのことと思いますが、群馬県の高崎市の市長は、地元の小さな業者を支援する制度をつくることこそ自治体の役割ということで、制度構築を行い1年間で738件、4億4,000万円の助成、商店の事業継続や経営に対する意欲も生まれ、商売繁盛に大きな役割を果たしたと聞いております。

自治体規模はもちろん異なりますが、本市においても土佐山田町、香北町、物部町、商店街等の形態は異なりますが、個々の商店の経営面にも大きな役割を果たし、商店街ににぎわいを創出する点からいっても有効に作用すると考えます。

そこで1点目の質問ですが、この制度についての認識をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

商店街のリニューアル補助金の認識はということですが、資料もいただき、またホームページのほうも見ますと、本制度について高知県内で実施している自治体はないようですが、他県の自治体では魅力ある商店街づくり等を目的として、先ほどおっしゃられたように商店の新築、増築、改修工事、または備品購入に対する助成制度が創設されて好評を得ているということは承知しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ペーパー上の認識とホームページでも調べたということで優位性もあるということは認識されたようですが、昨日の質問で、これえびすの商店街なのか、山田の商店街なのか、92店舗中32店舗が空き店舗で、34.8%が空き店舗率というふうな厳しい状況も示されました。ただ、営業を頑張っているのが60店舗あるということでもあります。その点をやっぱり認識していただきたいなど。やっぱりその部分をどうするのか、空き店舗をどうするのかということで2点目に移っていくわけですが、小売やサービス業などの店舗等の改修は店舗のイメージアップにつながり、消費の市外流出を防ぐ効果も見込まれます。数々のアンケート調査からも商店街離れが進む中、今市として行うべき施策と考えますが見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

現在行っておりますリフォーム補助金は、個人の住宅を市内業者が施工することによ

り、市内経済を活性化させることを主な目的に期限を2年間として実施している状況でございます。

一方、店舗のリニューアル制度は本制度とは目的も違ってくると思われまますので、現時点で新たな制度を創設するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 予想どおりの答弁ですが、1つ現時点では考えてないけれども、確かに住宅リフォームとは違う部分が十二分でございます。先ほど言った高崎市のほうでは市職員が300件ほどの店舗を直接訪問して、経営課題のヒアリングから始めてます。その中で店舗の老朽化等の問題が浮かび上がってきて、この制度の構築に市長の英断によって始まったということにもなるんですけども。実際さまざま商工会等通じて商店街の調査活動もしてますわね。それで、特に山田の商店街やったら、やっぱり商売しながら居宅にしてるとい実情もあります。高知市内のように、店舗だけというような格好と若干違うたりもしてる例も知ってます。ただ、その60店舗が、借りてる店舗であろうが自分の店舗であろうがやっぱり継続してると、現在ね。だから、新たな部分では空き店舗の助成等もあるので、商売も始めてもらいたいという部分でにぎわいの創出という部分から言ったときに、やっぱり誰もが行ってみたいくなる商店街づくりのためには欠かせない制度かと思いますが。今のところでは、そらすぐ答弁変わるものんじゃないでしょうが、どうお考えなのか。また調査等かけていくのか、その点をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この商店のリニューアル補助金というものは、確かに効果があるということは他県の実例でもわかっておることでございます。ただ、商店街の活性化という政策に対してどういう施策でどういう事業を打っていくかということは、各自治体によって異なってくるのだと思っております。本市ではえびす商店街を中心とした活性化の取り組みが本年度始まっておりますので、そうしたアプローチで進めていくものと考えております。もちろん予算が潤沢にあれば、えいということをやればこしたことはないですが。やはり限られた予算の中で、どういったことをやったら一番効果があるかということをお考えながら実施しなければならぬと考えておりますので、現在のところこの制度を取り入れる考えはございません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私は効果があるというふうに申し上げまして、私の予定してました発言時間が来ましたので終わります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 17 分 休憩）

（午前 10 時 30 分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。ここで山崎龍太郎君から発言を求められておりますので発言を許可いたします。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

私の先ほどの質問の中で「物部町」を「物部村」と申しました。物部町でありますのでよろしく願います。訂正しておわび申し上げます。

○議長（石川彰宏君） ただいま13番、山崎龍太郎君から、「物部村」の部分「物部町」に訂正したいとの申し出がございましたが、これを訂正することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、山崎龍太郎君からの発言訂正の申し出を許可することに決定しました。

次に、6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をいたします。

最初に訂正を済みません。お手元の資料の5行目に「行政防災無線」と私が書きましたけれども、資料等を見ましても「防災行政無線」となっております。済みません。訂正をお願いいたします。

それでは、一問一答で質問を始めさせていただきます。最初に、災害対策について質問します。

8月の台風や集中豪雨は地域に甚大な被害をもたらしました。物部川流域は年平均降水量が山間部の多いところでは約3,000ミリに達し、下流域に広がる平野部でも2,400ミリを超える日本でも有数の多雨地域です。年間の降雨は6月から9月の梅雨期と台風期に集中しています。今回の集中豪雨は7月30日から8月21日までの積算雨量が土佐山田町繁藤で2,000ミリを超えており、まさにゲリラ豪雨でございました。

近年の気象状況から見ても、日本のどこでも災害は発生する危険があります。そのためにも、地域を調査した上で地域の特性を把握し、災害発生が予想される箇所への対策や適切な避難誘導ができるような行動計画を立てることが必要です。市町村が住民に避難を促す情報は、避難準備、避難勧告、避難指示の3種類あります。適切な対応がされていたのか総括し、今後の防災対策に生かすことが重要との視点から質問をいたします。

まず、1点目です。台風接近が予想される場合の対応は適切だったのでしょうか。例えば、河川の見回りや避難場所の開設準備、香北の場合には防災行政無線の利用、広報車を出すなどあると思いますが、どのような避難準備情報を提供したのか、その対応について質問いたします。なお、この件につきましては、昨日も同じようなご質問もありご答弁もいただきました。広報車についてのこと、そして避難場所の開設準備などについてはお伺いをいたしました。その他のことについてありましたら、避難準備情報をどのように提供したのか、対応についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 濱田議員ご質問の台風対応についてお答えします。

8月の災害対応に当たりましては、避難所の開設、運営や緊急速報メールでの情報伝達など初めての対応を行いました。避難準備情報、避難勧告等の具体的な対応としましては、避難所開設に係る職員の割り当てや避難所への職員派遣に関する実務は、大きなトラブルもなく実施できたものと思います。

また、香北地区では台風12号の際には防災行政無線を使った情報伝達を行いませんでしたが、台風11号、台風18号では対応しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はい。その他のことをお聞きしました。私は香北町に住んでおりますけれども、香北町は早くから避難勧告が出されました。それで、広報車の場合は、きのうの答弁でも物部川の越流のおそれがある場合に出すつもりで待機していたとお伺いをいたしましたけれども、物部川が流れます支流でございますけれども、日ノ御子川、西の川、萩野川、それから川上谷川など、香北町にとってはなくてはならない河川がございます。この河川がやはりあれぐらいの雨が降った場合に増水するというおそれは誰が見ても明らかではないかと思われましてけれども、その河川の見回りを計画はしてませんでしたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 何分、先ほども申しましたけれど初めての台風の対応でございましたので、そこまで気が回らなかったことは事実でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はい。地震と違いまして、台風は発生以降、接近、上陸までの進路や時刻がある程度予想ができます。先を見通した対応による減災対策が可能であるかと考えます。住民の生活の道である県道沿いの河川の見回り、そして補修工事をされている県道がございます。そういうところがまた崩れるとか、そういうおそれもあります。そういう場所の見回りを含めまして、やはり大雨により被害が大きくなるおそれがある場所を見回って、住民に知らせる手だてが今後必要ではないかと思っておりますが、

いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

市道、農道等、また県道、国道をあわせて、そういうところを住民の方から電話等で直してほしいとかいう要望がございましたら、事業課等と検討をいたしまして早急に台風が来る前に修繕を行うようにいたしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。そのようにまた対処をお願いしたいと思いますが、私が電話をいたしました中山間に住んでるひとり暮らしの70歳の女性の方ですが、車の運転はできますけれども大雨のときにお電話いたしましたら、防災無線はあるけれども雑音が入り聞こえないからのけていますと、そう答えられました。このような方もいらっしゃいます。いつ土砂災害警戒情報が出たのかも知らなかったとおっしゃっておいりました。やはり、台風シーズンは時期がわかっておりますので、この台風シーズンになる前には自治会長や民生委員の方々と連絡をとりながら、きちっと防災無線が稼働してるかどうか、ちゃんと設置されてるかどうか、そういう手だてを講じておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 雑音が入るとかそういうことで防災行政無線とかの個別受信機を外しているということは、今後なるべく元に戻していただきたいと考えております。そういう方は自分の命は自分で守るということをやっぱり基本に、今後考えていっていただきたいとも考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 自分の命は自分で守る、もちろんそれは大事なことですけれども、私は1人お電話してたまたまその方がそうだったんですけれども、そういう方も現にいらっしゃるということは、やはり自主防災または自治会長さんなんかを通して地区での話し合いの中にチェックを入れていくと、きちっと聞こえるということがやっぱり当たり前ですので、その辺のことも手だてをしていく必要があるのではないかと思いますので、またそういうことも自主防災のほうに言っていくということを考えていってほしいと思います。

そうしましたら、次の2点目の質問に移ります。

8月2日の7時ごろに香北支所に伺いました。電話対応する職員、現場へ行く職員、避難所開設に向けての準備などでばたばた対応している状況でございました。香北町内の地図に住民から連絡があった場所のチェックと、対応できたところとそうでないところを明記するなど、全力で対応されている職員の姿がうかがえました。私も何かしなければと思ひまして帰宅をし、気になるところへ電話をいたしました。今回、床上浸水、

床下浸水がございました。その対応として土のうの準備や現地確認など消防団への連携が大事だと思いますけれども、これはスムーズにできていましたでしょうか。また、土佐山田町内、香北町内、物部町内、各地域の職員配置は適切だったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今回8月の台風で、香美市内では香北町を中心に床上浸水2軒、床下浸水13軒が発生しました。浸水被害への対応として、あらかじめ用意していました土のうに加え消防本部、消防団の協力のもと新たに土のうを作成し、土のうの設置を要請された市民の方々の宅地等に設置をいたしました。今回の対応は、市内各消防団との連携のもと実施できたものと考えております。

次に、本庁及び各支所の職員の配置につきましては、初動対応時及び災害対策本部の設置時には必要最低限の人数がそろっておりまして、事態の進捗に応じて職員をふやすということで対応しました。また、避難所の開設、運営に当たっての職員の割り当ては、避難所対応班が行い、大きなトラブルもなく実施できたものと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） スムーズな対応ができてよかったですと思います。また、今後に生かしていけたらと考えるところでございます。

3点目に移ります。

私、日ノ御子の方にお聞きをいたしました。その方がおっしゃいますのは、避難場所が基幹集落センターになっているけれど、南岸に渡る橋を通るのが怖い。それで、地域の日ノ御子公会堂へ避難をしていた。公会堂の鍵は区長に頼んであけてもろうたとおっしゃっていました。

このように、指定された避難所へ避難できない状況がございます。地域の公会堂や集会所の開設に当たり、どのように対処したのかお伺いいたします。昨日の担当課のご答弁では、自主避難者への対応は自治会や自主防災組織に依頼するというところでございましたが、この避難勧告発令により避難所が開設されるわけでございますけれども、これと同時に地域の自主防災の担当の方、自治会長さんにどのように依頼するのか。電話をかけて鍵をあけちゃってくれというような言い方になるのかもしれないけれども、それをいつの時点でどのような方法で依頼をするのかお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今回避難された方々の中には、指定された避難所以外の集会所に自主的に避難された方がおられました。開設につきましては、避難される方が自治会長さん等に連絡して開設をしております。なお、台風12号の際には、指定された避難所以外の避難所を開設

する必要が生じた施設については、市役所から施設管理者に連絡をとり開設を行いました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、今後自治会や自主防災組織の方、自治会長になりますかね、その地域の集落の鍵を預かっている方にあらかじめ、自治会長さんは誰であるかわかっているわけですので、その方に一言電話をかけて、発令したのでひょっと自主避難してくる方がいるからということで鍵をあけておいてもらおうと、そういうことが必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 市指定以外の避難所に避難される方々であらかじめ電話等で市役所、各支所に電話をいただければ、うちのほうで段取って先ほども申しましたように自治会長さんにあけていただくというような形になろうかと思うんです。また、あわせて個人の方が自治会長さんの電話番号等を知っている場合については、直接お願いしていることもございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はい。よろしくお願ひしたいと思います。

4点目に移ります。

居住地により災害時の対応は違ってくると思います。自力で避難することができない方が安心して避難できるためには、危険箇所などを掲載した防災マップに救助の必要な方のいる家も掲載した地域カルテをつくり、地域の状況を把握していくことが必要ではないでしょうか、見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

濱田議員のご質問のとおり、居住地により災害時の対応が異なるものと考えております。そのため、地域の状況を把握するための地域カルテの作成が必要であることは承知しておりますが、現時点では着手できてない状況でございます。今後は、県内外を問わず各市町村で実施されてる先進地事例を調査、研究するとともに、各自治会や自主防災組織の現状把握の調査を行い、自力で避難することが困難な方の詳細な現状などをまとめた地域カルテの作成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ぜひそのような対処を進めていってほしいと思うところです。

そしたら、次の質問に移ります。5点目です。

8月2日の18時ごろ、国道195号を香北町から土佐山田町のほうへ運転をしてお

りました。香北町橋川野から土佐山田町杉田に至るまでの約40メートル区間の道路が冠水をしており、やむなく片側通行で川に近い路線をびくびくしながら車を走らせました。対向車線にもちょうど仕事帰りの車と遭遇しますので、本当にゆっくり運転をしたわけでございます。タイヤの半分は浸水をしておりました。この区間は、今回の集中豪雨だけでなく過去に何度も道路冠水の状況があると聞いております。このことをどのように認識をされていますか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ご指摘の箇所について、豪雨時、山腹側からの湧水や漂流水により国道の冠水及び流木竹等は現地のほうを確認しております。異常等があれば市もできる限り現地に出向き、あわせて管理者である県中央東土木事務所に連絡をとり、早急な対応をとるようにしています。また、県においても本年度道路側溝の一部の改修を計画しています。今後も湧水対策等について県と随時協議を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） このことは何人かの香北町の住民の方からこの台風の後お聞きをいたしまして、いつも冠水するが何とかならんかと。この国道195号が通れませんが、北岸の県道がありますけれども、雨の降り方によっては北岸のほうは行き違いがなかなかできにくい、片側山で、片側が物部川と。それは南岸も一緒でございますけれども、なかなか北岸のほうに移動する勇気がないというような声も聞いております。また、災害時にはいろんなことが発生し救急車も通らなければならない、そういう事態にもなるかと思えます。JRのバスも運行をしております。やはり生活の道、香北町、物部町の人たちにとっては195号は本当に大事な国道でございます。早急に、前からわかっていることでございますので、そのようなときに私も現地に行って、県に申し入れをしてということをおっしゃってございましたけれども、やっぱり山から水がずっと流れてきますので、山の状況も現地に入って把握されて、県とともにどんないい対策があるかを考えていってほしいと思います。道路の側溝を改修するということでお答えいただきましたけれども、今までもその対処はしてきております。根本的にいろんな課題が残るかもしれませんけれども、今よりも冠水がひどくならないような何とかその手だてを打っていただきたいと思っております。前向きに現地に出向くということでの対応についてはどうでしょうか。山に入って状況を把握するというのを県の人と一緒にやってもらい、また地元の橋川野の部落と杉田の部落の人たちがちょうどその境目になるところでございますので、地域の方も一緒になって現地調査もしながら進めていくという方法もあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも民有林となるため、道路サイドとしてどこま

での対応がとれるかという問題は残ると思いますが、国道所管である県の土木事務所のほうと協議はしていきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 協議のほうをよろしくお願ひいたしたいと思います。

そうしましたら、次の質問に移ります。家具転倒防止等の購入費、取り付け費補助についてです。

阪神・淡路大地震の死亡者の多くは家屋の倒壊等による圧死でした。倒壊した木造住宅の多くは昭和56年以前に建築されたものでした。その後、住宅耐震改修も進んでいるところです。同時に、家具の転倒による事故で避難することができなくなったり、亡くなることもあります。まずは、家庭の中にいて事故が起きないようにすることが、大事故にならないようにすることが大切です。そのための対策に力を入れる必要のあるのではないかと思います。

1点目です。私は平成24年の6月議会で家具転倒防止等取り付け費補助について質問をいたしました。事業の状況をお聞きしましたら、その件数は平成21年後が10件、平成22年度が3件、平成23年度が2件、3年間で15件ということでした。取り付け費は募集が10戸となっています。10戸は平成21年度だけでございました。平成25年度からは取り付け金具の購入費の2分の1の額を補助する事業も追加をされました。

そこで伺います。対象戸数について、平成24年度、平成25年度の実績と、今年度の現在までの状況についてお伺ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 濱田議員ご質問の家具転倒防止等に関する実績等についてお答えします。

香美市では地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するため、平成21年度から家具転倒予防金具等の取り付けの支援を開始し、平成25年度からは金具等の購入費用についても補助を行っています。取り付けについては香美市が委託する業者が行うこととしており、平成24年度の実績はゼロ件、平成25年度は2件の実績となっております。

平成26年度につきましては現在1件の申し込みがあり、現在取り付け作業を進めております。なお、金具等の購入費用の補助金につきましては、1万円を上限として補助対象経費の2分の1を補助しており、平成25年度は2件、平成26年度は現時点で5件の実績となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 募集戸数がそれぞれ10戸となっていますけれども、平成24年度がゼロ戸、平成25年度が2戸ということで、今年も1戸ということですか。

えてみますと、非常に件数が少ないというふうに理解をいたしました。需要があるようでしたら戸数をふやすことも検討してはどうかと思いますけれども、また次の質問でお伺いしたいと思います。

2点目で伺います。この事業の周知はできてますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

家具転倒防止等に関する支援制度については、毎年5月の広報及びホームページに掲載し、市民の皆様にも周知を行っております。また、自治会長会や自主防災組織連絡協議会といった各地域の代表者が集う会や、香美市民生委員の総会などでお時間をいただき制度を説明し、地域への周知をお願いしているところでございます。また、地域への周知に当たっては、高知県及び香美市が作成したチラシにより多くの方への事業の周知を行っていますが、実績件数が伸び悩んでおり、まだまだ周知が行き届いていないところでございますので、今後も引き続き周知徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 広報のほうとホームページでやってるということでございますが、せんだっての新聞の記事を見ましたら、四万十市と黒潮町の取り組みが出ておりました。四万十市では、今年の10月から市の委託業者が固定した場合には設置費5,000円、これは従来してきたそうです。香美市の場合も委託してるところにやってもらってるわけでございますけれども、この10月以降は自主防災組織が従事した場合にも広げるというふうに書かれておりました。また、昨年度までの申請が5年間で75件と低調だったため、地域の自主防による声掛けで対策を加速させるとともに、自主活動の活性化も狙っていると書かれていました。自主防災のほうに力を委ねているといえますか、お願いしているということですね。

それから、黒潮町でも7年間で16件と低調で、今年からひとり暮らしの65歳以上を対象に、町の補助と地区の負担で家具固定を進める方針を決めたということです。

黒潮町のある自治会長は、調査に回っただけで安全のため寝る場所を変えたという人や、若い世代も家具の固定にも関心を持つようになって防災意識が高まったと述べております。やはり防災意識を高めないことには、私は幾らいい制度があってもそれを利用するということにはならないと思います。確かに周知は行政としてもしてきておりますし、自治会長会、民生員の総会でも言っているということですが、じゃあ実際自分が動くということになれば、なかなか住民のほうへの徹底ができないという状況ではないでしょうか。防災の手引きも全戸に配布をされていますし、それを見れば重要性もわかるかと思うんですけれども、それをそのまま棚に置いていただけだというような意識の低い方が多いのではないかと思います。やはりこのように四万十市や黒潮町でも苦労されてこういうふうな政策を立てていっているんだと思いますので、また、香美市の

ほうでも周知方法、そしてどんな形であるかをもう一度吟味し検討されて、せっかくのこの事業を有効に生かせるようなことを課内で、また庁内で検討をしていくべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 今後の手法等につきましては、議員のおっしゃいましたことについて課内等で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 3点目です。防災対策はまず家庭からという観点から、今の限られた対象の枠ではなく広く防災意識を高めるためにも、補助対象の枠を拡大していくことも検討すべき時期ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

家具転倒防止等に関する支援制度は、現在高齢者のみで構成されている世帯や、身体障害者手帳の交付を受けた方が属する世帯など、取り付けの困難な世帯が対象となっていますが、一般家庭におきましても、防災の推進を行う観点からして、家具転倒防止対策を進めていくことが重要であることは十分に認識しております。今後は購入費用の補助につきましては、一般家庭も補助対象として拡大する方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 一般家庭のほうにも補助対象を広めていくという対策、大変いい対策だと思います。やはり意識を高めていく、香美市の場合は津波はないと言われておりますけれども、やはり家の中で倒れて動けなくなったら大変でございますので、まずは子どもから高齢者まで安全で、その家にいたら大丈夫だというような形の対策を進めていってほしいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

地域交通について質問をいたします。本市の第5期高齢者福祉計画では、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した在宅生活を送れるよう、介護保険に加え高齢者とその家族を取り巻く社会環境の変化や多様なニーズに対応できる、保険外サービスに取り組んでいますと書かれています。誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる必要があると述べています。高齢になり免許証を返上しても、住み続けるためには市民の交通の確保は大変重要です。人や物の交流や活動を支え、市民生活にとっては不可欠なものです。このことを踏まえまして質問をいたします。

1点目、今年4月から物部町では、山間部集落の交通手段を確保するため、予約に応じて集落を回るエリア型デマンドバスの運行が始まりました。片道200円の料金設

定は利用しやすいと大変喜ばれていると聞いています。この間の利用状況をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） エリア型デマンドバスの利用状況についてお答えいたします。

エリア型デマンドバスは現在9方面の運行を行っております。8月までの登録者数が183人で、4月から8月までの利用者数は延べ223人、月平均利用者数45人、1方面ごとの月平均利用者数が5人となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はい。9方面で運行しているということで、4月から8月で223人、これは非常にいい状況じゃないかなと思います。1方面当たりの利用者が5人ということは、中山間の物部町においては利用度は高いのではないかと私は認識をいたしましたけれども、これについてどのような認識を、この結果についてどうお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 議員がおっしゃるとおり、物部町内は山間地に点在しておる集落が多く、1方面ごとの月平均5人というのはよい実績であろうと思っております。また、おっしゃるとおり、大変好評を得ておるといふふうに認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 2点目に移ります。

デマンドバスが物部町では非常に好評だということをお伺いしました。やはり物部町以外のほかの集落でも本当に心待ちにしているところがございます。早く片道200円で行きたいという声を聞いております。集落の交通空白対策、早急に行わなければならないと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。お答えいたします。

交通空白対策については、重要な課題であり順次進めていきたいと考えております。ただ、現在のエリア型デマンドバスの問題点等の検証を重ねた上で、運行方法や他制度との関係などについても十分な検討を行い、よりよい制度にして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 交通の空白対策、本当に重要な課題でございます。高齢者

が気軽に外出できるということは生きがいつくりにつながります。人に会い、人と話すことは認知症予防にもなり、住みなれた地域で生きていくための条件ではないでしょうか。高齢化が進む中で運転免許の返納は進んでいますが、そのために買い物や通院などの日常生活に支障を来している方もいらっしゃいます。市バスが通っている沿線に住んでいる方は利用できますが、山間部にいる方はそこまで歩いて行くことができません。この不公平を解消していく手だてが要ると思います。順次進めていきたい、検討しよりよい方向に考えて対策をつくっていくという前向きなご答弁ではございましたが、今現在の不公平感をお持ちの集落の方をたくさんいらっしゃいます。それについての認識はどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。おっしゃるとおり、地域により交通の便、不便が変わって来ておるとお思いますので、その差をなくしていくように努めていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はい。なお、デマンド交通については検討をして、差を埋めるような形で進めていってもらいたいと考えます。

3点目に移ります。

福祉タクシー料金助成事業の平成24年度、平成25年度、今年度の現況について、3町それぞれの利用状況をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 福祉タクシーの利用状況についてでございます。

平成24年度につきましては、土佐山田町が56名の申請に対しまして28名の利用でございます。香北町が60名の申請に対しまして34名の利用、物部町が65名の申請に対しまして38名の利用、合計といたしまして、181名の申請に対して100名の利用ということになっております。利用の実績額につきましては約138万7,000円となっております。

それから、平成25年度ですが、土佐山田町が68名の申請に対しまして19名の実績、香北町が53名の申請に対しまして48名の利用となっております。物部町が73名の申請に対して46名の利用ということで、合計194名の申請に対しまして113名が利用され、実績額が約152万9,000円となっております。

平成26年度は、これまでのところ土佐山田町35名の申請、香北町99名の申請、物部町76名で合計210名の申請となっております。現在のところ支出額は約99万円というふうになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 申請状況と実際その使った利用状況をお伺いいたしました

が、平成24年度では181名の方が申請をしてたけれども実際100名の方が利用、平成25年度では194名が申請したけれども113名ということで、やはり今年度も申請の数は香北町が99名、土佐山田町が35名、物部町が76名ということで、例年どおり申請の数は上がってきておる状況がわかります。やはり、申請をしたということはこの福祉タクシーを利用したいと思って申請するわけですが、やはり実際それが利用につながらないというのはどうなのかっていうことを考えなければならないと思います。

福祉タクシーは平成23年度から通院以外にも使えるようになってきましたので、利用も伸びているんじゃないかと考えます。また今年度から片道36回と多く利用できるようにもなって改善もされてきました。市へ後で請求する手続も不要になって非常に喜ばれていると思います。ただ、やはりこれぐらいの需要があるということは、市民生活が向上するためにも、もう少し使い勝手のいい中身にしていく必要があるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 申請に対しまして実績の人数が少ないということとはございます。これにつきましては、利用する際にはやはり利用券というものが要りますので、やはり今後のために申請をしておくという方も多数おいでるのではないかと思います。

それで、利用方法につきまして今年度からタクシー事業者さんのご協力も得まして、自己負担分だけで済むようにしてございまして、使い能はよくなってきてるのではないかと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はい。改善されてきてるということは非常に喜ばれていることだと考えます。

4点目に移ります。

高齢の方や障害のある方々は停留所まで行けない方も多く、そのため高齢の80、85歳になっても運転してる方がいらっしゃいます。また、なかなかこの費用が病院代より高くて、とても利用できないという声もお聞きしております。この助成額の増額、今のやり方ではなくってできるだけ、もう少し利用負担が少なくなるような手だてはできないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。福祉タクシー制度につきましては、平成23年度から通院から買い物、社会参加等にも拡大をしまして、幅広く利用してもらっていると思っております。そしてまた、今年度からは市営バスも一律200円ということになったこともありますので、車を利用しなければまず外出が困難と思われまして視覚障害1級の方、また下肢・体幹障害1・2級の方を対象に1,000円を除いた額の全額、上限は4,000円となっておりますが全額の助成に拡大をしております。

そして、2分の1の限度額につきましても、これまでの3,000円から、これは人数は少ないですが4,000円に引き上げて、できるだけ負担が少ないようにということで改善もしておいております。香美市のこの制度につきましても、他市町村と比べましても、対象者また利用方法、助成額ともに薄いものではないというふうには思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 視覚障害者の方とかいろいろな障害を持っている方にはより利用しやすいように、また上限も引き上げたということで使い勝手はよくなっているはずではあるんですよね。それでもやはり、中山間に住んでいる方は一日も早く何か手だてをしてほしいというふうなことをおっしゃっている現状があります。

私が香北の山のほうに行きましたときに、例えば香北町の猪野々の大久保からですと、大栃までの往復に3,000円かかります。その3,000円に対して、往復利用すると補助額は500円しかないわけですね。また、往復3,000円かかるから、片道は利用して片道はもう一般のタクシーで行くと。福祉タクシーではなくってということだと思いますけれども、片道の利用だけで精いっぱいという声もお聞きします。

そして、また山間部の方でも透析を受けに高知市に行ってる方が二、三人いらっしゃいますが、私の知ってる限りでは。そうしますと、国道までは送迎のバスがございしますが、国道に行くまでは自分の車で行かなければならない。福祉タクシーを使いたいたけれども、大体往復で国道までが2,000円、2,000円では片道利用料から1,000円を引いて残りの半額補助でございしますので、これにはかからないわけでございまして、2,000円を毎回出して週3回透析に行ってるというようなことを伺いました。

順次デマンド交通もふやしていき、そしてさまざまな地域で困難な方については、いい形の地域交通のあり方をこれから対策を練っていかれるとは思いますが、やはり今の段階でデマンドバス交通は片道200円です。片道1,000円かかる人が今現にいてなかなか難儀をしているわけで、困難を来しているわけでございます。このような住民の声をやはり受けとめて、デマンドバス事業が広まる前の段階、今期間限定ということになるかもしれませんが、その福祉タクシー制度をもう少し使い勝手のいい低料金で、高齢者の方がどなたも行けるようなそんな手だてというのは打てないものではないでしょうか、再度伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 確かに距離が長くなりますと自己負担のほうも多くなりは来るようになっております。ただし、香美市の制度につきましても、対象者を限らず、70歳以上の方であれば利用したい方については利用できるということになっておりまして、なかなか幅広い方が対象となります。その中で助成額、自己負担額のほうを落としていきますと助成額のほうが大変大きくなる面もございまして、限ら

れた財源もありますので、幾らでも拡大はなかなかできないという面があるかと思えますので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 財政的には70歳以上を対象にしているということで、これの額をふやして負担を少なくするというはなかなか今の時点では難しいということをお聞きしましたが、例えば初乗り料金、今1,000円片道から引いておりますけれども、初乗り料金を除いた料金の半額を補助すると、旧の物部村の制度にこういう制度があったと聞いておりますが、そういう初乗り料金の引き方を1,000円ではなくてもう少し少なく引くようなことは、やはり今の段階でも無理でしょうか、財政的なことで。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。初乗り料金を除いた分ということでございますが、初乗り料金を引くということででしたかね、済みません。

○6番（濱田百合子君） 今片道1,000円を引いてますけれども、タクシーの基本料金がありますよねキロ当たり500円とか、その料金を引いて残りの半額補助というふうな形に。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 今現在1,000円となっておりますが、初乗り料金を引いた分の2分の1の助成をということでございます。そうしますと、やはり近くで乗る方の対象者というものも大きくふえることにもなりますし、また、近くですと市営バスの金額は関係ないですが、やはり対象者が多くなってその辺の補助助成額がまた大きくなるということも考えられますので、現状のほうでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） また早急に課内でも検討をしていただきまして、デマンド交通、物部で非常に喜ばれるという現在そういう状況でございますので、それが広まり不公平感ができるだけないような形で、対策を早い時期にしていきたいと思っております。次の質問に移ります。

放課後児童クラブについて質問をいたします。

2012年8月に国会で子ども・子育て支援法が可決、成立し、子ども・子育て支援法が新たに制定され、放課後児童クラブが位置づけられている児童福祉法の改定が行われました。政府は来年4月からの本格施行を目指して準備を進めています。

本市では、昨年6月香美市子ども・子育て会議条例が制定され、定期的に会議を開き、新制度施行に向けて議論を重ねています。児童クラブは児童福祉法では共働きやひとり親家庭等の小学生に「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を

いう。」としています。遊びに行きたい子どもたちが利用する児童館のような施設ではなく、児童クラブに帰らなければならない施設です。安全で安心して生活を送ることで、保護者は安心して働くことができます。指導員との信頼関係、子ども同士の豊かな関係の中で、児童クラブは子どもたちにとって安全で安心して生活できる居場所となっています。施設の整備や指導員の増員や処遇改善に向けては財政確保が課題です。国の制度が変わることを受けて、本市の状況についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目です。本市には8カ所の児童クラブがあります。対象児童については、従来の児童福祉法では「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」としてきましたが、改定法では「おおむね10歳未満の」を削除しました。低学年で定員いっぱいとなれば高学年は利用できないこととなります。高学年も受け入れるとなれば、遊びや生活の場をつくる指導員の力量も大きな課題になると思います。

このようなことを考えまして、本市においては今現在待機児童がいる児童クラブはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 濱田議員の待機児童の関係についてお答えします。

現在待機児童、いわゆる登録できなかった児童についてはおりません。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 現在登録できなかった児童はいないということで、香美市の場合は既に高学年も受け入れているということを聞いてます。受け入れながらも現在待機児童はいないということは、非常にいい状況で今やられているということがわかりました。

児童クラブは本市では指定管理制度で施行されています。子どもを児童クラブに入れたい保護者が指定管理者である各児童クラブに申し込みをしたいと思います。その指定管理者の判断は各児童クラブの指導者の方、保護者の方、一緒に管理者になってると思いますけれども、その方の判断で今後入れないということもあり得るということも想定されますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、児童クラブの定数というのは定めておりますが、その中で常時児童クラブへ来るという子どもさんにつきましては定数満杯は来ておりませんので、その範囲であれば当然全員受け入れ可能というふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） では、次の2点目に行きます。

来年4月施行の新制度の施行に当たりまして、4月30日に改正児童福祉法に基づく

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が示されました。それによりますと、児童の数はおおむね40人以下にすると定められました。本市の状況をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、先ほど申しましたようにそれぞれに定数がございます。それにおきまして、現在香長におきましては55人の登録、くじら39人、めだか37人、たけのこ36人、うぐいす69人、かたじ11人、大宮小39人、もんべえ35人の登録数になっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、おおむね40人、これおおむねですので40人以下にしなければならないということではないと思いますけれども、40人を1つの単位として考えるということで、その単位であればそれを受ける指導員がおれば40人、80人でも、きちっと部屋が確保されれば可能ということで理解していいでしょうか。今の状況を聞きましたら、うぐいすが69人、香長が55人ということでしたけれども、そのように理解していいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

基本的には若干手狭にはなりますけれども、受け入れ体制ができればそのように理解してもらって構いません。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。そしたら、3点目に行きます。

多分、この3点目に私が挙げている5人から9人っていうものは、これは今の段階では香美市の学童クラブにはないと思いますが、その認識でいいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 3点目の分につきましては、これ国の基準にない児童クラブになりますので、現在香美市にはございません。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） じゃあ、4点目に行きます。

新制度の基準では、指導員の数や有資格者の有無、指導員の処遇についてどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、指導員につきましては、それぞれ有資格者、それから認定指導員等を配置しなければならないというような形に変わってきております。ただ、香美市におきましては、それぞれの児童クラブの指導員につきましては有資格者、それから認定研修を受けた者

というのが全て配置されておりますので、問題なく運営ができております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それぞれ有資格者、認定指導員の方も配置されてるところで安心をいたしました。

8月10日の高知新聞の記事によりますと、放課後児童クラブの拡充に向け、厚生労働、文部科学両省は、放課後子ども総合プランをまとめた。市町村ごとに行動計画を策定し、受け入れ児童の目標数を盛り込むように求め、全国の自治体へ通知したと掲載されていまして。現時点の本市の行動計画は策定中だとは思いますが、その経過がわかればお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、放課後子ども総合プランの全体像としましては、基本的に施設につきましては学校施設を利用しなさいというのが強く出てきております。というのは、余裕の空き教室に児童クラブを設営、それができなければ敷地内というように、今現在香美市におきましては他の施設を利用してやる運営が主体になっておりますが、この辺のところ若干是正されるところになってくると思います。

それと、これに含めて一体型の児童クラブとか、それから児童クラブそのものの中に放課後学習、そういった分を取り入れるとか、そういった部分になってきます。ただ、具体的にどうするかということについてはまた計画中ですので、ここではちょっと申し上げられません。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 施設の面で学校を使うと、学校の空き教室を使う、または敷地内ということに総合プランのほうにまとめられるということでございますけれども。そうしましたら、香美市の児童クラブは今、大宮小学校はもう学校近くに移転、新設が決まりました。もんべえ児童クラブは開発センター物部の場所に物部支所新庁舎が移転されるということに別のところということになるかと思いますが。ほかの児童クラブにしましても、耐震の問題から新たに今後施設をつくるということになるかと思いますが、その場合に香美市の場合も小学校の空き教室をまずは活用する、無理なら敷地内という方向で検討をされるということになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 濱田さん、そういう通告ありますか。

○6番（濱田百合子君） ないですかね。先ほどの教育次長の答弁で、学校を使い敷地内ということに指導されているとおっしゃいましたので、それを受けて香美市はじゃあそうなのかと思ってお聞きをいたしました。もし、それがだめであれば、その質問はなくても仕方ありません。議長にお任せいたします。

○議長（石川彰宏君） 取り下げてください。通告にないことには教育次長、答える必要はありませんので。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、指導員の処遇についてどのようになっているのか、今の時点でわかることをお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 指導員の処遇と申しますと社会保険とかそういった保険の分になると思いますが、それはそれぞれの児童クラブ指定管理のほうで全員掛けております。市として全体の中で市の総合保険をバックアップとして掛けております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 今策定中ということで、これからまたきちっとプランが香美市でもできてくるとは思います。本市の児童クラブが質、量ともに充実して、そして日々かかわる指導員の処遇改善も今以上によくなることを願ひましてこの質問を終わりたいと思います。

次に、就学援助制度について質問をいたします。

政府は昨年8月から生活保護基準を1.5%引き下げました。連動すると就学援助を受給できない家庭が出てくると懸念されましたが、本市では文科省の通達もあり従来の基準で施行するというので、対象の家庭はその点では安心していると思います。また、文科省は今年4月の消費税増税に伴い、要保護の支給単価を2.8%に引き上げました。それに伴い、本市でも学用品費などは国基準に増額をされました。しかし、国が就学援助制度への国庫補助金制度を改悪し、2005年以降国庫補助金は2分の1になり、2分の1は要保護者のみとなりました。準要保護者に対する国庫補助金は一般財源化され、地方財政措置に移行しているとされています。地方財政措置額が不十分なために準要保護認定の収入金額を下げたり、支給を切り下げる市町村も出てきている現状があります。

本市も国の財政措置の影響を受け現状に至っているわけですが、子どもの貧困が広がる中で就学援助は憲法26条、義務教育の無償化などに基づく制度であり、義務教育に通う子どもの命綱です。基準額の引き上げが必要ではないかと思ひ質問をいたします。

1点目、就学援助率は、1995年度の調査開始以来17年連続で上昇しています。高知県は大阪府、山口県に次いで多く24.38%です。本市の平成24年度、平成25年度、今年度の状況をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 就学援助制度の援助率についてお答えします。

平成24年度、児童数1,684人中援助者数260人で15.44%、平成25年度、1,665人中266人で15.96%、平成26年度、1,660人中272人で1

6.39%となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この状況を見まして、就学援助率がどのように推移されているのか予想されますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

若干の伸びはあるんですけど、急激な伸びはないというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。2点目に行きます。

文科省の調査では、自治体の約7割は生活保護基準額に一定の係数を掛けた値で準要保護の認定基準を決めています。本市は1.0ですが、一般財源化前は1.3でございました。元の基準に戻すことを検討する時期ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 現在、本市におきましては、認定基準については生活保護基準の1.0というふうにしております。それで、平成24年ですか生活保護基準が見直しされたときに、そのまま香美市の場合は据え置きということで、現在は通常においては1.2ぐらいの補助基準にはなっておろうというふうに思います。

まず、この1.0の見直しにつきましては、市の財政状況等を考慮しながら判断することになるかと思うんですが、将来そういった時期が来れば、その時点でまた考えさせていただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この間なかなか親の働き方も変わっておりまして、家庭の収入の少ない方が非常にふえているように思います。

昨年に民間企業で働いた労働者のうち年収200万円以下のワーキングプア、働く貧困層ですけれども、この数が1,100万人を超えたことが国税庁の民間給与実態統計調査、9月26日の発表でわかりました。内閣発足以来、この1年で30万人ふえました。年収200万円以下の層が1,000万人を超えるのは8年連続になっています。全体に占める比率は24.1%、実に4分の1近くがこの貧困層になっておる現状でございます。過去の15年間で比較をしますと、中間層が減り、低賃金の層がふえてきております。

また、今年7月の厚労省の国民生活基礎調査では、子どもの貧困率が2012年の時点で16.3%と過去最高を更新したと書かれておりました。厚労省によると、この原因が母子世帯が10年前と比べて約11万人ふえていることなどから、これは母子世帯のお母さんの4割以上が非正規就業の状態であるということでございますけれども、こ

れが子どもの貧困率が上がった原因ではないかと分析をしております。また、消費税増税も生活をさらに苦しめている現状がございます。

子どもの教育の機会均等を保障する観点から、基準額の1.0を1.2でも1.3でも、少しでも引き上げるという方向を今後ぜひ検討に入れていただきたいと思います。再度の答弁をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

現状では1.0のまま据え置きという考え方なのですが、ただ、今香美市におきましては、こういった部分も含めまして全体像の中で公費負担をやっております。これはちょうど平成24年度からですが、これにつきましては、小学校におきましては画用紙、色画用紙、版画用紙、原稿用紙、硬筆用紙、それから、小学1年生のあさがおセット、小学2年生で野菜苗、フラットファイル、それから、中学校におきましては、同じく画用紙、色画用紙、版画用紙、原稿用紙。といっても、これは通常なら保護者負担で今までやってきております。こういった部分を公費で賄おうじゃないかということで、平成24年度におきましては、小学校では約90万円、中学校におきましては10万円、それから、平成25年度におきましても同じような金額を計上させていただいて、保護者負担を軽減していくと。全体にそういった部分の動きをしております。ですから、この準要保護に対して1.0を1.3にするとかということじゃなくて、全体の底上げはどうしたらいいかということで検討をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 全体の底上げをするために大変いい制度を次々とつくっていただいて、生活に困難な家庭も本当に喜んでいることと思っております。

基本的には、やはり子どもたちが家庭の経済環境に左右されず育つ社会をつくる、それが一番だと思うんです。香美市の将来にとっても、それは今大変いい教育もされておりますので、将来にとっても非常に意義あることだと思います。今後の検討を期待したいと思ひまして、また、この憲法に保障されております文化的な最低限度の生活、憲法第25条、そして、義務教育は無償という憲法第26条、これが生かされる香美市政を願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

まず1点目ですが、自然エネルギーの活用推進についてお聞きします。

再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度発足以後、四国でも太陽光や風力、水力を利用した発電が急増し、これまで伊方原発1基分の出力を上回りそうだとの報道がありました。また、本県の地元紙も、9月1日に県内で稼働する太陽光発電施設の件数がメガソーラー、中小規模ともにこの1年で6倍に急増しているとの報道がございました。日本は今年、約半世紀ぶりに原発ゼロの夏を過ごしました。全国で自然エネルギーを活用しようとするうねりが起き、制度もそれを後押ししたことだと思いますが、国民や企業の節電努力もあってのことだと思います。危険な原発や化石燃料発電から自然を活用した再生可能エネルギーへとシフトしていく、この流れは今後も加速していくでしょう。本市でも、市民とともに自然エネルギーの活用を促進する立場に立つのでしょうか。そこでまず、1点目にお伺いをいたします。

①、本市の自然エネルギー活用の構想を、また事業計画をお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 自然エネルギー活用の構想と事業計画というご質問にお答えいたします。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく区域の自然的社会的条件に応じた施策として、平成21年度に香美市地球温暖化対策地域推進計画を策定しております。この計画は、行政だけでなく市民、事業者を加え、各自の特性を生かして、協働による地球温暖化対策を市全域で取り組む内容となっております。

その中で、香美市を支えるエコエネルギー、再生可能エネルギーの導入を基本方針として、市民の意識啓発、太陽光発電の導入、CO₂吸収源対策などが掲げられており、家庭用太陽光パネルへの補助事業のほか、公共施設でのパネル設置を積極的に進めておりますし、今後も進めていきたいと考えております。

なお、県外では、都道府県と市町村、あるいは農業団体などが社団法人や会社を設立して、太陽光発電所を建設、発電収益を地域振興に活用する動きも起こっておりますが、本市、本地域においてはそういった計画は今のところ上がっておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長のほうから、法律に基づく計画でのっとなって全市域で取り組んでいるということでした。

6月議会の同僚議員へのご答弁で、CO₂削減に有効な取り組みであるとして、市内の公共施設に積極的に太陽光発電の導入を推進しているということも報告をされておりますし、またその中で、資源やエネルギーの循環利用は人類の未来にとっても重要な問題である、こういうふうにつまみ食い、各方面と連携をとりながら進めていくということ

で、再生可能エネルギーへの転換については、その必要性を課としても認識をされておられるということは十分わかりました。

また、一方市民のほうは住宅用太陽光発電システムの補助事業、これが始まりました最初の年にはまだ周知が行き届いてなかったのか、満杯ということにはなりませんでしたが、昨年度は応募開始されますと2カ月半で予算枠がもういっぱいになったとこういうことで、市民も関心が高いということが示されたと思います。市民のほうも初期投資はかかるんですが、やはりエネルギーはこのままではいけないということで、そう考えて太陽光発電システムを設置する方が多かった、こういうことのあらわれではないかと思います。

そこで、市長のほうで本市の自然エネルギーの活用につきまして、何か構想がございましたらお聞きをしたいのですが、前回の同僚議員へのご答弁も踏まえまして、ご答弁いただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員の自然エネルギーの活用に関するご質問についてお答えをしたいと思います。私はこのエネルギーの転換の方向については、議員が言われるような立場で考えておるところでございますけれども、やはりエネルギーを使う側のほうの立場もしっかりしなければいけないんじゃないかなと思っています。

日本は非常に豊かな国だと言われております。夏でも冬でも道路に自動販売機がたくさんあって夜もこうこうと明かりを照らしていると、使わない部屋もどんどん明かりを使っている状況があります。やはりこれは、私は根本的には、まずエネルギーを使っている私たちの生活スタイルを考え直していく中でしっかりとした政策を持っていく必要があると、こういうふうに思っております。

また、これからさまざまな可能性が出てくるだろうと思います。私たちは太陽や風や、その他のエネルギー転換を研究をしておりますけれども、それぞれの家庭の中でもエネルギーを生み出すこともこれからは可能になってくるんじゃないかというふうに思っています。それは1つは、昨日も質問がございました環境の問題で、ごみの処理の問題もございましたが、このごみがエネルギーへ転換をできるんだということも、これはヨーロッパなんかでも進めておりますので、そうした点で、新しい分野でのエネルギーのことも身近なところで考えていく必要があるんじゃないか、そういう市民コンセンサスを早く築いていくことがこの町の課題だというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長のほうからも明快なご答弁をいただきました。市長がおっしゃったことは当然のことであるし、私もそのように考えます。自販機の問題につきましても、ああいう夜中もこうこうとついているような国は多分日本だけであろうというふうに言われてもおりますが、ただ福島原発以降、やはり市民はその問題を真正面から突きつけられました。それで、今、伊方原発1基分の出力を上回るぐらいの、四

国でそういう電力を自然エネルギーで生み出した。それからまた、あれ以降うちの家庭でもそうですが、常時電源を差し込んでいる電気ポット、うちはもう今やめました。多分そういうご家庭は多いと思います。この電気ポットをやめて、これも全国でやめると原発1基分だそうです。そういうことも本当に考えていかなければならないときに来ていると思います。

6月議会のご答弁で、やはり先ほどのような同僚議員の質問に対しまして市長もそのときもお答えになっておられますが、そういう施設をつくって、施設の小水力なんかは維持管理の問題、それから消費者の負担の問題、これも挙げて、今しっかりとした議論が必要ということをおっしゃいました。

私は今まさに②のほうにつながっていくんですけども、四国電力が買電を10月1日から事業者分はちょっと保留をするんだという発表がございましたが、そういうことも踏まえて、今、この自然エネルギーを普及しなくてはいけないということでやってきて、その最初の節目といいますか、こういう問題にもぶつかりました。それで、今まさにこういうエネルギーをどうするんだ、自分たちのライフスタイルをどうするんだ、じゃあ市としてはどういう計画を持って、例えばやり方は幾つもあると思うんですけども、徳島県のような市民ファンド、やり方をやっていく、そういう構想というか自分たちのエネルギーに対するスタンスをまずみんなで話し合う、議論をする、これを市民の間に湧き起こすことはどうでしょうか。そのために、例えばこれはソフト面に予算のつく県の公営企業局の補助金制度がありますね、これで先進地を視察もしてみる、あるいは学習会を企画する、それから、そうした中で科学的な検証も行う。その上で本市の可能性、実現性を探ってみるべきだと思いますがこの点はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） おっしゃるとおり、そういった補助金を利用した研究などは進めていかなければならないとは考えております。

徳島県の例でございますが、徳島県の場合は、平成23年度に環境省により、再生可能エネルギー全般の地域主導型の検討を行う3年間の委託事業として始まっておりまして、全国7カ所の1つとして採択されたということ聞いております。

その後、徳島地域エネルギーという法人を設立して、県が主体となって動いてできておると聞いておりますので、県内でもそういった動きが出てくれば、どんどん進んでいくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この一例として、県の公営企業局の補助金制度を使って、調査活動などというふうなことにつきましては、前回の6月議会でも須崎市などが手を挙げておるようなので、その様子を見てまたというご答弁でした。

ただ、今は県のほうでそういう機運が盛り上がってくればということだったかと思うんですが、今この時にきて、やっぱりもうちょっと様子見の枠を超えて取り組んでいく必要が今ある、その時期に来ているんだと、もう質問ではありませんが、そういうことを申し上げまして、次の②の質問に移ってまいります。

四国電力が発電事業者からの買電契約について、10月1日以降の申し込み分から可否の回答を保留することを発表しました。事実上の買い取り中断ということですが、北海道電力や東北電力も同様、また九州電力は9月25日に既に中断の発表をしています。電力会社はその理由を、電力需要が少ない時期には電力供給量が早晚需要を上回る状況で、供給過多になると電気設備に悪影響を与え、最悪の場合は大規模停電につながるというふうに説明をしました。しかし、大飯原発が再稼働されるときに関西電力の述べた理由が、電力需要ピークとなる夏場には電力が足りなくなって大変なことになる、こういう理由でした、何か真逆のような理由なんですけれども。

こういうことを考えましたときに、電力会社には科学的な根拠に基づいた整合性のあつた説明が求められると思います。そして、政府も電力会社任せにせず送電網の改善策の検討、指導、助言することなどが求められているのではないのでしょうか。買い取り中断の一連の背景には、原発再稼働を急ぐ政府や電力会社の意向があるのではないかと思います。

安倍内閣が今年4月に閣議決定した第4次エネルギー基本計画では、原発をコストが低廉で供給が安定しているとしてベースロード電源に位置づけました。そして、同計画によると自然エネルギーの導入目標は2030年で21%となっておりますが、買い取り制度で認定されているものが既に20%に達しています。

元立命館大学教授の和田氏は、太陽光や風力がふえることで電気の質が悪くなることはない。気候サミットも開かれたように温暖化対策が急がれている。国が自然エネルギーの高い目標を持ち、送電網の整備や運用に責任を持つべきだと述べています。

そこでお尋ねします。今回の買い取り中断の発表は、国民の願いと努力で進めてきた再生可能エネルギーの普及に影響を及ぼすものではないのでしょうか。このことについて見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

四国電力が10月1日以降、新たな契約申し込みを受け付けする再生エネルギー発電設備に関する接続可否の回答を保留すると発表した件についてでございますが、その理由としましては、再生エネルギー発電設備からの電気の供給量が、議員のおっしゃるとおり早晚四国電力の軽負荷期の需要を上回り、電力の安定供給に支障が生じるおそれが出てきたという点が挙げられております。

急速に普及拡大している太陽光発電設備の接続済み及び申し込み済みの設備量の合計が、8月末時点で四国電力の場合190万キロワットとなっており、また、風力発電設

備については、接続量を60万キロワットとして現在受け付けをしております。2つ合わせますと250万キロワットということで、軽負荷期、本年5月の実績で250万キロワット程度の需要を上回る可能性が出てきたということでございます。

さらに、電力系統の連携制約と需給調整への影響という問題がございます。需要規模の小さい地域へ電力を供給している送電線や発電所の電力に見合った容量としている送電線は、空容量が少なく連携制約が発生しやすいということ、また天候の影響を受けやすい太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー発電設備が大量に導入されると、需要と供給のバランスを保ちにくくなる。それと、電力の安定供給と周波数や電圧といった電力の品質を維持するのが困難になってくるということでもあります。発電量が常時変動する太陽光発電や風力発電などをさらにふやすためには、発電が行われている地方と大量の電力消費地である都市部を結ぶ送電網でありますとか、大規模な蓄電システムの開発が急がれると思います。

これらの再生可能エネルギーの普及を進めるための課題も、早晚解決されていくものと思います。四国電力は再生エネルギー発電設備の接続可能量について、自社発電設備等の運用方法や導入拡大策などを早急に検討して、結果を取りまとめるまでの一時的な対応としておりますが、送電網の整備や技術的課題が克服されるまでの間、買電の保留についてはやむを得ないのではないかと考えております。

なお、住宅用などの余剰買い取りとなる10キロ未満の太陽光発電設備については、当面の間、従来どおりの取り扱いが継続されるということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今、課長のほうから中断の理由についてのご説明をいただきました。これは地元紙の報道、千葉社長の説明がほぼ網羅されて今説明を受けたところです。ただ、私それには少し反論がございまして、例えば、太陽光が現在買っている電気が太陽光の分が90万キロワットで、今おっしゃったように契約済みが100万キロワットで、風力の分が60万キロワット、これで250万キロワットになるから、電力需要の少ない時期のほぼ需要の250万キロと同程度になるからということですよ。このまま買い続けると供給過多になるということですよ。ということは、電力を需要の少ない時期には原発、火力、水力を使わなくても、自然エネルギーでほぼ賄えるということですよ。この点はひとつ押さえていただきたいと思います。それから、配電設備の問題も、供給過多になる問題も、その買い取り中断の記事が載りまして日を置かずにごらんになったかと思えますけれども、再生可能エネルギー利用の課題克服へという記事が新聞に載りました。それはどういうものかということ、気象衛星ひまわりの観測データを活用したら、太陽光の発電量が変動の多い自然エネルギーの発電量が正確に把握できる。ドイツとかヨーロッパのほうではこの需要と供給のバランスをとる技術はあるそうなんですけれども、日本ではこういう気象衛星を使った技術が東大の教授ら

が開発をしたと、そういう問題もおっしゃったように、早晚解決をしていくということだと思います。

それで、今申しましたように、太陽光を、自然エネルギーをいっぱい生んで、その太陽光がどっさりできたら、火力や水力をその分減らすと太陽光でいけていく。火力、水力で調整できるということではないでしょうか。その発想があるかどうかだと思うんです。火力、水力、原発はウランを買っておりますし、火力は化石燃料を輸入しております。そういうエネルギーでなくて、自然エネルギーをそれに置きかえていく。こういうことが大事ではないかと思うんです。

もう一つ試算の問題では、経済産業省の試算で費用の問題ですけど、認定を受けたメガソーラーなど全てを稼働し始めたら、電気料金の上乗せが2014年度の4倍強になるという試算がありました。だから、その分消費者の負担になるんだと。ただ、これもやはり、太陽光発電を外枠に置いた計算です。電気料の計算は総括原価方式といいまして、固定資産の減価償却費とか燃料代、人件費、役員報酬などで計算をされておりますが、この中に太陽光が入れてないのでそういう計算になってしまいます。ですので、今の化石燃料などを使った燃料に自然エネルギーを置きかえるという発想になれば、自然エネルギーの買い取りはこれからもどんどん続けていって、安全なエネルギーの普及をしていったらいいと思いますが、私はそういうふうに考えました。それで、今回の電力会社による買い取り中断の発表は、四国電力だけじゃありません、全国的にあります。ですので、こういうふうに中断しますと、やはり再生可能エネルギーの普及に水を差すような結果になると思うんです。課長はやむを得ないとおっしゃいましたけれども、今せっかく自然エネルギーをたくさん使って、地球環境にも優しいエネルギーにしていこうという国民的な運動が沸き起こっている中で、香美市もそういうふうにやっっていこうという中で、今中断をするのは少し残念な思いがいたします。

もう一つ、電力会社というのは、市民のライフラインを握る極めて公共的な仕事、役割を担っております。そして、独占企業であります。この電力会社のあり方が子や孫たちの代まで、市民の私たちの暮らしに影響をしていきます。

そこで、今のご答弁を受けて、私の反論も含めまして提案的に申したいのですが、電力会社に対して送電線のデータを公開するとか、透明性を確保して自然エネルギーの普及に電力会社も責任を持つこと、こういう申し入れを市としてできないかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどひまわりとかの話も出されましたが、やはり太陽光というのは夜は全く発電いたしませんし、風力についても風がないととまってしまいます。その間、火力とかの出力を上げたり下げたり、当然、太陽光は昼間であっても雲が出たり太陽が出たりでかなり変動の幅が大きいということで、この調整になかなか技術的な課題が残っておるよう

でもございます。そういった課題を先ほど申しましたように克服しながら、克服できた段階ではまた買い取りも始まっていくのではないかと考えております。そういった電力会社に対するさまざまな要望等については、現在はまだ考えておりませんが、必要に応じて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この問題はやはり市民的な議論を沸き起こして、市も自然エネルギーへの転換をリードしてやっていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

四国の整備新幹線についてでございます。

四国の鉄道高速化連絡会の4県の担当者らが、四国での新幹線整備を実現するための会合を開いたことが報道されました。会合に高知県からは産業振興推進部副部長らが出席をされまして、整備効果をPRするパンフレットを5,000部つくることなどを決めたとのことです。

また、高知政経懇話会の講演でJR四国相談役の梅原氏は、新幹線が走る地域は栄えている、ストロー現象は杞憂と述べまして、経済波及効果や時間短縮効果を挙げて機運の醸成をと呼びかけております。

資料をごらんになっていただきたいのですが、プリントの枚数を節約するために4枚目から2つの資料を合わせてプリントしましたので、④をあけてください。少し見えにくいですが左側、四国の地図が載ったものでケース1、2、3とあります。

今回の進めようとしている整備新幹線ですが、このケース3、四国をエクス線上に新幹線を走らせる構想のようです。1973年に策定されて頓挫していた基本計画を整備計画に格上げすることを目指しているとのこと。効果だけが今強調されて、新幹線ありきで前のめりになっているのではないのでしょうか。

さっきも申しましたように検討にのぼるこのケース3、費用便益比が社会的な意義があるとされる1以上ということで、1.03のこのケース3の検討に入っているようです。このケース3の建設費が1兆5,300億円、地元負担も当然求められることとなります。また、在来線への影響がどうなっているのか、2012年4月のインタビューでJR四国の社長が、新幹線建設に伴って在来線の廃止問題がやはり浮上するのではとの質問に対しまして、在来線は大体第三セクターがやる。都市間の輸送は新幹線で都市圏内、地域圏内は在来線だと役割分担すれば、もっと便利になる可能性があるかと答えています。また、地元の地方自治体の負担につきましては、第三セクターだと確かに県などが負担している。新幹線の建設費は公共事業と比べると地元負担は少ないのではないかと。うまくいけば税収を回収できるという人もいるなどと根拠もない中で大変無責任な答えをしております。

資料1枚目を見ていただきたいのですが、これは国土交通省の資料からつくったもので、九州陸運局調べの棒グラフの図が1枚目にあると思っておりますが、新幹線の鹿児島中央

駅の利用者の割合をグラフにしたものです。平成23年に全線開通をしまして、平成25年度の調査では、このグラフにありますように鹿児島県の居住者が約半数利用していると。あと県外と言いましても福岡県、熊本県、その他九州で全体の約3割を占めています。九州外の方の利用は約20%とこういう数字になっているんです。ほとんど九州の方が新幹線を利用しているということは、新幹線に地元の方が乗るということで在来線への影響がやはり否めません。外部からの呼び込み効果についても、この県外の方が20.5%という数字を見る限り疑問符のつくところなんです。

次に、2枚目の駅別の乗車人員の人口を比較をしてみてください。九州の人口は約1,360万人、四国は400万人弱です。この駅別ので右が九州、左が四国の主要都市といえますか、ずっと20位までそれぞれ載ってますけれども、博多が乗車人員が1日に10万8,867人、高松が四国で最大の都市かと思うんですが1万2,394人、小倉が3万5,942人、徳島が8,338人、20年後に仕上がる計画だそうですけれども、20年後にこの人口がどうなっているのかなかなかわからない、そして、本当に経済効果の波及が見込めるのか、この点でもきちんとした検証が求められるのではないかと思います。

そして、地元負担を示す資料で、資料3枚目ですが、福岡県筑後市の新幹線船小屋駅ですが、新幹線開通に伴う駅舎と周辺整備事業の総額255.1億円のうち26億5,000万円の市の負担が費やされています。ここは元無人駅を整備をしまして、駅周辺には公園もできております。それにかかる費用が、その周辺整備も全部含めまして、総額で255億1,000万円です。そのうち筑後市が負担をしましたのが、全部で26億5,000万円です。この費用負担も決して軽くはないと思います。そして、こういう整備をしましても、在来線からのJRの撤退、それから特急便の減便・廃止、運賃の値上げ、こういうことが実際に起こっておりまして、身近な市民の移動手段、これが奪われようとしているということです。

この新幹線の問題を考えるときに、こうした先行地の現実も見た上で検証することが要ると思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 大岸議員のご質問にお答えします。

開業から50周年を迎え改めて注目されています新幹線でございますが、新幹線については、昭和39年の東海道新幹線開業以来、山陽新幹線、九州新幹線等が開業し、平成27年には北海道新幹線も開業の予定となっており、北海道から九州を縦断する形になっていますが、四国には整備の計画がない状況にあります。

そうした中で、四国では経済界、県が中心となって整備に向けた取り組みを進めております。本年4月には、四国の鉄道高速化検討準備会が四国における新幹線整備における試算を発表し、四国の県庁所在地を結ぶエクス線上に設置した場合に総事業費1兆5,710億円、年間の経済波及効果169億円で費用便益が1以上になり、採算がと

れるということを発表しております。

そして、この調査を受け9月2日、四国新幹線の整備計画への格上げを目指していくための四国の鉄道高速化連絡会が県経済関係者によって設立されています。この会では、国への要望活動や四国内での機運醸成に向けてパンフレットの作成やシンポジウムの開催などをしていくということでございます。

新幹線の効果については、時間の短縮や利用者の増加、それに伴うさまざまな波及効果は準備会の試算のとおり非常に大きいものがあると考えます。またその一方で、大岸議員のご質問のとおりさまざまな課題等があることも事実だと思います。ただ、現状としては、四国新幹線の整備に向けた取り組みはやっと第一歩を踏み出した状況であり、今後長い年月の取り組みの中で具体的な効果、課題等について検討していくことになると考えております。

また、県の市長会等でも具体的な協議、課題の検討を進めていくとの報道もされておりますので、大岸議員のご質問の課題等についても、その中でも議論されていくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 計画の第一歩目を踏み出したところだと、それで今後さまざまに検討をされていくというふうなご答弁でございましたけれども、間違いなくPRのパンフレットをつくるというふうな話もありますので、機運を高めていくと、推進の方向で踏み出しているんです。私はそれには警鐘を鳴らしたいと思います。高速化、時間短縮の効果とか、それはもちろん時間短縮の効果はあるでしょうけれども、今、四国の土讃線でもし高速化をいうのであれば、例えばもうちょっと経費のかからない、今、高松と多度津間だけが複線ですが、ほかは単線ですよ。その複線化をするとか、それから、ちょっと大歩危、小歩危のような急峻な箇所の安全対策をするとか、そっちのほうがか先ではないかというふうに思いますし、新幹線は今後の検討ということでしょうけれども、走ることによって在来の周辺の方々の身近な移動手段が奪われていく、このことは本当にきちんと踏まえておかなければいけないと思います。

それともう一つ、費用面です。今、長寿命化ということでいろんな施設の長寿命化が、具体的に香美市の議案などにも出てくる場合がございますけれども、昨年11月に出了したインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁の連絡会議、インフラ長寿命化基本計画というのがありまして、これが昭和39年に開催されたオリンピックと同時期に整備された高速とか、高度成長期に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化すると、これはどなたも認めておられると思います。建築後50年以上経過する道路ですとか橋とかがあるわけです。インフラの高齢化がもう加速的に増加をしていくんだと、これに対する対策が必要ということで800兆円に及ぶインフラストックの予算を組んでということですので、このインフラを何とか長寿命化するのに800兆円かかる。その一方

で新幹線にまた一兆数千万円かかる。この借金大国になりました日本でこういうことが無謀ではないのか。私は経費の面からも本当に十分に考えていくべきではないかと思いますが、この点再度ご答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

四国新幹線の総事業費については莫大なお金もかかります。また、先ほど言われたように、これからインフラの老朽化というものの整備もしていかなければならないという日本の状況でございます。その辺のバランスを考えた上でこれは進めていくべきものだと考えますので、具体的にどうのこうのということとはちょっと現時点で言えませんが、そういうことはもちろん考慮しながら整備を推進をしていく方向になるんだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今のご答弁はバランスを考えながら推進をしていくだろうと、課長がその推進の立場に立つというご答弁ではないというふうに受けとめました。そして、この問題はしっかりとした検証もないまま、夢を振りまいて乗りおくれるな式に急ぐのは非常に危険だと思います。そしてまた、移動手段の問題ですので、それをどうするかを選ぶのは、最後はやはり市民、県民でなければならない。以上のことを申し上げまして次の質問に移ります。

これからの防災対策についてお聞きします。

この夏、集中豪雨が猛威をふるいました。8月は皆さんもそうだったと思いますが、私も毎日毎晩はらはらして、雨足が強まるともう早くやんでくれないだろうかと祈るような気持ちでした。全国各地も大荒れで、多大な被害が発生しました。本県でも土砂崩れ、突風による被害が相次いで、激甚災害の指定を受けることとなりました。

専門家の話によると、地球温暖化の影響で日本近海の海面水温が例年より高くなっており、災害の頻発、巨大化は避けられない。これまでの常識を超えた適応策が必要と指摘をしています。

今回の集中豪雨と災害、そしてその対応から何を引き出して次の備えとするか、順次以下の点をお聞きいたします。

まず、①です。台風12号、11号の被害や被害金額につきましては、初日に市長からご報告がありましたので結構です。人的被害がなかったのは本当に不幸中の幸いでした。ただ、道路や河川が傷んでおりますが、この報告されました道路や河川、農業施設被害、また市道、県道、林道、山林、住家など、この被害額とかは結構ですので、それぞれの災害復旧のめどにつきまして今後どうなっていくのか、途中経過のものも含めてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 大岸議員ご質問の災害復旧のめど等についてお答えいたします。

台風12号、11号の被害状況につきましては、広報香美の10月号に掲載しております。また、市民生活に影響を及ぼす国道、県道、市道等への崩土、陥没等は被災後に応急工事として取り除きや補修を行っております。

なお、補助及び起債対象となる市道、河川及び農林土木施設災害については、関係各課におきまして国の災害査定等に向けて準備を行っており、査定終了後は早期に発注し、年度内に完成を図る予定でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建設課関係災害におきまして、現地等確認により市道、河川等の公共土木施設災害につきましては、11月17日からの国の査定に向け、現在全力にて準備を行っております。なお、県土木関係によります県道、県河川に関しても同じ時期の査定を受けるようになっております。

また、道路、河川等の土砂、倒木等の小規模災害を含む緊急修繕、並びに道路路面荒廃等による改修につきましても、随時現地調査を行い早急な対応ができるよう計画しています。

また、現地調査により、がけ崩れ住家防災対策事業の対応可能な箇所につきまして、地区との協議が整いました箇所から県への申請を行い、現在、県からの内示待ちとなっております。

以上、台風12号、11号、豪雨に伴う復旧関係についてですが、査定等が決定後、順次着手を予定しております。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 大岸議員のご質問の中で、農林の災害についてお答えいたします。

8月の台風12号、11号の災害でございますけれども、まず農業のほうの災害につきましては、既に10月1日に1回目の査定が終わっております。また、11月4日、5日、11月26日というような形で、2回の査定によりまして農地、農業用施設の災害の査定を受ける予定でございます。

また、林道のほうにつきましては、11月11日からの災害査定によりまして査定を受けて、順次着工していくという形を計画をしております。

また、県のほうの治山工事、山地災害等につきましても、同様の査定におきまして災害査定を受けまして事業化していくと、ただ先ほど本年度にということで防災対策課長のほうもお答えいたしましたけれども、規模によりましては来年度への繰り越し、また3年間かかるものも規模の大きいものについてはございますので、単年度の復旧というのは全てにおいてかかるわけではございませんので、ご承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それぞれに復旧につきましてご答弁をいただきました。大変素早い対応で、順調にできる限りの措置をとっていただいていると思います。

1点だけお聞きをしたいのですが、どうしても単年度ではいけない、あの規模で全体あれぐらいの災害でしたので、そういうこともあろうかと思えます。一番遅いものでいつごろの復旧になるのか、わかりましたら結構です、いつごろの見込みか。そして、住家の関係しているところもあると思うのですが、その間の地域住民の方々の安全確保につきましては万全か、それだけお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今のところの話になりますが、査定後全て発注したいというつもりでうちはおります。

それと、住家等に関係しまして地域のほうでの対応を願ったり、その中でブルーシートと、また雨のときにうちの職員のほうも気をつけて回るような形等の対応をとっております。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 災害復旧事業につきましては、一応3カ年ということで国庫補助の期限が決められておりますので、その間に全て発注していくという形にはなろうかと思えます。

また、ちょうどうちの所管でございます中で有瀬のほうでありました山地災害につきましては、中央林業事務所のほうで来年度の当初予算によりまして、来年度当初に発注をしていきたいという計画で進んでおるところでございます。

また、その部分につきましては、法面の木の伐採であるとか、そういうふうな形での整備につきまして、すぐに災害によって被災を拡大しないようにということで、支所のほうで対応をしていただいております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の②の質問に移ります。

日本列島はどこでも地震に見舞われる可能性があります。また、毎年のように台風や集中豪雨の襲来を受けます。こうした自然現象は日本列島の成り立ちや位置に由来するものでありますので避けようはありませんが、私たちの社会が受ける被害は地域づくりや土地利用のあり方の問題であって、自然現象への配慮を十分に行うことで被害を避ける、あるいは最小限に抑えることができます。そのための防災対策かと思うんですけども。防災の基本というのは地域社会の丸ごとの安全化、そしてまた、防災性の向上で担保されると考えますが、以上述べてお聞きいたします。

香美市地域防災計画の予防計画の実施が最もやはり重視されるべきではないかという

観点でお聞きしますが、応急対策とか復旧、復興は災害が起きてから後の対策で、これはこれで重視して取り組まなければなりません、その後の復旧、復興を軽減してスムーズに運ぶためにも、予防計画の実施は具体性を持って進めていかなければならないと考えます。豪雨や土砂災害が起きやすい、本市の地域特性をつかんだ防災工事や防災パトロールはできているでしょうか。一部、同僚議員へのご答弁もございましたけれども、計画にのせられておりますところの防災工事、どこかこれまでにやったところがありますでしょうか。

それから、防災パトロールについてはどうでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

防災工事の水害予防対策としましては、土佐山田町片地地区に位置する船谷池の改修工事につきましては、高知県が事業主体となり平成24年度に完了し、河川では物部川の狭隘部である土佐山田町下ノ村付近の右岸におきまして、堤防の引堤工事を国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が事業主体として実施しており、工事の完了は平成26年度の予定です。

また、土砂災害の予防対策としましては、土佐山田町繁藤の追い回し地区と、香北町永野地区で急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護することを目的とした急傾斜地崩壊対策工事を高知県が事業主体となり実施しており、防災工事はおおむね順調に進捗しているものと考えております。

次に、防災パトロールにつきましては、平成22年度までは自治会からの要望があった箇所について市の関係課で事前調査を実施し、その内容により国、県等の関係機関への巡視を要請するという形で実施しておりました。しかしながら、平成23年度以降は要望箇所のほとんどが排水路の改修や、人家に影響がなく、通常の災害復旧で対応できるものであり、自治会からの要望の提出で済む内容であったことから、パトロールを行う必要がないものと判断し、現在は実施しておりません。今後につきましても、引き続き地すべりや土砂崩れの兆候が見られたり、そうした情報が入った場合は、ご連絡いただければ早急に関係部署と対応したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 防災工事も進捗をしておるということをお聞きしました。

それから、防災パトロールにつきましては、けさの質問でも出ておりました地域カルテをつくる方向でということですので、より安心かと思えます。

なお、予防対策としまして、私が今回の台風で経験をしましたことから聞いて申し上げますと、電話等もかかってきまして、何回も山間地、土佐山田町の北部のほうに入ることがございました。山の荒れが深刻です。多分、農林業が生活基盤として成り立っていたころには、水路の側溝ですとか道路の側溝ですとか、こんな被害が起こることはな

かったのではないかと思われる箇所が何カ所もありました。人が住まなくなった山の手入れをどうするか、これが今後の予防計画の中にやはりしっかり検討課題として位置づけていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 議員おっしゃられますとおり、高齢化が進みますとなかなか地元の維持管理等ができなくなってまいりますので、県道等の側溝水路、また市道の側溝水路につきましても、地域防災計画の中で検討してどのような方向で対応できるかを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

避難誘導、それから避難勧告などについては、これまで質問の中で大分はっきりしてきたと思いますので、ちょっと違う観点からお聞きしてみたいのですが、自分の命は自分で守る、これは当然基本ですよ。ただ、避難をするときに、まず情報が得られる状況かどうか、その方が。それから、その情報を得て避難する必要があるかどうか、そんなことで随分避難できるできないが変わってくると思うんですね。それで、私も危険と思われる地域の高齢者を、明るいうちに避難勧告が出て避難誘導をしようと思って行っただけですけども、避難勧告が出てるのを知らなくて、勧告が出たきいうて何をやるがって逆に聞かれまして、とりあえず避難場所が設置されているのでそこを教えて、あとは判断に委ねたわけですが、結局その方は動かれませんでした。つくづく避難誘導の難しさを私も感じました。ここで思いましたのは、避難場所までの避難誘導が自助・共助の範疇とするのか、それとも避難が必要な方はやはり災害救助の対象とするのか、そのあたりのところがどうもはっきりさび分けをされていないんじゃないかなと思って、そこで迷いがあるんじゃないかなと思いました。

それで、この香美市の地域防災計画の中にあります避難誘導のところを見ましたが、ここにも消防ですとか、そういう自主防災組織とかを活用して避難誘導をすると書いてはありますけれども、じゃあどの方がそういう避難誘導を助けてもらえる方なのかという、援護者は別にしまして、そういうことが余り書かれていないのではないかな。避難誘導者が自治会、自主防災組織単位で集団避難を促す、これぐらいなんです。そうすると、自主防災組織のないところなんかはどうなっていくかというふうに思うわけですね。そこで、自治体の考え方としまして、災害救助法の措置事項、この香美市の地域防災計画も災害救助法とか基本法とかを踏襲して、連動してできておりますけれども、災害救助法の措置事項の中に被災者の救出なんかの項目はありますが、被災する前の避難者の避難誘導という項目がないんですね。ここがうんと迷うところやと思います。しかし考え方としましては、災害救助法の第一の目的が被災者に限定することなく応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るとあります。こういうふうに

して見ますと、さっきの資料を見ていただきたいのですが、4枚目の右側の資料ですね、これ、さっきも言いましたように上位法に基づいて、香美市のこの地域防災計画もこういう枠づけになっております。その中の②の応急対策の応急対策の実施というところのア、この人命の救助・救護、医療、災害救助法の概念から言うとここに該当するのではないか。だから、やはり避難する必要の生じた方は、救助の対象としてできる限りの措置を自治体としてもとっていく。また、自治会、消防、その他含めてやっていかなければならないということになるのではないのでしょうか。この点いかがですか。わかりましたか、私の言うことが。済みません。ちょっと前後しまして。避難する前の方も災害救助の対象とするのかどうかのあたりですね。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、この避難誘導が自助か共助の部分かにつきましては、確かに明確に書いてある部分がないとは思いますが、今後の取り扱いにつきましては、やはり地域と今回改訂いたしております地域防災計画にある程度明確には示していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今回、全市に避難勧告が出されましたので、全員ということとは恐らく無理かと思うんですけど、できるだけそういうふうな位置づけて、認識をしていくということがとても大事なことはないかと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

地形とか地質などから、この地域にどういう災害が起きやすいのかを示したハザードマップが今各自治会で配付されておりますね。これにちょっと出てきましたけども、地域住民がよく理解しておって自分がどんなときに逃げないかんとところに住んでいるのか、そして、それがわかった上で適切な避難行動をとれるようにすることが一番大事なことはないかと思えます。自主防災の組織率を上げることも大事ですが、日ごろの学習や訓練で、いざというときに住民みずから自分の命を守る、行動がとれるように、そういう学習会を含め行政側の指導強化が必要ではないかと思えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

市民の方々がそれぞれの地域の特性を認識し、災害時に適切な避難行動をとれるよう積極的にサポートしていくことは必要なことだと考えております。自主防災組織等が主体的に作成している防災マップなどを活用して、地域の特性や危険区域等を再認識し、安全な避難行動につなげていただきたいと考えております。災害から身を守るためには、日ごろの備えと災害の知識が必要不可欠でございます。いざというときに被害を最小限に食い止めることができるよう、自治会長会や自主防災組織連絡協議会など、あらゆる機会を通じて防災情報の提供を行うとともに、市民の方々にハザードマップを活用した

避難訓練の実施を促していくことで、地域の避難体制の強化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この質問の最後になりましたが、台風11号、12号の対応等では、関係する職員の皆様、本当にお疲れさまでございました。不眠不休で大変なことだったと思います。

それでは、次の質問に移ります。生涯学習に関する質問です。

佐賀県の伊万里市の市民図書館を見学する機会を得ました。図書館の利用案内の冊子には、「知的好奇心にあふれた市民がたくさん育った時、地域は変わると言います。あなたの図書館で心豊かな時間を過ごし、充実した人生を見つけてください。」とあり、この呼びかけ文のとおり、大人から子どもまで幅広く親しめるさまざまな取り組みを展開しておりました。市民の知的好奇心や探求心を養い、地域の文化の質を高める運動に発展していると感じました。

中でも図書館の一角に設けられた伊万里学の取り組みはすぐれたものでした。先人の教えを継承し未来につないでいく、地域づくりをすることで、地域の歴史や文化、地理、民族、自然から地域に関する新聞記事の切り抜きや政治、行政のことまで、地域のことなら何でもわかる資料を備えまして研究を行っています。このような地域資源の掘り起こしや研究を行う生涯学習の場を本市にも設け、豊かに発展させていくということはどうでしょうか。提案をして質問いたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

議員が訪れた伊万里図書館は、全国的にも大変有名な立派な図書館でございます。私もそういった図書館活動を目指すということでございまして、文化施設検討委員会の中でもそういった取り組みを行っているところでございます。今後整備をしていく図書館におきましては、従来どおりの書籍の閲覧にとどまることなく、総合的な先ほど言ったような自主学習ができますような機能を持つ施設を目指しまして、研究をしていきたいと考えております。そういった意味で、施設面だけでなくそういった面にはやはりそういった資料収集ということも当然必要かと思っておりますので、今からそういった施設とそういったハード・ソフト面を生かせるような、そういったものも研究を今後させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そういう図書館というふうな話になっていきましたけれども、これがやっぱり図書館活動の範疇、そういう図書館であればいいんですけども、別に生涯学習の場も図書館でなくても考えられるんじゃないかと思ったわけです。というのは、昨日資料でお渡ししました、以前に議会が地域交通の視察に訪れた長野県の木曾町にも、今御嶽山の噴火で大変なことになっておりますが、木曾学というのがござい

ました。この伊万里市民図書館の取り組みと同じように、これは先日教育長からお聞きをしましたチャレンジデイの取り組みともややかぶる面もございますけれども、木曾学では毎年、もう発足して大分になるんですけども年8回講座を行って、地元にあるものを全部掘り起こして市民に知らせて研究していく、ちょっと見ただけでも木曾馬との触れ合いとか、木曾義仲のことですとか、木曾は薬草が大変有名だそうですけども、その地元の製薬会社に学びに行くとか、島崎藤村のこととかそういう講座、常に市民がそういう生涯学習に触れる機会がある、こういう環境ができないかなと思って、今回の提案になったんです。そうすると、やはり香美市に、ふるさとがすごく好きになるというかね、そういう子どもも大人もふえていくのではないかなと思って、この伊万里学の取り組みは本当にすぐれているなと思いました。これを香美市に当てはめましたら、もうすぐに吉井勇とか、アンパンマンは有名ですけども、それもありますけれども。それとか希少植物、民俗信仰のいざなぎ流、それから、史談会の方々もある。それから、酒蔵も2件あるとか、フラフとか、かかし祭りとか、自慢できるものがたくさん実はあるんですね。そういうものをやっぱり、今別個別個にスポットを浴びることはありますけれども、それらを一堂に集めて市民が触れることができる、知ることができる、研究することができる、そういう生涯学習の場というイメージでこの質問を行っておりますが、その点で何かありましたらご答弁を。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現在、生涯学習振興課に限らず、それぞれの部署におきまして講座とか研修とか行っている状況ではございます。生涯学習振興課としては、やっぱりある程度の現場を見るときか、あるいは講座ということになりますと施設を利用する場合は中央公民館とか、あるいは福祉センターとかそういったところになってくるかと思っております。今そういったさまざまに行われてるそういった事業をやはり今一度見直しまして、関連課との連携を深めていくというのが大事になってくるんじゃないかと思っております。それによりまして、文化的なものはやっぱり人々に楽しさや感動、精神的な安らぎ、また生きる喜びを持たすという豊かさを求めるということになりますので、そういった人間性を涵養したり、または創造性を育むのを目指していきたいとこのように思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） こういう活動を生涯学習のほうでリードしていただくことによりまして、財産とかあるものもつながっていきますが、人と人とのつながりもまたできていくんだらうと思っております。ぜひ、その方向でと思っております。

最後の質問に移ります。片地小学校に児童クラブの専用施設をという質問です。

私は、選挙中にお聞きしました子育て中のお母さんや地域の方からの声を直接この議会でお届けしようと思って、これに特化した質問にしました。現在、片地小学校の子ど

もたちが放課後を過ごす児童クラブは専用施設ではありません。お世話になっている多目的集会所には、児童クラブよりずっと以前から他団体の事務所が入っています。子どもたちは元気いっぱいですので、ホールで遊ぶ声や床の音が響き、事務に支障を来すこともあるとお聞きしました。また、夏休み中は児童数もふえ、雨の日も多かったため大変な状況だったことは推察できます。保護者の方からもいろいろと施設のことについてお聞きいたしました。今年の台風襲来時には指定避難所として開設もされましたので、子どもたちの専用施設としては成り立ちません。こうした状況で地域の方も子どもも、また指導員の方も何年も我慢をして過ごしているということをお酌み取りいただき、片地小学校に専用の児童クラブ施設を建設していただくことを要望として質問いたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 片地小学校に児童クラブの専用施設をと
いう質問にお答えいたします。

議員もご存じのとおり、合併以来大宮小児童クラブについていろいろ質問とかありまして、やっと今年度で建設ということになりました。続いて、大栃のもんべえ児童クラブにつきましては、来年度の着工の計画で今進めております。先ほど濱田議員のところ
でちらっと出しましたけど、放課後子ども総合プランと全体図の中で、学校施設の利用
というのが明確に打ち出されております。ただ、香美市の小学校のほうには、余裕がある
空き教室というのがなかなかございません。ですので、今後につきましては、敷地内
での建設というふうに検討をしていきたいというふうに考えております。

まず、それを前提にしてお答えさせていただきたいと思います。まず、かたじ児童ク
ラブは、今現在ご存じのように片地小学校に隣接する片地地区多目的集会所の施設を利用
して、これはご存じのとおり水利組合ですかね、そういった方と共同で使っております。
当然、この部分につきまして最近になりましてちょっとにぎやか過ぎるとか、子ども
が元気があり過ぎるとかというような苦情が出てきております。その中で、先ほど申し
上げましたように大宮小、もんべえというふうに順次しておりますので、現在のところ
かたじにつきましても、それからもう一つ専用でない2カ所、香長、たけのこにつきま
しても、専用施設化を図りたいという整備計画を現在計画中でございます。これにつ
きましては、毎年11月ごろ手を挙げて2月、3月ごろに本申請して、翌年建設というふ
うになりますので、現在2,300万円限度額の国の補助金がございます。そのうちの
3分の2が補助金対象になりますので、これを利用したものでいけば、近い将来大体専
用施設が進んでいくんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしく願いま
す。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 国の補助金を利用してこれから順次建てていってくださる
ということで、本当にありがたく思います。さっき教育次長もご答弁がありましたよう

に、大宮小、もんべえの児童クラブが建設が決まりました、具体的に進行しています。やっと願いが通じて、子育ての環境が整えられていくことをうれしく思います。今聞きませんでしたけど、次長のほうからたけのこも香長もというふうに、本当に前向きのご答弁をいただきましたので、これが順調に進んでいきますように願いまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。
休憩いたします。

（午後 2時17分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

お疲れのことと思いますが、最後の登壇でございますのでよろしく願いいたします。まず初めに、貧困と学力についてお伺いをいたします。

我が国では、児童憲章によって「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」とこのようにあります。なかなか実態としては個々の家庭環境によってそれが十分に保障されていないのが実情であります。貧困家庭の親も貧困家庭で育っていたり、子どもに十分な愛情や教育を提供できない親は、親自身が十分に愛情や教育を受けていなかったり、現在も育児や家事等において助けを呼べる相手がいないといったことも少なくないのではないのでしょうか。これらの問題は何世代かにわたって引き継がれてきた根深い問題であり、それに対して社会に十分なサポートがないという、社会のあり方の問題として考えていかなければいけません。

親が生活保護を受給していた場合にその子どもが母親になった場合に生活保護を受ける確率は一般の約10倍近く、貧困率も3倍程度になります。そのほかでも親の離婚歴や親からのDV歴等が貧困状況に影響している、このようにも言われています。

以上の点からお伺いするわけでございますが、本市では貧困と学力についてどのように捉えているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 織田議員のご質問にお答えします。

貧困と学力について本市の現状とのことですが、福祉事務所としては生活保護を受けている世帯の生徒の個々人の学力までは把握しておりませんが、近年の高校進学について紹介をさせていただきます。平成24年度の中学3年生は2人で、翌年は2人とも全日制の高校に進学をしております。平成25年度の中学3年生はゼロでしたので、平成26年度進学の実績はありません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員の貧困と学力について本市の現状を問うというご質問にお答えいたします。

本市では貧困と学力の相関について、そのみに限った直接の調査は行っていませんので、正確な数値はわかりません。しかし、毎年行っております学力・学習状況調査の関係から見ますと、先日の高知新聞でも報じられておりましたとおり、家庭の経済状況と学力には大きな相関関係があり、その状態は本市でも同様だと思われま

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 平成24年度2人ということで、これは全日制の学校に進学されたようでございます。香美市ではこうした貧困と学力について、現状ではさほど注目するということか、そういう点がほとんどないように見受けま

そしたら、次の②のほうに移らせていただきますが、これは先ほど教育長の答弁の中にも報道等であったと言われておりますが、これは高知市の学校教育課と福祉事務所、福祉管理課が注目した点として、保護世帯に暮らす中学3年生の進学率で、これは2011年3月の高知市の中学校全卒業生の全日制の高校進学率は、保護世帯が大きく低下をしているとの記事がありました。これは約20ポイントぐらい低下しております。全日制以外の高校、すなわち定時制や通信制で積極的に学ぶ子もいますが、一方で全日制に受からなかったためと、そのような評価等もあったわけでございます。こうした貧困、低学力の連鎖を防ぐために、高知市や室戸市、そして南国市など6市町村が学習支援事業を行っております。香南市も10月1日から香南市チャレンジ塾の実施ということで、これはもうインターネットでも公開をしておりますが、そういう状況であります。

以上のことから、これは公募等により中学生を対象に、無料の学習支援を本市においても検討できないか、そういったことをお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 織田議員のご質問の中にもありましたが、生活保護の事業の中に、セーフティネット支援対策等事業の中の子どもの健全育成事業があり、県内ではご紹介がありましたけども高知市とか南国市などが、チャレンジ塾などの名称で実施しております。昨年、一昨年と他の議員さんから香美市で検討できないかなどのご質問をいただいておりますが、同じお答えになりますけれども、被保護者の中学生は今年度中学1年生が1人、3年生が1人です。事業を実施する場合は、生活保護世帯以外の世帯も対象世帯とするなどの検討が必要と考えますが、この事業は生活保護世帯が主とならなければ成り立たない事業ですので、この人数では事業として成り立たないと考えま

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この貧困状態の中学生につきましては、本当に私たちが心を込めて応援をしなければならないことだと思っています。現在の状況をお知らせしますと、この貧困状態の中学生ということには限らず、学力的に厳しい児童生徒には、各学校で長期休業中や放課後の加力学習を実施をしています。例えば、鏡野中学校では3年前より放課後学習教室を公募し、週4回、火、水、木、金ということで行っています。コーディネーターが1人、大学生のサポーターが3人ということをお願いをして行っています。現在、この9月の登録で15人が学習しています。昨年度は9月ごろより徐々にふえ、最終的には22人が学習しました。また、今年の夏休みには夏休みの学習教室を行いました。30人が登録し、延べ人数でいくと415人が参加をいたしました。学力をつけることは子どもたちの進路を保障することです。子どもたちの将来を保障するためにも、学習支援については今後も拡充していきます。来年度はできるだけ多くの学校で放課後学習教室を開設するように教育委員会としては考えておりまして、現在計画中です。

もう一つ、支援員というか支援をしてくださる方のことについて言えば、現在香美市教育コラボレーション会議というのを立ち上げておりまして、この会議は教育委員会と工科大、山田高校、山田養護学校、そして小中学校などが入りまして、市全体での教育の協力体制を企画、そして推進をしようということで、話し合いながら一つ一つ形にしていっているところです。この中で、放課後学習教室につきましては、工科大生とか山田高校生とかそこを探りながら、学生ボランティアも導入しながら、大きく推進をしていこうとしているところです。子どもたちの学習につきましては、授業改革が一番でそこに一番力点を置いていますけれども、家庭学習とかどうしても自分だけで学び切れない子どもたちもいますので、そこへの学習支援がとても大事だと思っていますので、委員会としては積極的に取り組んでまいります。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今、教育長の答弁を聞かせていただきまして、積極的な前向きな取り組みがされているのではないかと、そのように感じたわけでございますが。なぜ私がこの問題を取り上げたか、やはり義務教育期間中は貧困と低学力、それは私はイコールであってはならないと、そういう思いでこの問題を取り上げさせていただきました。私の身近に鏡野中学でノートのチェック期間というのか、そういう形で応援してボランティアで学校に行き来している人がおりますが、ある子どもがノートがない、忘れたんかね言うたら、いや、ノートはよう持ってないというようなそういう子どももいたということで。これは確かに保護世帯だけではなしに、先ほど言いましたように、この義務教育期間中にはある程度基礎学力、中学校の学力というのもしっかりと自分が習熟しておれば、これはもう高校に行こうか就職すべきかそこらはもう自由なわけですけど、確かに以前から教育問題を取り上げたときに、私が習熟度別のそういう教え方というのが非常に大事であると、極端な話がレベル1の子ども、レベル5の子ども、同じクラス

で先生が授業をしていくと。そういった中で先生はカリキュラムの当然消化、そういったものを含めてどんどん前向いて進めていくわけなんです。そしたら、レベル1の子どもは足し算、引き算がなかなか理解しがたい子どもがもしいたとする。そういう子どもに掛け算や割り算やいうてもなかなかわからんわけです。そしたら授業がおもしろくない、学校がおもしろくない、当然そのような状況にもなってきます。だから、先ほど言いましたように習熟度別のそういったことも視野に入れて、当然それが不可能であるならば放課後の居残りとかですね、そういう形である一定のレベルまでは、やはり義務教育期間中はさまざまな形でサポートをしながら、先ほど話もありました工科大、大学院生もおいでになりますし、そして、この香美市には学校教育関係者、そういった方が定年退職をされて人材がたくさんおいでになります。だから、公募いう形で私は、それは一遍に何十人もということには当然ならんわけですけど、まずは1人からいう、そういう形でそういった地域のOBの皆様にもお願いしていくのもまた一つの選択肢になってくるのではないかと、そのように思っております。しつこいようですが、義務教育期間中、ある程度のレベルをしっかりと学校の教師、先生を初めとして、みんながそうやって協力して習熟度を上げる、そういったものが必要ではないか、そのことに対して教育長はどんなに思いますか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

私たちは、子どもたちを預かる者として、しっかりとした基礎学力をつけて卒業していただくと、将来を保障できる力をつけるということが一番大事にしていきたいと思っています。それで、先ほども出ておりました放課後子ども総合プランというのを国のほうも出してきてくださっているのですけれども、実はその放課後児童クラブと放課後学習教室と各学校にこの2つを置く形で、放課後児童クラブのほうは子どもの安心・安全な生活の場ということが今までも強かったのですけれども、学習をしっかりと保障していくということで学校に放課後子ども教室を置いて、学力、そして体験等の活動を同時にやっていくべきではないかという方向性を出してきてくれています。香美市の場合もその両方をきちっと取り入れながら、子どもたちが学校を終えた後、放課後子ども教室でしっかり学び、そして放課後児童クラブのほうで安全・安心な友達と一緒に生活を築くという、そういういろんな意味で総合的な形で取り組んでいったらいいと思って、見通しを持っているところです。議員さんがおっしゃられたようにOBの方もおいでますし、工科大とか山田高校とか、本当に今でもボランティアでこの放課後教室をしてなくても、放課後とか昼間行って手伝ってくださってる大人の方たくさんいますので、きのうお話ししたように寄ってたかって地域が育てる教育ということで、本当にみんな子どもを育てていく、そういう風土をつくっていききたいなと思っています。ありがとうございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） この春に全国模試、学テが行われまして、そして以前から言われております香美市の小学校、レベルは全国平均以上というのかそういうレベルですが、中学生になったら平均を下回ると。その要因として、子どもたちの二極化ということがずっと以前から言われておりましたが、そういったことへの解消にもつながってくるのではないかと、そのように思っておりますので、しっかりとまた教育委員会としても取り組みをお願いしたいと、そのように思っております。

次に、2問目に移らせていただきます。

この図書館の利用時間ということでお伺いするわけですが、これ平成25年度、本市の図書館利用者数は本館、土佐山田ですが2万9,715名、香北分館7,114名、物部分館が2,263名、計3万9,092名で、貸し出しの冊数は本館が5万2,888冊、香北分館が7,539冊、物部分館3,235冊で、計が6万3,622冊となっております。私が思っていた以上に利用されておるとそのように感じたわけなんです。これは単純に開館日ということで300日で割った場合に、1日平均130人の利用者が212冊の本を借りている、そのような数字になるわけです。これは以前利根議員から休日利用実施で、利用者の利便性向上ということで日曜、祝日にあけ、そして月曜日、それは休館日となるようにという形で質問をされていたことを思い起こしますが。こうした数字からもわかるように、市民の多くが利用しております。このように利便性はよくなりました。しかしながら、開館時間が9時から5時までとなっているために、仕事との兼ね合い等で平日はなかなか思い立っても利用しづらい、利用できない、そういった声もあります。

それで①として、本市の図書館利用時間が9時から5時であるわけなんです、平日の利用時間変更、この時間変更を望む声がありますが、対応をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

図書館の運営時間ということでございますが、現在ご質問の中にもありましたように、平成24年度から祝日を開放しまして、利用者の門戸を広げて利用者をふやしているところでございますが、その中で利用人数をちょっと調べてみますと、これは土佐山田の本館の場合ですけれど、大体が80人から90人規模で火曜日から日曜日がそういった推移になっております。祝日も大体同じような推移になっております。押しなべて大体もうあいている日は同じような数字が出てきております。それで、他の市町村の動向につきましては、大半が5時以降でやられている館が多いのが現状でございます。ただ、他の市町村は祝日は閉館していると、こういうことでございます。そういうことも踏まえまして、香美市ではそしたらどうするかということになります。その開館が実際その時間を変更できるかということも内部での調整、それから人事のほうとか職員の数とかそういった部分も必要になるかと思っております。そういったことも捉えまして、利用者の要望とか、また他の市町村がどのように開館しているかということも研究をさせていた

だきまして、関係部署とも協議しまして、今後図書館の利用者が増加するよう検討をさせていただきますと、このように思います。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 検討をさせていただきますという答弁でございます。これは南国市も、先ほど答弁の中にありましたが10時から18時ということで、そして香南市、これは野市町と香我美町があるわけですが、これも10時から18時、野市町においては火曜日、金曜日は19時までと、いかに市民目線というか市民レベルのそういった環境を施行されているというのか。そういうことからしたら、当然土曜日、日曜日、利用できるということで利用者が多くなると。そして、9時からを1時間時間をずらすという形でこれは検討していただいたら、もっともっと利用者もふえる傾向になるのではないかと、そのようにも思っております。

どうですか、アンケートか何かとるとかどういう方法で検討するのか、そこらのところをちょっとお聞かせ願います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えさせていただきます。

今、図書館のほうへはこれに限らず図書館への要望とかいろいろのそういったこと全てにおいてのアンケートボックスを構えております。そういったことも、この図書館運営に関して時間的なものも分析させていただきますが、後は先ほど申しましたように、職員数のこととかの問題が入ってきますので、そちらの問題だけが解決できれば開館も現実味を帯びるのではないかとこのように考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 先ほど言いました市民目線いう、そういったものが大変重要なのではないかと私はそのように思っておりますので、担当課長としてもそこらはまずはしっかりと前向きにプッシュもお願いしたいと、そのように思います。

次、②でございますが、これは本館、香北分館老朽化、これは昨日の同僚議員からもいろんな形で質問がありましてダブリました。検討委員会も昨年やったですか立ち上げられて、それぞれが検討をされておるということですが。そして、やはり私もその、山田本館ですが図書館に行って聞いてみるに、若干駐車場なんかも手狭というんかそういうようなこともあるし、以前耐震化について私も取り上げた経緯がございます。郵便局の跡地ということであれなんです、なかなか空調なんかもガタガタガタガタ大きな音がしております。これはもうしっかりと窓を閉めとつたら中までは聞こえてこんのか、気にならないのか、そういうようなあれがあったわけですが、もう駐車場のところへ行ったら、大きなクーラーが大きな音を出しておりました。そうやって一々やっぱり改修とか修繕とか、そんなことも当然これからどんどん起きてくるのではないかと、また早期の改築へ向けて、再度課長の答弁をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問の中ではいただきましたが、香美市の文化施設検討委員会の中でこういった提言をいただくようにしておりますが、その中でやはり図書館というのは本当に今、応急的な処置をしながら維持管理をしているというのが状況でございます。そのため、今委員会の中では早急にも現在の位置でも建てるべきではないかというご意見もございまして、やはりせっかく文化施設検討委員会を立ち上げてるので、大きな視点でやらなければこの際かないのではないかとということで、文化ゾーン的なもの、まちづくりを目指した文化ゾーンとか、あるいは商店街に近い場所に利便性を考えてやるべきではないかとか、あるいは駅前周辺へ、南北道の話も出ておりましたけれど駅前周辺のあたりへとか、そういった4点ほどの大きな位置づけはある程度できております。

あと、今から詰めていくのはそういう位置問題も必要ですけど、やはりまずはどれぐらいの規模とか、先ほどもいただきましたように蔵書数の問題とか駐車場の問題とか、そういった規模的なものも含めまして、具体的に煮詰めてそういった場所の選定をしていこうというふうに現在はなっているところでございます。大まかにそういった状況でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） どうかまた、検討委員会でしっかりと煮詰めていただきながら、また新たな、どこになるかわからんのですけどそういう形で、建設への前進をまた望んでおりますので、どうかその点よろしく願いをいたします。

次に、3点目に入ります。

地域包括ケアシステムでございます。これもまた昨日同僚議員の質問の中に含まれておりましたが、私は私の角度でまたお伺いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化、本当に進んでおります。65歳以上の人口は現在3,000万人を超えており、国民の約4人に1人、2042年の約3,900万人でピークを迎えます。その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代、これは約800万人おるそうですが、75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、厚生労働省においては2025年をめぐりに高齢者の尊厳の保持、そして自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進しています。さらに、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要であります。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じつくり上げていくことが必要であります。市町村では2025年に向けて3年ごとの介護保険事業計画の策定、実施を通じ、地域の

自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していきます。地域包括ケアシステムをより広い視点から捉える社会的な姿勢は、子どものころから生涯教育の観点から意識づけを行っていく上でも重要である、そのように思います。

しかし、そうした意識を持つ個人が地域の中にも、一人一人の思いや意欲だけでは活動が地域的に広がることは期待できないわけであります。こうした地域住民に対する中長期的な意識づけや地域の中に存在する個人の意欲の組織化は、一義的には市町村の役割であることを改めて確認し、市町村が施策として積極的に取り組み、社会全体の運動につなげていくことが重要ではないか、そのように思っております。

また、市町村は地域包括ケアシステムの構築において、中心的な役割を担うべき立場にもあります。法律上もその責務が明記されています。そして、市町村は介護保険の保険者であると同時に住民に身近な基礎的自治体でもあることから、介護保険給付における保険者機能を果たすと同時に、介護保険だけではカバーし切れない部分、自助の活用や互助の組織化、公助による支援などについて、一般財源を含めさまざまな財源、方法によって問題解決を図っていくことが、基礎的自治体としての市町村の重要な役割ではないか、そのように思います。市町村がそれぞれの地域の特性に合った地域包括ケアシステムを構築するためには、介護保険事業計画の作成や地域ケア体制の整備が前提となりますが、その出発点として、各地域の特性、そして課題を客観的に把握しておく必要があるからであります。

以上から、お伺いたします。①として、高齢者実態調査の有無、調査結果のニーズ、そういった分析はできておるかお伺いたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 織田議員の地域包括ケアシステムに関連いたしまして、高齢者実態調査の有無と、調査結果のニーズ分析ということでございます。

高齢者の実態把握調査につきましては、平成25年度に実施いたしております。一つは日常生活圏域ニーズ調査としまして、要介護の方を除きます65歳以上の方を対象に、8,477件の配付で回収が6,149件、回収率72.5%となっております。

もう一つは、これからの介護保険のための調査といたしまして、入所している方を除きます要介護の方に配付896件、回収519件、回収率57.9%で調査を行っております。

最初のニーズ調査におきましては、ニーズといいますか分析のようになりますが、女性の運動機能の低下、また男性につきましては認知機能、社会的役割の低下が多く見られております。また、日ごろ運動している方のパーセントにつきましては、全体の39.6%がおいでですが、運動に取り組みたいと思っておる方も34%ほどありまして、また、運動の場所としましては自宅から近い場所での希望となっております。

それで、平成23年度にも同様の調査を行っておりますが、平成25年度とのアンケートの比較で見ますと、運動機能の低下やとじこもりリスクのほう割合が少し減って

きておりまして、運動機能向上を中心としました介護予防事業にも一定の効果が出ていると考えておりますので、今後も取り組みを進めていきたいと思っております。

認知症につきましては、一般的には65歳以上の15%の発症率と言われておりますが、香美市におきましても要介護1、2の方の増加が見られる中、これにつきましては認知症状による影響が大きいものではないかと思っております。今後、認知症予備軍の方に向けた働きかけが重要だというふうに考えております。

介護が必要になった場合の住まいとしての希望は、介護保険施設への入所希望が多くなっております。今後におきまして、介護1、2の単身の認知症者の増加も見込まれることから、住まいについての検討は必要となっております。

要介護認定者の状況につきましては、介護が必要になった原因としまして認知症、高齢による衰弱、脳卒中の順番となっております。今後運動機能の低下を防ぎながら生活習慣病管理を行うことが重要となっております。

要介護の主な介護者につきましては、配偶者、また娘さん等が主なものとなっておりますが、やはり後期高齢認定者を、また後期高齢者が介護しているという状況も3割ほどあります。このような介護者の困り事としましては、精神的な負担が大きいことが一番に上げられておるところです。

介護保険のサービスの満足度につきましては、8割の方がおおむね満足と回答をいただいております。今後在宅生活を続けるための支援、サービスとしては、往診への希望が高く35%、そして送迎サービス、緊急通報装置の設置というふうなことになっております。今後この調査結果を踏まえながら、第6期計画の中で策定委員会のほうで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。詳しく答弁をいただきました。

②の医療と介護の連携、これは昨日の答弁でありましたので、これは省かせていただきます。

そしてあと、この③、自治会の組織やボランティアの連携、これが私は今後非常に重要になっているのではないかと。我が自治会も敬老会も行いました。必ず市長からのメッセージという形で75歳以上の人口、そして人口推移、100歳の方が何名とかいう、そういったメッセージをいただくわけですが、香美市の人口比率から言うたら、75歳以上はもう2割を超しております。そして今度、この計画に基づく2025年度までにはかなりの比率、そういったものがあるのではないかと。そういったときに現在の病床、ベッド数とかそういうことで対応できるのかとか、そういったことをしっかりとこの10年間の計画の中で行っていくわけなんです。私は地域ぐるみのみんなの互助、助け合いというんですか、そういったことが非常に今後大事になってくるのではないかと、そのように思うわけですが、担当課長の見解、③をひとつお願いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 言われますように、要支援の方が今後地域支援事業のほうへ移るようになります。新しい地域支援事業におきましては、生活支援サービス等の体制整備が言われておりました、やはりここで住民の力、ボランティア、NPO等の活用ということが言われておりますが、ここにつきましては今後の課題でまだまだというふうに思っております。現在あったかふれあいセンター事業におきまして、ボランティアさんが民生委員さんの協力のもと地域の見守り訪問等を行ったりもしております。また、声ともだちによります電話での見守りを行ったり、また傾聴ボランティアとしてそういう方々のお話を聞いたりということもいたしております。また、最近モデル的に自治会の方と見守りについての検討を行っている状況もあるところです。そして、今年度につきましては、物部地区におきまして地域ケア会議を実施するなど取り組みを始めております。この会員につきましては、地域の福祉関係者等、また地域の自治会長さん等にも大柄がメインとなりますがおいでいただきまして、お話等も聞かせていただきながら連携を強めていってるところです。少しずつではありますが、自治会組織、ボランティア等の連携を今後においても進めていきたいというふうに思っています。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。これは私はこの自治会組織、こういったものをやはり積極的に、こういった見回りとか介護の状況等について投げかけを自治体がやっていくいうんですかね、これは民生委員さんと連動して、それぞれの自治会の中では、あの人は元看護師さんであった、栄養士さんであった、そういったもう現役リタイアされた、そういった専門職を持ったそういう人材もたくさんおいでになります。そして、一遍にこれなかなかヨーイドンというわけにはいかんと思いますので、モデル地域としてこの地域からというような形でも構いません。手を挙げる、そういう自治体からだんだんとやっていくのも一つの今後の対応策の選択肢ではないか、そのように思っております。どうかそういうことで自治体と行政がしっかり、また協力をし合うというそういう地域づくり、まちづくりも大事になってくるのではないかと思います、その点について課長。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 地域の中にはさまざまな人材やはり専門的な技能を持った方もおいでますので、今後の自治会との連携の中でそういう専門の方とも協力しながら、また大きな力となっただけだと思いますので、協力の方法を探していきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 次に行きます。

④の認知症高齢者の現状、これかなり今後いろんな介護分野においても比重を占めてくるのではないかと、そのように思っております。これは昨日の答弁とダブるところも

あると思いますが、再度支援員の配置計画についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 現在の認知症高齢者の現状と支援員の配置計画ということですが、平成26年度の要介護認定者は1,956人となっております。認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方が、このうちの1,479人となっております。介護度別につきましては、要介護3から5の方が848人、介護1から2の方が617人、そして、要支援の方が14人という内訳となっております。介護1、2の方につきましてはグループホーム、また有料老人ホーム等に入居されてる方もおいでだと思いますが、多くは在宅の方であるというふうに思っています。在宅の独居の方では、食事や服薬管理等にデイサービスやヘルパーなどの切れ目ないサービスが必要であっても、事業所等の都合が合わなかったり、また経済的な事情で十分なサービスが利用できなかったりと、支援に苦勞されてることが調整をする中で多いようでございます。やはり、認知症につきましては、早期発見、早期対応ということを目指していかなければならないと思いますが、まだまだ困り事が大きくなってからの民生委員さん等の相談等で把握するケースが主となっております。この件数も年間20から25件程度がありまして、集中的な支援が必要となっているのが現状です。そんな中、認知症の早期発見の支援チームというような形の体制が今後の中に生まれようとしていますが、まだまだここについても具体的な話がまだ見えておりませんが、支援員の配置計画については香美市としましても6期計画の中で位置づけていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） けさの高新の朝刊にも認知症患者、今答弁でありましたように早期発見、早期治療ということが載っておりました。なかなか家族も認知症やということで病院に連れて行かないとかいう、そういうような戸惑い等もあるんじゃないかという記事が載っておりましたが、しっかりとこれ支援員さんの専門的知識、そういったものがかなり重要度を増してくるんじゃないかと思っておりますので、6期計画の中でしっかりとした対応の策をまた検討していただいたら、そんなふうに思います。

この4点の中で十分答弁をいただきまして最後⑤、これは市長の見解になっております。介護分野、そういった専門的な場を踏まれた市長の介護人材の需給予測や育成について、市長の考え、計画の中の一部ではあると思いますが、今後の状況を見据えた上で市長の見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員の介護人材の今後の育成等についてのご質問について、お答えをしたいと思います。

議員おっしゃられましたように団塊の世代がもう来年65歳、そして10年先には75歳になるということで、ここが本当に大きな山が動いていますので今の介護保険制度、

あるいは今ちょうど見直しを、来年度からの香美市の保険制度の計画を今見直しをしているところですが、非常にそこを頭に入れてしっかりやらなきゃならないんですけども、さてその議員の質問されてます福祉を支える人材をどう確保していくかということですが、各施設が人材不足に本当に困っておるという状況にあります。この人材不足になっていく大きな原因は、私はやはり福祉の施設、福祉の現場の厳しさがあるだろうとこういうふうに思っています。24時間勤務体制を保たないかんということになりますと、これはもう夜勤を免れることはできません。そういう中での勤務、また、これまでの私たちの国の歴史の中で家族の中に介護しなければならない人が出てきたときに、それは妻の仕事だとか、あるいは娘の仕事だと、嫁の仕事だと、こういうふうな形でこれまで介護は女の仕事だと、こういうふうな意識が長く続いてきました。それがために、やはり労働条件が非常に低くてもいいんだという意識がやはり底辺を流れていて労働条件を悪くしてきている。

もう一つは、女の仕事だということで、社会的な認知を十分に受けていないところがあるというふうに思うんですね。ですから、この現場を目指してくる人が非常に少ないというところもある。やはり誇りを持てる、誇りを持ってやれる労働の現場にするためには、やはりそこは改善をしていかなきゃいけない。一つは、やはり賃金をそれにふさわしい賃金に変えていくことと、そして、その業務にふさわしい配置ができる、人材をそろえるということだと思います。そして、その上で事業者にとってみたら、収支のバランスがとれるというところでないといけないと思うんですね。そういう形にしないと人材はそろわない、事業がうまく展開していかないと思うんです。そうしますとやはり、この介護保険制度を抜本的に見直していく必要があるというふうに思います。今、私たちが計画を見直しをしていますけれども、介護保険料をご負担いただく、これが何もしなくても5,300円ぐらいになりそうだと、こういう予測がもう既に立っています。もともと2,800円や3,000円ぐらいだったものが、今はそこまでもう上げなきゃいけないと、この負担は住民の皆さんにとっても大変大きいわけでありますので、私たちもきちんとした議論をしなければなりませんけれども、国がやっぱり抜本的に介護保険制度を直していく必要がある。もし消費税を入れるのであれば、消費税をやっぱりきちんと介護保険制度の中に入れていただいて、今言った改善ができるような形にしていく必要があると思います。

そして、これは例えば一部の民間だけの改善ができるような手直しでは、これまでのような手直しではなく、官がやってる施設についても、この見直しを含めてやれるというふうな制度にしなければいけないと思います。民のほうは賃金を上げてもいいけども、官のほうは賃金を上げても手当をしませんよというふうな改善ではいけないと思います。官も民も一緒に改善ができるような形にしなければいけません。とりわけ、官が補っている施設は非常にリーズナブルな単価でやっています。つまり、低所得の皆さんが入所できるような形のものになっていますので、ここがだめになると大変大きなダメージを与

えますので、そこはきちんと考えていただきたいというふうに思っています。

そして、こういう仕事に関心を持って勤め始めた人に資格が取れるように、そういう期間も保証しますよというような制度をどうしても入れてほしいと、そういうふうに思っています。介護保険制度、これはどうも都会にはうまくびったりいくんだけれども、地方、人のいないほう、中山間とかそういうところにとっては非常に厳しい効率の悪さが経営をむしばむというようなところで、民がなかなか出てこないというところもあります。ですから、そういう地方の厳しいところには、厳しいなりの手当をするような制度をやっていく必要があると思います。

そして、子どもたちがこの仕事にも関心を持っていただけるように、施設の側も開放して子どもたちを迎え入れる、経験をさせられるようなことをする必要があると思います。子どもたちは小家族で高齢者の姿を見て育ってないというところもありますので、ぜひそういうことも施設の側も努力していかなきゃいけない、まさに施設も市民も当事者も、全てがこの問題に真剣に今取り組まなきゃいけない、まさに国民的な運動でこの人材を何としても補充していく、それにふさわしい職場にしていくということを、今早急に考えなきゃいけないときになってます。私たちもそのために全力を挙げてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。我々としても、また県、そして国へとしっかりとこの市長の思い、そういったものを含めてまたおつなぎをさせていただきたいと、そのように思っております。ありがとうございました。

最後になりますが、光通信設備についてでございます。

情報化によって、私たちの生活はどのように変わってきたんでしょうか。今日の豊かな社会を歴史的な変遷の中で見ると、まさに農業の時代から工業の時代、そして現在情報・知識の時代といった大きな社会の変化が見えてくるわけでありまして。農業の時代では、土地をもとに作物を生産することを社会の基本としてきました。そして情報・知識の時代では、情報システムにより知的財産やさまざまな知恵やノウハウを創造し、共有し、それを活用する社会が実現しようとしています。言いかえると、機械化が労働の代替を目的としたのに対し、情報化は知的活動の代替を目的とし、世界はまさに知識集約型の社会構造に変化してきています。企業の競争力強化、経済構造改革、行政改革が実現されることが情報化の本質でもあります。情報化は21世紀の国力の基礎ともなり得る、そのように思うわけでありまして。

以上のことから①の予算執行、1年おくれで工事着手となったわけでありまして、これは公平であるべきインフラ環境整備、これは情報通信格差の解消、そういったことも以前私は取り上げ質問もさせていただきました。地域情報化の推進、そういったことも含めてこの行政の持つ公平性、そういった観点から言うたら一時も早い開通を願っていた、そういう市民の方もおいでになるわけでございますが、前課長から今度課長がかわ

りまして、今年はこれ3回目ぐらいの質問だと思いますけど、担当課長はこれをどのように捉えているか。全然おくれとかそんなのはわかりません言うんやったら、それで構いませんので。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 織田議員のインフラ環境整備についてのご質問にお答えいたします。

起債等の決定や諸手続を待って、平成25年12月、昨年12月25日付で西日本電信電話株式会社に対して、ブロードバンド整備事業補助金の交付決定通知を行っております。交付決定後、工事に入る前に必要な基本設計、これをずっと進めておりました。この基本設計に時間を要しております、既に工事も着手されておりますので、今後工事の進捗を見きわめながら、開通予定におくれが生じることがないように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 基本設計に手間取ったというそういう答弁がありましたが、これは誰が対応をしたわけですか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 基本設計は事業者が行っております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 事業者が基本設計、設計段階で言うたらおくれた。行政側のプッシュも弱かったのではないのか、私はそのように感じておりますけども、課長がかわっておりますので、それはもう言いませんが。

②に行きます。予算計上、以前から3億円、過疎債を活用しての事業であるが、実際の事業費、それと供用開始日、これは非常に大事な点でありますので、それをご答弁願います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

事業の補助金総額は2億7,000万円、うち過疎債が2億5,090万円、一般財源が1,910万円となっております。肝心の供用開始日についてですが、本事業において全てのエリアでサービス提供が可能となるのは来年27年3月1日の予定となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは補助率、これは計算したらわかります。そして平成27年3月1日供用開始、これは部分的なそういう開通も視野に含んでおる、そういうような話はいただいてないですか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 部分的な開通というのは、もう工事の進捗によって多少、例えば美良布が早く開通するとか大栃が開通するとか、そういったことは考えられますが、まだ具体的な話は事業者から伺っておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。そういうことで、3月1日にはある程度の地域で開通が十分可能であると。また今後、基幹集落を中心にとということなんですが、またしっかりと事業者のほうともタイアップ、プッシュをしていただいて、延伸というのか、そういう方向にもまたケーブルの敷設がかなうような、そういう形でしっかりとまた担当課長としてはまたプッシュをしていただきたいと思います。

これは高知県下にあってもこの光通信、ほうぼうの地域でもう開通、供用しております。そういった中でいろんな問題点もあったわけなんです。民民でやるということで私は大変よかったのではないかなと、後々行政が維持管理をする、そういう制度をとったところはなかなか後々大変な状況であると、そのようにも伺っておりますが。今、副市長の前今田課長が、民民でも交付決定というのか、県のほうにもしっかりとお願いしたという経緯があるということもお伺いしておりますので、どうかまた今後とも広範囲な地域で利用できるようなことを、担当課長としてもプッシュをお願いしたいと思います。

それでは、最後の登壇で最後の質問であります。

この情報化社会、これを担当課長、どのように捉えておりますか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

若干私見も交わりますが、先ほども情報化のことについて織田議員がおっしゃられましたように、キーワードを入力すれば、検索すればあらゆる情報が得られる、また各種サービスの予約ができたりショッピングができたりと、インターネットなど情報技術の進歩によって社会の情報化は目覚ましく、今後ますます多様な利活用が図られていくと考えております。

ただ一方、ネット上の情報が必ずしも正しいものであるとは限りませんし、フェイスブックやLINEなど、SNSにおけるなりすまし等、ITを悪用した犯罪も増加しております。利用する側の知識や情報の取捨選択も必要となってくると思います。また、大量の情報があふれる時代ではありますが、高齢化が進む中においてはテレビやラジオなどによる情報伝達や新聞や広報誌など、紙媒体による情報提供もますます重要になってまいりますし、また何より人と人とのコミュニケーションが必要不可欠であると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 情報通信、これは関係ない人にとっては携帯電話にしる、パソコン、インターネットにしる、関係ない人にとっては何ちゃあ必要ないぜよと、十人十色さまざまな対応があるわけです。しかしながら、この現在の膨大なさまざまな情報、さまざまな分野の情報、これはもう日本また世界の情報等も一手に入るわけです。極端な話が、家庭でいながらずっとパソコンでデスクワークで仕事もできるとかいう、そういったようなことも十分可能なわけでありまして、また端末機を取りかえることによってさまざまな対応もできると、そういった利便性も含んでおります。確かに iPadとかいう無線でやるようなそういうあれもあります、起業、会社を起こして膨大な情報のやりとり、そういったことをする上においては、やはりしっかりと光通信、今100メガから1ギガに変わってきておるんですが、パソコンをかえることによって情報のやりとりがもう高速でスムーズにできるようになる、そういう時代の流れであります。

どうかそういうことで私も微力ながらさまざまな情報を入手して、この香美市のさまざまな地域の課題、そういった改善に向けて情報が提供できるように、またしっかりと市の取り組みもしてみたいと思います。

以上のことから市長、最後に一言そのことについての見解をお願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

この月曜日に国土交通省の高松のほうに行ってまいりました。道路の陳情をさせていただいたんですけれども、建設課長が言うように、この道路というのはもう命の道だということで、私たちの命なんだとこういうお話をさせていただいて、しっかり政策は進めていただくように申し上げました。

今、国会が始まっておりまして、地方創生の国会というように言われております。まさに地方創生の時代にあって、この通信網も私たち地方にとって命だというふうに思っております。

皆さんご承知の方も多いと思いますけれども、国会の長谷川議員さんがちょうど総務大臣政務官になられまして、この通信関係についてもしっかりと相談をしようとお話をいただいておりますので、何とかおくれをとらないようにしっかりと取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問が全て終わりましたので、10月9日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、10月9日は休会とすることに決定しました。

次の本会議は10月10日午前9時に開きます。
(午後 3時42分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日 金曜日

平成26年第7回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年10月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月10日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ くり 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松美公 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 野口恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 77号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 78号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 79号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 80号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 81号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 82号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 85号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 86号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 88号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 89号 香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成26年10月10日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 74号 平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 75号 平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 76号 平成26年度香美市一般会計補正予算(第5号)

- 日程第13 議案第 77号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 78号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 79号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 80号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 81号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 82号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 83号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 85号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 86号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第 88号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第 89号 香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について

会議録署名議員

3番、利根健二君、4番、山崎眞幹君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(石川彰宏君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第65号、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第66号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第67号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第68号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第69号、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第70号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第71号、平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第72号、平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 73 号、平成 25 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 74 号、平成 25 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 75 号、平成 25 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 76 号、平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 77 号、平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 78 号、平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 79 号、平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 80 号、平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 81 号、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）

補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第82号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第83号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番です。少しお尋ねします。

佐岡小学校を廃校し佐岡コミュニティセンターへ用途変更するということでわかりませんが、その集会所のほうへの移行で設置とか管理に関する条例のほうにうたわねばならないというふうに私は考えるんですが、それは今回は出てないようですが、今後佐岡コミュニティセンターという位置づけで運営していくのであれば、そちらのほうはどのような展開になるのか、その点についてお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、本廃止条例につきましては、この条例をもとに可決された後に、これから県、国への廃校申請の手續に必要ということで、先に廃校という手續をしております。その後、流れ的に申し上げますと、今議会後に文科省のほうにコミュニティセンターへの転用申請を提出するという段取りになってます。その後、12月につきましては例の改修工事の補正予算、コミュニティセンターへするための補正予算、それから、まず予定では平成27年1月に文科省へコミュニティセンターへの転用許可がおりるだろうという想定、それから、コミュニティセンターへの改修工事が始まりまして、2月の教育委員会定例会におきまして公民館、コミュニティセンター条例の議案を承認していただいて、3月議会へ条例を提出するという段取りにしております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

よくわかりました。ただ、その間の使用、やっぱり使用料等も集会所の設置管理に関する条例等ではうたってるわけですが、使われる地域の方々、それから地域外の方々が使うときには、その部分の運営はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

その間につきましては、まだコミュニティセンターでも集会所でもないのが基本的に教育委員会の管理ですけど、ただ改修等が入りますのでその辺を考慮して、現在でも学

校施設を開放はしておりますがお金はとっておりませんので、そういうことでやっております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第85号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第86号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第87号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第88号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第89号、香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第65号から日程第24、議案第89号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は10月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、10月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は10月20日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

(午前 9時14分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 6 年 1 0 月 2 0 日 月曜日

平成26年第7回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年10月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月20日月曜日（会期第20日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松美公 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 野口恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 77号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 78号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 79号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 80号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 81号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 82号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 85号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 86号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 88号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 89号 香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 決議案第 1号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 決議案第 2号 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について
- 意見書案第 5号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について
- 意見書案第 6号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について
- 意見書案第 7号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について

議事日程

平成26年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第20日目 日程第5号)

平成26年10月20日(月) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第10 議案第 74号 平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 75号 平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 76号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第 77号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 78号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 79号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 80号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 81号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 82号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 83号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 85号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 86号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 87号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第 88号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第 89号 香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 決議案第 1号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第26 決議案第 2号 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第27 意見書案第 5号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第 6号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第 7号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について
- 日程第30 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第31 議員派遣の件

会議録署名議員

3 番、利根健二君、4 番、山崎眞幹君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

監査委員から例月出納検査報告書が提出されていますので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。また、本日議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等については、決議案2件と意見書案3件を本日追加議題とし、委員会付託を省略して提案説明から採決まで行うことにいたしました。

続きまして、12月定例会等の会期・日程については、協議の結果、別紙予定表のとおり決定いたしました。

また、本日定例会終了後議員協議会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第65号、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第89号、香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定についてまで、以上24件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第65号、議案第76号、議案第82号、議案第86号です。審査の経過と結果を報告します。

まず、議案第65号、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、審査に日数を要するため閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第76号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）は、連合審査会で質疑が終了しており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし質疑を行いました。条文中の4人を5人に改めるとある。5人目の方は防災会議の中でどういう位置づけかとの質疑に対し、追加の県職員は、高知県が南海トラフ地震対策として平成26年4月に設置した高知県危機管理部南海トラフ地震対策課中央東地

域本部の災害対策に専門的な知識を有する方をお願いするものであると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第82号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑に先立ち、提案の議案第86号の駐車場の金額と例規集にある香美市営住宅条例の中の駐車場の金額が違っていることについて、例規集が誤記である旨の補足説明が執行部からありました。特段の質疑はなく採決を行いました。議案第86号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。17番、依光美代子でございます。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第80号、議案第81号、議案第83号、議案第85号、議案第87号、議案第88号、議案第89号の以上11件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第70号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第71号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第72号、平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第73号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての以上4件は、引き続き慎重審査の必要を認め、閉会中の継続審査にすべきと決定しました。

次に、議案第80号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし審査に入りました。各段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第80号は、全員賛成をもって可決すべきと決定いたしました。

議案第81号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。最初に、地域ケア会議とは、これまでやってきた地域ケア会議とは別で本年度から新たに物部町で始めた地域ケア会議のことである。次に、増額の理由については、新たに福祉関係者に入ってもらい委員会方式で行うため、報償費から報酬に組み替えるものである。次に、その回数と内容については、今までに3回実施し、今後月1回を今月から2月まで行う予定である。内容は物部地域のサービス事業の課題を出し合い、その中から物部地域でのサービスのあり方を検討していく。その検討をもとにして香美市全体へ広げていこうとするものであるとの答弁でした。

以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成をもって可決すべきと決定いたしました。

議案第 83 号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 83 号は、全員賛成をもって可決すべきと決定いたしました。

議案第 85 号、香美市高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、利用条件が緩和されどのように変化するかについては、一定期間を必要に応じてと改正することで、従来は養護老人ホームなどに入所待ちの間の利用であったが、これからは継続して利用が可能となる。そこで介護サービスを受けながら生活できるようにするものである。次に、利用者数については、現在 6 世帯 8 人が利用しているとの答弁でした。

以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第 85 号は、全員賛成をもって可決すべきと決定いたしました。

議案第 87 号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし審査に入りました。来年 4 月から現状の保育がどのように変わっていくのかについては、この条例は現在ある認可保育施設とは関係なく、今の保育が変わるものではない。家庭的保育事業とは、自分の家で 5 人以下の子どもを託児するため、研修を受け市に認可してもらう保育事業である。香美市で該当しそうな小規模保育は 1 カ所である。しかし、小規模保育三育ほっとハウスが手を挙げかけているが、何日間かの認定研修が必要なので、来年 4 月からの開設には間に合わない。その他の保育事業に該当するところはない。高知県内にはこの条例に該当する家庭的保育も居宅訪問型保育ともない。次に、3 ページの連携協力とはについて、現施設との間で子どもを預かり合うものではない。家庭内保育で子どもを託児していて、その施設から出ていくようになったときに連携するということでもあります。議案第 87 号、第 88 号は県条例に合ったものを市町村が請け負うことになったので制定するもの。次に、4 ページの代替保育とは、職員が休むなどで保育ができなくなったとき他の施設間で預かり合うものではなく、その事業所内でかわりとなる人材を別に構えておきなさいということ。次に、市が監査に入るのか、また保育が適性にできているのかも含め行うのかについては、市が認可すれば監査の対象となる。現在ひまわり保育所もしているとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第 87 号は、全員賛成をもって可決すべきと決定しました。

議案第 88 号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし審査に入りました。格段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 88 号は、全員賛成をもって可決すべきと決定いたしました。

議案第 89 号、香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。格段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 89 号は、全員賛成をもって可決すべきと決定いたしました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） おはようございます。15番、織田で
ございます。

今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第74号、議案第75号、議案第77号、議案第78号、議案第79号の9件であります。審査の経過と結果を報告します。

議案第66号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件は審査に日数を要するため継続審査と決定しました。

議案第74号、平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、決算の状況から建設仮勘定をどのように実施したのかとの質疑に、平成25年度決算において公共下水道工事に影響する上水道の設計委託費及び移設工事費は、建設仮勘定に計上し完了後に建設仮勘定から固定資産の構築物に振りかえたとの答弁。上水道の統合は順調に推移しているかとの質疑に、上水道と簡易水道の統合に向けた作業は順調に進んでいるとの答弁。統合のおくれによる国からのペナルティーはあるかとの質疑に、あるとのことだが現時点では明らかにされていないとの答弁。老朽化等による漏水が以前から指摘されているが有収水量の現状はどの質疑に、上水道は継続的な取り組みにより有収水量は改善されている。今後は簡易水道の漏水対策も進めていきたいとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第74号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

議案第75号、平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、事業費用の総係費の負担金が前年度より大幅に増大しているが内訳はどの質疑に、人件費に加え新企業会計システムに変更した額の合計であるとの答弁。上水と工業用水のシステム構築費はどの質疑に、上水、工水を合わせたものであるとの答弁。その費用は案分かとの質疑に、システムは別々に稼働しているため各システムの費用を合わせた額であるとの答弁。光熱水費の使用内容はどの質疑に、ポンプの維持管理における電気料と電話料であるとの答弁。管理は委託かとの質疑に、直営で対応しているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第75号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

議案第77号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、災害時の費用を一般会計から繰り入れているが、国の補助対応についてどの質疑に、上水道については190万円以上、簡易水道及び飲料水供給施設については100万円

以上で補助率は国が2分の1、激甚災害の場合は3分の2であるとの答弁。簡易水道及び飲料水供給施設については、100万円以上であるため小規模では対象にならないが額を下げる議論はしたかとの質疑に、国の要件緩和がすぐにはいかないが、今後は国の補助制度以外についても調査、検討していきたいとの答弁。需用費の修繕内容と委託料は新たに追加されたものか、また、公有財産購入目的と場所はとの質疑に、物部町、香北町など山間地では濁水による被害、土佐山田町管内では落雷による被害である。通常の業務の管理委託費用である。楮佐古簡易水道施設の敷地が未登記のため、所有権移転の登記を行い購入するためとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第77号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

議案第78号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、下水道費負担金の増額の現状はとの質疑に、宅地開発の進展や下水区域のエリア拡張によるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第78号は、全員賛成にて可決すべきものと決しました。

議案第79号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、下水道維持管理費の修繕費の場所及び必要性和還付金についての質疑に、修繕費はマンホールのかさ上げ5カ所で国道195号及び市道を対象に実施。香北支所建てかえに伴い、既存の下水道監視装置を新庁舎へ移設する費用との答弁。還付金については、大宮小学校の下水料算定誤りによるものとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第79号は、全員賛成にて可決すべきものと決しました。

最後に、当委員会として、仮称産業振興条例の制定に向け調査研究することを確認しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号から議案第73号までの9件の議案については、各常任委員長から会議規則第112条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。ただいまの9件の議案については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉

会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第74号、平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第75号、平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第76号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第25、決議案第1号、行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議についてから日程第29、意見書案第7号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出についてまでは追加の案件であ

ります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、日程第25、決議案第1号から日程第29、意見書案第7号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第25、決議案第1号、行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 決議案第1号、行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成26年10月20日提出、香美市議会議長、石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 依光美代子

行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、行財政改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 行財政改革推進特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条 |
| 3 | 設置の目的 | 地方分権改革の推進は、国と地方の役割分担を見直し、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし、活力に満ちた地域社会を実現することであり、地方自治体が自らの判断と責任の下で、行財政運営を行う必要がある。一方、景気悪化に伴う税収減や少子高齢化の進行による社会保障費の増大などにより、依然として地方財政は、危機的な状況にある。今後、合併特例による地方交付税の優遇措置が終わることも踏まえ、香美市の将来の財政運営は、基金残高も減少し、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供や地域の活性化を図っていくことができなくなる。 |

以上のことから香美市においては、今後一層の行財政改革を図り、併せて市民負担の公平で公正な均衡ある行財政運営を進めるため、全般に亘って調査及び研究を行い、執行部に対し強

方に意見の提言を行う目的をもって行財政改革推進特別委員会を設置する。

なお、特別委員会としてその成果と反省を速やかに取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、確実に実効ある改革が進められるよう確認していく。

4 委員の定数 8名以内

5 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。

6 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。

7 施行期日 平成26年10月20日

以上、決議する。

平成26年10月20日、高知県香美市議会

以上でございます。

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前 9時40分 休憩）

（行財政改革推進特別委員会委員の名簿を配付）

（午前 9時41分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第1号が議決されましたので、行財政改革推進特別委員会の委員の選任を行う必要があります。

行財政改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定

により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名いたしますので、よろしく願いいたします。

【行財政改革推進特別委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） ただいま選任しました行財政改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

（午前 9時42分 休憩）

（行財政改革推進特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前10時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた委員会におきまして、行財政改革推進特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

行財政改革推進特別委員会の委員長は爲近初男君、同じく副委員長は山崎龍太郎君、以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長はよろしく願いいたします。

続きまして、日程第26、決議案第2号、定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 決議案第2号 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成26年10月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 依光美代子

定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、定住人口増加促進特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 名 称 | 定住人口増加促進特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条 |
| 3 設置の目的 | 現在の本市の人口は、27,213人であり、合併した平成18年と比較すると、約2,600人の減少である。 |

人口が減少することにより、産業・文化・教育等の衰退が進行する一方、市財政における自主財源やまちづくり計画にも影

響が出てくる。特に若者の流出は深刻である。

以上のことから、本市においては将来の発展を期し、人口増に関する施策の展開を図るための調査・研究を行い、市長に提言することの目的を持って、定住人口増加促進特別委員会を設置する。

4 委員の定数 8名以内

5 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。

6 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。

7 施行期日 平成26年10月20日

以上、決議する。

平成26年10月20日、高知県香美市議会

以上です。

【決議案第2号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決をすることに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

（定住人口増加促進特別委員会委員の名簿を配付）

（午前10時07分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第2号が議決されましたので、定住人口増加促進特別委員会の委員の選任を行う必要があります。

定住人口増加促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名いたしますので、よろしくお願いたします。

【定住人口増加促進特別委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） ただいま選任しました定住人口増加促進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

（午前10時07分 休憩）

（定住人口増加促進特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前10時20分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた委員会におきまして、定住人口増加促進特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

定住人口増加促進特別委員会の委員長は山崎眞幹君、同じく副委員長は山本芳男君、以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長はよろしくお願いたします。

次に、日程第27、意見書案第5号、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

意見書案第5号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年10月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）

2014年産米は、高知県、宮崎県、鹿児島県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4000円程度下回る12000円台（1俵60kg）」などと取り沙汰されています。また、生産者の米価となる農協の「概算金」が全国的に発表されていますが、米の生産にかかる費用（60kg・16000円）の半分にも満たない7000～8000円台の産地・銘柄が続出しており、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、本市においては耕作放棄地が益々増え、地域の荒廃・過疎化が進むこととなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

主食の米の需要と価格の安定をはかるのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確

になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、農林水産大臣 西川公也殿、経済産業大臣 小淵優子殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、意見書案第6号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。

意見書案第6号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年10月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿

提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 同 大岸真弓、賛成者 同 依光美代子

本意見書案につきましては案文を朗読いたしまして提案の説明とさせていただきます。

「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）

多極分散型の国土形成の必要性が第四次全国総合開発計画でうたわれて久しいが、東京一極集中の是正や個性と魅力ある地方をつくるといった観点に立てば、改めて中山間地域の再生に向けたさまざまな施策の拡充は論を待ちません。とりわけ、世界有数の森

林国である我が国においては、その大部分が中山間地域に位置していることから、林業の振興を図ることで、人口流出防止のダムの効果を果たすことになると考えますし、また、そのことが地方再生の原点になるとも考えます。

よって、国におかれては、「森林・林業基本計画」の推進と平成27年度予算に際しては、次の事項を実現するよう強く要望します。

1 「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と、その予算を確保すること。

また、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安定的財源確保を図ること。

2 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び、再造林に必要となる苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。

3 民有林における森林経営計画の定着に向け、境界確定、路網整備、不在村者対応を初めとする集約化促進に対するさらなる支援の拡充を図ること。

また、計画作成率の促進を図るため、市町村への林務担当職員の配置に向けた検討を行うとともに、計画を作成する人材の育成・確保等の対策を強化すること。

4 「木材自給率50%以上」の達成に向け、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく、地域材を利用したCLT工法等を用いた公共建築物整備の促進を図るとともに、販売コーディネート機能をあわせ持つ官民共通のストックヤードの整備など、地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。

未利用資源を活用した木質バイオマス等再生可能エネルギー政策の推進に当たっては、適正な原木買取価格を山元へ還元をすること。また、地域林業の確立、地域雇用の確保を図ること。

5 国の事業の発注に当たっては、都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保を初め、事業者の育成・確保の見立てに立った入札制度に見直すとともに、地域雇用の拡充と雇用改善に向け、地元企業などに対する優遇措置を講じること。

6 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業による公的森林整備の拡充を図ること。

あわせて、森林農地整備センターに係る受け皿法人の検討に当たっては、事業実施に係る組織の早期具体化と体制の充実を図ること。

また、不在村所有森林などの集約施業が困難な森林については、地方公共団体等の買い入れ促進を図る管理代行制度を進めるため、全額国費による予算措置を講じること。

7 国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進する一方、組織・技術

力・資源を活用した民有林への指導とサポートを通して地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 下村博文殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、農林水産大臣 西川公也殿、経済産業大臣 小淵優子殿、国土交通大臣 太田昭宏殿、環境大臣 望月義夫殿、林野庁長官 今井敏殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚議員の皆様のご賛同を心からお願いをいたしまして、意見書の提案説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、意見書案第7号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

意見書案第7号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年10月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書（案）

下記の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に「山村振興法」が制定され、これまで国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土と自然環境の保全、水源の涵養、地域の温暖化防止等、多面的で公益的な役割を果たしています。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題を抱え、依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に切れることから、山村地域の振興や地域林業の確立、そして就業機会の拡大や雇用の確保、若者定住等、今後一層の施策の拡充に向け、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要請します。

1 「山村振興法」を延長し、「森林・林業基本法」による施策の展開（第2条：多面的機能の発揮、第15条：定住の促進、第17条：都市と山村の交流）を踏まえた都市と山村の較差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。

また、山村振興法第3条（山村振興の目標）に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保及び若者定住に向けた条件整備を明確に位置づけ、対策を講じること。

2 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出及び、「固定価格買取制度」に係る、原木の買取価格補償等の制度化を図ること。

3 地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び山村市町村への林務担当職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。

4 林業事業体従事者、特に若者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月20日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 下村博文殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、農林水産大臣 西川公也殿、経済産業大臣 小淵優子殿、国土交通大臣 太田昭宏殿、環境大臣 望月義夫殿、林野庁長官 今井敏殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩にいたします。

（午前10時43分 休憩）

（特別委員会の閉会中の継続調査申出書を配付）

（午前10時45分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から、会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

10月1日に開会されました平成26年第7回香美市議会定例会は、本日までの20日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）を初め、提出されました全議案に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。ただ、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など9件の決算議案については、各常任委員会の継続審査となりましたので、それぞれ12月の議会定例会までに慎重な審査をされるようお願いいたします。

開会中には台風19号が上陸し避難勧告が出され心配しましたが、災害もなく無事何よりでございました。また、18日、19日に行われました第33回刃物まつりは、晴天に恵まれ大勢の人が訪れにぎわい、また姉妹都市であります積丹町、あわら市の方々がそれぞれの特産品を販売していただき、姉妹都市のきずなを一層深めていただきました。

本日で第7回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対し、格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げまして、閉会に当たり私のご挨拶といたします。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成26年第7回香美市議会定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

10月1日に開会されまして、本日までの20日間の議会が終了するというごことですが、本定例会に提案をいたしました議案につきまして、議員の皆様におかれましてはそれぞれ慎重なる審査をいただきまして認定、可決をいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

本定例会では12名の議員の皆様から一般質問をいただきました。まちづくりにつきまして、移住あるいは文教、活性化といったそれぞれの分野からご意見をいただきました。本当に示唆に富んだお話もありまして、私どもとしてもしっかりと受けとめなきゃいけないというふうに思っております。また、安全、安心の課題、そして福祉、子育ての課題でも市民の皆様の実情な状況を踏まえたご質問をいただきました。その点につきましても強く受けとめておるところでございます。私どもとしては、ただいまの現時点でできる限りの答弁に努めたつもりでございますけれども、議員の皆様からしたら不十分に映った点多々あるかと思っております。このことにつきましては今後一層勉強、努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

今年の夏は大変台風が襲来をいたしまして、市民の皆さんの暮らしを脅かしてきましたけれども、季節は移ろいまして今は朝夕大変涼しい季節となりました。これからは一層寒さが重なっていく厳しい季節になろうかと思っておりますので、議員の皆様におかれましては十分に体に留意されまして、地域の活性化、また市民の福祉向上のためにご活躍、活動いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

終わりとなりますけれども、本議会におきまして適切な審議とご決定をいただきまし

たことに改めてお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして私からの閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

執行部の皆様、ご起立を願います。皆さんまことにありがとうございました。お疲れさまでございました。

○議長（石川彰宏君） ありがとうございました。

これをもって平成26年第7回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時52分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成26年第7回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	1日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第84号は本会議方式で採決まで
第2日	2日(木)	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 議案精査のため
第3日	3日(金)	休 会	〃
第4日	4日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	5日(日)	休 会	〃 〃
第6日	6日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	7日(火)	本会議	一般質問①
第8日	8日(水)	本会議	一般質問②
第9日	9日(木)	本会議	一般質問③（会派代表者会議）
第10日	10日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会（議案第76号） 総務常任委員会の審査（議案第65・76・82・86号）
第11日	11日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	12日(日)	休 会	〃 〃
第13日	13日(月)	休 会	〃 〃
第14日	14日(火)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 （議案第70・71・72・73・80・81・83・85・87・88・89号）
第15日	15日(水)	休 会	産業建設常任委員会の審査 （議案第66・67・68・69・74・75・77・78・79号）
第16日	16日(木)	休 会	議案審査整理のため
第17日	17日(金)	休 会	〃
第18日	18日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第19日	19日(日)	休 会	〃 〃
第20日	20日(月)	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案（委員会付託を省略し、提案説明から採決まで）

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第65号	平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続	全員賛成
議案第66号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第67号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第68号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第69号	平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第70号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第71号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第72号	平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第73号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第74号	平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第75号	平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第76号	平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第77号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第78号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成

議案第79号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第80号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第81号	平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第82号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第83号	香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第85号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第86号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第87号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第88号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第89号	香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

決議案第1号

行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成26年10月20日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 比与森 光 俊

賛成者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 " 山 崎 眞 幹

賛成者 " 千 頭 洋 一

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 依 光 美代子

行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、行財政改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 行財政改革推進特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
- 3 設置の目的

地方分権改革の推進は、国と地方の役割分担を見直し、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし、活力に満ちた地域社会を実現することであり、地方自治体が自らの判断と責任の下で、行財政運営を行う必要がある。一方、景気悪化に伴う税収減や少子高齢化の進行による社会保障費の増大などにより、依然として地方財政は、危機的な状況にある。今後、合併特例による地方交付税の優遇措置が終わることも踏まえ、香美市の将来の財政運営は、基金残高も減少し、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供や地域の活性化を図っていくことができなくなる。

以上のことから香美市においては、今後一層の行財政改革を図り、併せて市民負担の公平で公正な均衡ある行財政運営を進めるため、全般に亘って調査及び研究を行い、執行部に対し強力に意見の提言を行う目的をもって行財政改革推進特別委員会を設置する。

なお、特別委員会としてその成果と反省を速やかに取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、確実に実効ある改革が進められるよう確認していく。
- 4 委員の定数 8名以内
- 5 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
- 6 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
- 7 施行期日 平成26年10月20日

以上、決議する。

平成26年10月20日

高知県香美市議会

行財政改革推進特別委員会委員の名簿

【 行財政改革推進特別委員会 8人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	甲 藤 邦 廣	9	爲 近 初 男
2	小 松 孝	1 3	山 崎 龍太郎
6	濱 田 百合子	1 5	織 田 秀 幸
7	村 田 珠 美	1 7	依 光 美代子

決議案第2号

定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成26年10月20日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 比与森 光 俊

賛成者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 " 山 崎 眞 幹

賛成者 " 千 頭 洋 一

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 依 光 美代子

定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、定住人口増加促進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 定住人口増加促進特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
- 3 設置の目的 現在の本市の人口は、27,213人であり、合併した平成18年と比較すると、約2,600人の減少である。
人口が減少することにより、産業・文化・教育等の衰退が進行する一方、市財政における自主財源やまちづくり計画にも影響が出てくる。特に若者の流出は深刻である。
以上のことから、本市においては将来の発展を期し、人口増に関する施策の展開を図るための調査・研究を行い、市長に提言することの目的を持って、定住人口増加促進特別委員会を設置する。
- 4 委員の定数 8名以内
- 5 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
- 6 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
- 7 施行期日 平成26年10月20日

以上、決議する。

平成26年10月20日

定住人口増加促進特別委員会委員の名簿

【 定住人口増加促進特別委員会 8人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
3	利 根 健 二	1 0	千 頭 洋 一
4	山 崎 眞 幹	1 2	山 崎 晃 子
5	森 田 雄 介	1 6	比与森 光 俊
8	小 松 紀 夫	1 8	山 本 芳 男

意見書案第5号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年10月20日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 織田秀幸

賛成者 " 大岸真弓

賛成者 " 依光美代子

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）

2014年産米は、高知県、宮崎県、鹿児島県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4000円程度下回る12000円台（1俵60^{キロ}）」などと取り沙汰されています。また、生産者の米価となる農協の「概算金」が全国的に発表されていますが、米の生産にかかる費用（60^{キロ}・16000円）の半分にも満たない7000～8000円台の産地・銘柄が続出しており、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、本市においては耕作放棄地が益々増え、地域の荒廃・過疎化が進むこととなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

主食の米の需要と価格の安定をはかるのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処

理を実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	西川公也殿
経済産業大臣	小渕優子殿

高知県香美市議会議長 石川 彰 宏

意見書案第 6 号

「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 26 年 10 月 20 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 山本 芳 男

賛成者 〃 大岸 眞 弓

賛成者 〃 依 光 美代子

「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）

多極分散型の国土形成の必要性が第四次全国総合開発計画でうたわれて久しいが、東京一極集中の是正や個性と魅力ある地方をつくるといった観点に立てば、改めて中山間地域の再生に向けたさまざまな施策の拡充は論を待ちません。とりわけ、世界有数の森林国である我が国においては、その大部分が中山間地域に位置していることから、林業の振興を図ることで、人口流出防止のダムの効果を果たすことになると考えますし、また、そのことが地方再生の原点になるとも考えます。

よって、国におかれては、「森林・林業基本計画」の推進と平成 27 年度予算に際しては、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と、その予算を確保すること。

また、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安定的財源確保を図ること。

- 2 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び、再造林に必要となる苗木の安定供給体制の確立、種苗事業体の育成対策を強化すること。

また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。

- 3 民有林における森林経営計画の定着に向け、境界確定、路網整備、不在村者対応を初めとする集約化促進に対するさらなる支援の拡充を図ること。

また、計画作成率の促進を図るため、市町村への林務担当職員の配置に向けた検討を行うとともに、計画を作成する人材の育成・確保等の対策を強化すること。

- 4 「木材自給率50%以上」の達成に向け、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく、地域材を利用したCLT工法等を用いた公共建築物整備の促進を図るとともに、販売コーディネート機能をあわせ持つ官民共通のストックヤードの整備など、地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。

未利用資源を活用した木質バイオマス等再生可能エネルギー政策の推進に当たっては、適正な原木買取価格を山元へ還元をすること。また、地域林業の確立、地域雇用の確保を図ること。

- 5 国の事業の発注に当たっては、都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保を初め、事業体の育成・確保の見立てに立った入札制度に見直すとともに、地域雇用の拡充と雇用改善に向け、地元企業などに対する優遇措置を講じること。

- 6 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業による公的森林整備の拡充を図ること。

あわせて、森林農地整備センターに係る受け皿法人の検討に当たっては、事業実施に係る組織の早期具体化と体制の充実を図ること。

また、不在村所有森林などの集約施業が困難な森林については、地方公共団体等の買い入れ促進を図る管理代行制度を進めるため、全額国費による予算措置を講じること。

- 7 国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進する一方、組織・技術力・資源を活用した民有林への指導とサポートを通して地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	下村博文殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
農林水産大臣	西川公也殿
経済産業大臣	小渕優子殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
環境大臣	望月義夫殿
林野庁長官	今井敏殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第7号

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の
延長と施策の拡充に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年10月20日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 織田秀幸

賛成者 〃 大岸真弓

賛成者 〃 依光美代子

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の
延長と施策の拡充に係る意見書（案）

山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経
済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に「山村振興法」が制定され、こ
れまで国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土と自然環境の保全、水源の涵養、地域の温暖化防止等、多面的で
公益的な役割を果たしています。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、
生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題を抱え、
依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に切れることから、山村地
域の振興や地域林業の確立、そして就業機会の拡大や雇用の確保、若者定住等、今後
一層の施策の拡充に向け、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1 「山村振興法」を延長し、「森林・林業基本法」による施策の展開（第2条：多面的機能の発揮、第15条：定住の促進、第17条：都市と山村の交流）を踏まえた都市と山村の較差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。
また、山村振興法第3条（山村振興の目標）に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保及び若者定住に向けた条件整備を明確に位置づけ、対策を講じること。
- 2 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出及び、「固定価格買取制度」に係る、原木の買取価格補償等の制度化を図ること。
- 3 地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び山村市町村への林務担当職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。
- 4 林業事業体従事者、特に若者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月20日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	下村博文殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
農林水産大臣	西川公也殿
経済産業大臣	小渕優子殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
環境大臣	望月義夫殿
林野庁長官	今井敏殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成26年10月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第65号	平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第66号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第67号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第68号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第69号	平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第70号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第71号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第72号	平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第73号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	26.10.20
議案第74号	平成25年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.10.20
議案第75号	平成25年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.10.20
議案第76号	平成26年度香美市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	26.10.20
議案第77号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	26.10.20
議案第78号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	26.10.20
議案第79号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	26.10.20
議案第80号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	26.10.20
議案第81号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	26.10.20
議案第82号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.10.20
議案第83号	香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.10.20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 84 号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.10. 1
議案 第 85 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.10.20
議案 第 86 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.10.20
議案 第 87 号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	26.10.20
議案 第 88 号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	26.10.20
議案 第 89 号	香美市社会体育基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決	26.10.20
決議案 第 1 号	行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	26.10.20
決議案 第 2 号	定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	26.10.20
意見書案 第 5 号	政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について	原案可決	26.10.20
意見書案 第 6 号	「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について	原案可決	26.10.20
意見書案 第 7 号	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について	原案可決	26.10.20